独立行政法人　国際交流基金
平成 29 年度業務実績評価

平成 30 年８月

外務省

目　次

Ⅰ．評価の概要 及び 総合評定　1

Ⅱ．項目別自己評価書

No. 1　文化芸術交流事業の推進及び支援　7
No. 2　海外における日本語教育・学習基盤の整備　26
No. 3　海外日本研究･知的交流の推進及び支援　45
No. 4　「アジア文化交流強化事業」の実施　63
No. 5　国際文化交流への理解及び参画の促進と支援　82
No. 6　海外事務所等の運営　91
No. 7　特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進　99
No. 8　組織マネジメントの強化　103
No. 9　業務運営の効率化、適正化　109
No.10　財務内容の改善　120
No.11　外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施　127
No.12　内部統制の充実・強化　137
No.13　事業関係者の安全確保　142
No.14　情報セキュリティ対策　145

Ⅰ．評価の概要 及び 総合評定

独立行政法人国際交流基金　平成29年度評価　評価の概要

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国際交流基金	
評価対象事業年度	年度評価	平成29（2017）年度（第4期中期目標期間）
	中期目標期間	平成29（2017）年度～平成33（2021）年度

２．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		外務大臣		
	法人所管部局	大臣官房（外務報道官・広報文化組織）	担当課、責任者	広報文化外交戦略課長 岡崎泰之 文化交流・海外広報課長 山谷裕幸
	評価点検部局	大臣官房（考査・政策評価室）	担当課、責任者	考査・政策評価室長　河原一貴

３．評価の実施に関する事項
１．監事からの意見聴取（平成30年6月27日） ２．理事等により業務実績説明（外務省及び外部有識者（外務省独立行政法人評価アドバイザー）出席）（平成30年7月10日） ３．外部有識者からの意見聴取（上記２．を踏まえたコメントシートの提出）

４．その他評価に関する重要事項
項目別自己評価書記載事項の扱いを以下のとおりとする。 （1）「２．主要な経年データ」の「①主要なアウトプット（アウトカム）情報」 ア．定量的指標及び関連指標の計画値、実績値、達成度を記載。 （2）「２．主要な経年データ」の「②主要なインプット情報」 ア．人件費については、「予算額」「決算額」には含まず、「経常費用」には含む。 イ．海外事務所における事業費・従事人員数は含まない。

独立行政法人国際交流基金　平成29年度評価　総合評定

１．全体の評定	
評定	Ｂ：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定状況

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
Ｂ				

評定に至った理由

以下を踏まえ、Ｂ評定とした。

・「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」７項目のうち、Ａ評定４項目、Ｂ評定３項目となり、所期の目標を上回る成果を上げた項目が過半数を占めたことに加え、「外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施」が所期の目標を上回る成果を上げたと認められる。

・一方で、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目のうち、上記「外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施」を除き、Ｂ評定４項目、Ｃ評定２項目となり、特に、「財務内容の改善」及び「内部統制の充実・強化」について、法令違反事例及び社会通念上不適切な事案が発生した。

２．法人全体に対する評価

（１）法人全体の評価

国際交流基金は独立行政法人国際交流基金法に基づき、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の対外関係の維持発展に寄与することを目的とし、各種の国際文化交流事業を実施している。

第4期中期目標期間の初年度にあたる平成29年度には、アジア文化交流強化事業、2018年にフランスで実施される「ジャポニスム2018」の準備作業、中央アジア文化交流ミッション派遣等、外交上の重要な国・地域を踏まえた機動的、効果的な事業を進めるとともに、従来から取り組んでいる文化芸術交流、日本語教育、日本研究・知的交流の3分野の事業を実施した。特記すべき事項及び評価は以下のとおり。

平成25年に政府が発表したアジアとの新しい文化交流政策「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」への取組として実施しているアジア文化交流強化事業は4年目に入り、その一環として実施した“日本語パートナーズ”派遣事業では、約600名を東南アジア10か国及び中国、台湾に派遣し、現地の中学・高校・大学等で日本語授業を通じて約14万人の生徒とふれあい、約28万人に日本文化を紹介した成果は評価に値する。今後も、“日本語パートナーズ”としての適格な人材の確保に向けた取組を一層強化するとともに、派遣終了後も、SNS等の活用を含めて派遣先国との関係継続を促進する仕組みづくりにも積極的に取り組んでいく必要がある。なお、パートナーズの安全確保に向けて、危機管理対応に引き続き万全を期すこと。

また、ASEAN設立50周年を記念して東京で開催した展覧会や、JFF（日本映画祭）アジア・パシフィック・ゲートウェイ構想事業などにおいて、のべ460件以上の事業に約141万人の参加を得たことは、アジアと日本の文化交流を強化することに大きく貢献していると評価できる。

今後は、「アジア文化交流強化事業」が折り返し点を迎えたことを踏まえて、さらなる外交的効果を追求するとともに、どのようなアウトカムが出ているかという視点で事業を捉えて評価をし、その成果を内外に広くアピールした上で、2020年以降の事業の発展的な継続を目指すことが期待される。

平成28年5月の安倍総理大臣と仏オランド大統領（当時）の合意により、日仏友好160周年にあたる平成30年度に大規模な日本文化行事「ジャポニスム2018」を開催することが決定し、平成28年

9 月から基金内に事務局を設置して準備を進めてきた。平成 29 年度には、50 を超える事務局主催の「公式企画」の準備に本格的に取り組み、平成 29 年 11 月に日仏双方で「記者発表会」を実施し、「ジャポニスム 2018」の趣旨・企画内容を内外に広く紹介した。今後は、このような注目度の高い事業に関する情報のタイムリーな発信と、SNS 活用の強化も含めた幅広い層にリーチ可能な広報にも継続して注力するとともに、これらの指標の他にも、様々なツールを活用した上で、そのインパクトを計測、評価することも検討していくべきである。

今後も、外務省との情報共有・連携を一層緊密に行い、機動的・戦略的な事業実施が求められる。

文化芸術交流事業では、「日本祭り開催支援事業」（5 か国 5 件）、主催公演事業（3 か国 4 件）、企画展事業（6 か国・地域 7 件）、巡回展（57 か国・地域）、日本映画上映会主催事業（67 か国・地域）を実施し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与する効果的かつ効率的な事業実施において成果を上げた。また、日本のテレビ番組を海外のテレビ局に無償提供する「放送コンテンツ等海外展開支援事業」では、目標（54 か国 500 番組）を大幅に上回る 101 か国・地域において 908 番組の放映を達成し、対日理解の増進に大きく貢献する成果を上げた点、評価できる。一方で、新たな日本の放送コンテンツ市場の開拓という観点からは、アウトカムに着目した一層戦略的な事業の実施が望まれる。

日本語教育事業については、日本語専門家派遣（41 か国 120 ポスト）、各国地域の教師に対する研修事業（1.2 万人参加）、各日本語教育機関の活動に対する助成事業（89 か国 568 件）など、各国・地域の状況を踏まえ、学習基盤整備事業を中心に事業を実施した。さらに、EPA に基づく我が国への看護師・介護福祉士受け入れ促進のための訪日前日本語研修や、広く国内外で学習者の能力を測る試験として活用される日本語能力試験を実施した他、世界中のどこででも学習者支援が可能となるｅラーニング教材の開発など、政策的、社会的要請に応える事業も積極的に実施した。今後は、こういった教材の国内での認知度向上にも積極的に取り組んでいくべきである。また、今年度の実績のみならず、有識者の指摘も踏まえたより適切な定量指標の計画値を設定・新設することも念頭に、新たな日本語教育ニーズへの対応も含めて、既存の事業の大胆な見直しや、限られた資源を最大限活用した事業の実施が期待される。

日本研究・知的交流事業では、日本研究機関支援（16 か国・地域 36 機関）や日本研究フェローシップ（のべ 143 人）の実施などを通し、次世代の日本研究者の育成及び国際連携の強化に重点的に取り組むとともに、知的対話・共同事業を推進している。特に、中国、米国向け事業では、発信力の高い有識者との連携強化を意識した事業を行った。さらに、「日米草の根交流コーディネーター派遣プログラム」では、中西部・南部の教育機関等に派遣されたのべ 13 名が地域に根ざした交流活動を行い、プログラム開始以来の事業参加者が約 99 万人に上るなど、草の根レベルでの相互理解、信頼関係構築を促進するなど、政策的要請に沿った事業を実施した。今後もフェローの動向のフォローアップについては、その方法を含めて戦略的に進めていく必要がある。

その他、業務運営の効率化、財務内容の改善及び業務運営に関する重要事項においては、不注意による法令違反の事案及び社会通念上不適切な事案が発生した。いずれについても、初動対応や事後対応を迅速かつ適切に行ったが、引き続き業務運営や内部統制については、再発防止策の徹底も含め、継続した改善及び見直しが必要である。

調達に関しては、随意契約の類型化を進め、競争性のない随意契約を削減すべく努力している点は評価できるものの、「真に随意契約によらざるを得ない」契約を排除した場合の競争性のない随意契約が全体の３割近くあるところ、引き続き公正性・透明性を確保した調達を行う必要がある。

また、組織マネジメントに関しては、ジャパン・ハウスを含めた外部機関との連携や相互補完についても積極的に進めていくことが必要である。

なお、全体に関して、前述のとおり、有識者から定量指標の設定の妥当性について指摘があったことから、より適切な定量指標の計画値を設定・新設することも検討すべきである。

（２）全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項
なし

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	・「ジャポニスム 2018」を着実かつ成功裏に実施し、米国及び ASEAN での「ジャポニスム 2019」（仮称）に円滑につなげるとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピックへの機運醸成に寄与することが期待される。（No.1、No.11） ・「放送コンテンツ等海外展開支援事業」については、新たな日本の放送コンテンツ市場の開拓という観点から、アウトカムに着目した一層戦略的な事業の実施が望まれる。（No.1） ・日本語専門家派遣事業について、行政事業レビュー公開プロセス（平成 27 年６月）における指摘を踏まえ、本中期目標期間中に 20 ポストを削減する計画をまとめたところ、着実に実施する必要がある。（No.2） ・日本研究・知的交流事業については、フェローの動向のフォローアップに関し、引き続き、その方法を含めて戦略的に進めていく必要がある。また、学問の自由も踏まえつつ、外交政策との生産的な連携に資する取組を続けることが期待される。なお、限られた予算内で事業の効果を最大限に得るため、文化交流や日本語教育・学習基盤の整備と戦略的に組み合わせて実施していくことが必要。（No.3） ・“日本語パートナーズ”としての適格な人材の確保に向けた取組を一層強化するとともに、派遣終了後も、SNS 等の活用を含めて派遣先国との関係継続を促進する仕組みづくりにも積極的に取り組んでいく必要がある。なお、パートナーズの安全確保に向けて、危機管理対応に引き続き万全を期すこと。（No.4） ・「アジア文化交流強化事業」が折り返し点を迎えたことを踏まえて、さらなる外交的効果を追求するとともに、どのようなアウトカムが出ているかという視点で事業を捉えて評価をし、その成果を内外に広くアピールした上で、2020 年以降の事業の発展的な継続を目指すことが期待される。（No.4） ・注目度の高い事業に関する情報のタイムリーな発信と、SNS 活用の強化も含めた幅広い層にリーチ可能な広報にも継続して注力するとともに、これらの指標の他にも、様々なツールを活用した上で、そのインパクトを計測、評価することも検討していくべきである。（No.5） ・顕彰事業の実施に当たっては、受賞者による学生や一般市民を対象とした講演会やフォローアップを継続して実施するとともに、メディアを通じた受賞者の功績の広報に努めることにより、国内外における国際文化交流への理解の促進に貢献することが期待される。（No.5） ・運営費交付金については、さらなる執行率の向上のため、執行管理体制の一層の強化を図る等の取組を進めるべきである。（No.10） ・資金運用については、外貨建債券の運用枠の拡大に伴う円資産からの振替について、為替変動リスクにも十分配慮しつつ、効率的な資金運用をすべき。（No.10） ・法令に定める要件を具備しない運用先に対し、譲渡性預金の預入を行っていた事案を踏まえ、チェック体制の強化や法令遵守に関する個々の職員の意識向上に努めるなど、再発防止に向けた取組を徹底すべき。（No.10、12）

	・安全管理に関する新たな体制の一層の整備・強化が求められる。また、今後は海外事務所での安全確保に関する訓練、シミュレーション等の取組が必要。（No.13）
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

４．その他事項	
監事等からの意見	１　基金の業務は、不注意にもとづく資金運用上の法令違反の事案が発生したことを除いては、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。なお、基金においては前記事案発覚後、すみやかに原因の究明、再発防止策の実施、内部関係者の処分等を行い、当該事実を適切に公表している。 ２　内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、前項に記載した事案を除いては、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。 ３　第１項に記載した事案を除いては、役員の職務に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事項は認められない。 ４　会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認める。 ５　事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。 ６　給与水準は勤務地域及び専門性を考慮して妥当と認める。 ７　入札及び契約の適正な実施については、調達等合理化計画や契約監視委員会の審議等を踏まえて継続的な改善がなされていると認める。 ８　理事長の報酬水準は、事業内容の特性及び他法人の参考事例等を踏まえて、妥当と認める。 ９　保有資産の見直しについては、適切に行われていると認める。
その他特記事項	有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・「ジャポニスム 2018」運営・実施準備については、平成 30 年度に実施する「ジャポニスム 2018」そのものの評価結果を待たなければならない。 ・放送コンテンツ等海外展開支援事業の実施において、平成 29 年度から目標を下げたことは、適当ではなかった。 ・日本研究機関に対する活動助成、ネットワーク形成支援においては、平成 29 年度の実績を踏まえて、平成 30 年度は新たな目標を設定するべき。 ・海外事務所の効果的な活用は、現地における国際文化交流への理解と参画の促進のために重要である。SNS を発信ツールとして活用する海外事務所を今後増やしていくことや、今以上の催しスペースの活用等を期待。 ・寄付金、協賛金等の自己収入の確保については重要な課題であり、今後も継続的な取組が必要。 ・基金の収入源の多元化をはかるべく、基金の予算や収支構造の中で特定寄付金をどのように位置づけるかを明確にし、寄付という形での参加を促進していくことが望ましい。 ・今後本格運用されるジャパン・ハウスとの連携や相互補完についても積極的に進めることを期待する。

独立行政法人国際交流基金　平成29年度評価　項目別評定総括表

中期目標	年度評価					項目別評定調書No.	備考
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
文化芸術交流事業の推進及び支援	A					No. 1	
海外における日本語教育・学習基盤の整備	A○					No. 2	
海外日本研究･知的交流の推進及び支援	B					No. 3	
「アジア文化交流強化事業」の実施	<u>A</u>○					No. 4	
国際文化交流への理解及び参画の促進と支援	A					No. 5	
海外事務所等の運営	B					No. 6	
特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進	B					No. 7	
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
組織マネジメントの強化	B					No. 8	
業務運営の効率化、適正化	B					No. 9	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善	C					No. 10	
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項							
外交上の重要地域･国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施	<u>A</u>○					No. 11	
内部統制の充実・強化	C					No. 12	
事業関係者の安全確保	B					No. 13	
情報セキュリティ対策	B					No. 14	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
　難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

Ⅱ．項目別自己評価書

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.1	文化芸術交流事業の推進及び支援
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ　広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－１－４　国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成29年度政策評価事前分析表 外務省29-Ⅲ-１-４（国際文化交流の促進） 平成29年度行政事業レビューシート番号 0096（独立行政法人国際交流基金運営費交付金）

２．主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
【指標１－２】公演来場者数	計画値	１公演あたり平均500人以上	平成27年度の実績平均値１公演あたり453人	500人				
	実績値			603人				
	達成度			121%				
【指標１－３】映画上映会来場者数	計画値	１プロジェクトあたり平均1,600人以上	平成24年～27年度の実績平均値１公演あたり1,591人	1,600人				
	実績値			1,864人				
	達成度			117%				
【指標１－４】放送コンテンツ等海外展開支援事業において、54か国以上、のべ	計画値	54か国以上、のべ500番組以上の放	平成29年1月末実績51か国／のべ	54か国以上、のべ500番組以上				

500番組以上の放映を達成する。	実績値	映を達成する。	200番組	101か国・地域、のべ908番組				
	達成度			182%				
主催文化芸術交流事業における報道件数	実績値			3,835件				
来場者・参加者アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目の５段階評価で上位２つの評価を得る割合	実績値			88%				
主催事業実施件数	実績値		平成24～27年度の実績平均値 336件	1,144件				
助成事業実施件数	実績値		平成24～27年度の実績平均値 266件	193件				
日中交流センター事業の派遣・招へい人数	実績値		平成24～27年度の実績平均値 160人	119人				

中国高校生長期招へい事業による被招へい者及び受入校アンケートの５段階評価で上位２つの評価を得る割合	実績値			96%				

＜目標水準の考え方＞
○公演への来場者目標数について、前期中期目標期間中の最大実績値である平成 27 年度の水準以上を目指すとの考えから、平成 27 年度実績平均値以上を目標とした。
○映画上映会への来場者目標数について、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、平成 24～27 年度平均値以上を目標とした。
○放送コンテンツ等海外展開支援事業は、提供国数及びのべ番組数の最新の実績値である平成 29 年１月末時点の実績を上回ることを目標とする。

＜想定される外部要因＞
○二国間関係の悪化やテロ等治安状況の悪化が事業実施の阻害要因となったり、アンケート等の結果に影響を与えたりする可能性がある。

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
予算額（千円）	3,536,628				
決算額（千円）	3,165,715				
経常費用（千円）	3,474,778				
経常利益（千円）	▲ 1,308,045				
行政サービス実施コスト（千円）	3,288,063				
従事人員数	49				

３－１．各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

【中期目標】
ア 文化芸術交流事業の推進及び支援
　多様な日本の文化及び芸術を海外に紹介し、また双方向型の事業を実施することにより、文化や言語の違いを超えた親近感や共感を醸成し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与することが必要である。そのため、我が国の舞台芸術、美術、映画等を海外に紹介する事業、国際共同制作や人物交流等を含む双方向型及び共同作業型の事業、文化遺産の保護等の国際貢献

事業を実施（主催事業）又は支援（助成事業）する。また、青少年を中心とする日中両国民相互間の信頼構築のために、高校生の交流事業等により日中間相互交流の促進を行う。

これらの実施に際しては、外交政策上の必要性及び相手国との交流状況や、各国における日本文化・芸術に対する関心や文化施設等の整備状況等、現地の事情・必要性及び今後の動向を的確に把握するとともに、これまで基金の事業に参加したことがなかった人を含め対日関心層の拡大を図るため、一般市民への働きかけを強化する。また、日本国内外において、情報の収集やネットワーク形成を行い、効果的な事業の実施につなげる。

更に、平成 28 年 5 月の日仏首脳会談において実施が合意された大規模な日本文化行事「ジャポニスム 2018」については、基金が事務局に指定されているところ、本件事業を着実に実施する。実施に当たっては、日仏友好 160 周年の記念事業としての位置づけを十分意識しつつ、2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を見据え、地方の魅力を発信し、インバウンド観光の促進、和食・日本産酒類等日本産品の海外展開にも貢献するよう配慮する。

【中期計画】

ア　文化芸術交流事業の推進及び支援

文化や言語の違いを超えた親近感や共感を醸成し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与する。また、国を越えた専門家同士の交流や共同制作、共同作業を積み重ねることで文化・芸術の各分野で強固なネットワークを構築する。事業の実施に当たっては、外務本省や在外公館と連携して、外交との連動を十分に意識した事業展開を行うとともに、他の政府機関との役割分担に配慮しつつ、効果的かつ効率的に対日理解・関心を増進させることを目指す。

・公演等の実施又は支援

海外における対日関心の喚起と日本理解の促進を図るため、日本文化諸分野の専門家や芸術家による舞台公演等を実施又は支援する。実施に当たっては、インパクトと波及効果の大きい事業の実施に留意する。

・展覧会の実施又は支援

海外において効果的・効率的に日本理解の促進を図るため、日本国内外の美術館・博物館等との共催による日本美術・文化に関する展覧会の実施、基金が制作した巡回展セットの諸外国への巡回、海外で開かれる国際展への日本側主催者としての参加や、我が国の美術や文化を紹介する展覧会を実施する海外の美術館・博物館への支援を実施する。

・海外日本映画上映会の実施及び支援

日本映画の紹介による日本理解促進のため、海外において映画フィルム及び DVD・ブルーレイ等のデジタル上映素材を用いて、日本映画上映会を実施する。また、諸外国において日本映画を上映する映画祭・映画専門文化機関等を支援する。日本映画上映会の実施に当たっては、インパクトと波及効果の大きい事業の実施に留意する。

・放送コンテンツ等海外展開支援事業の実施

商業ベースでは我が国の放送コンテンツの放送が進まない国・地域（南アジア、大洋州、中南米、中東、東欧、アフリカ等）へ我が国のテレビ番組を提供し、それらの国・地域における我が国のテレビ番組の放送を促進する。なお、平成 29 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、「総合的な TPP 等関連政策大綱」（平成 29 年 11 月 24 日 TPP 等総合対策本部決定）の一環として措置されたことを踏まえ、本事業のために活用する。

・日中交流センター事業

未来志向の日中関係を築く礎となる、より深い日中間の青少年交流・市民交流の実現を目的として、中国の高校生を約 1 年間招へいする中国高校生長期招へい事業、中国の地方都市において市民が我が国の最新情報や日本人と接することのできる「ふれあいの場」の運営、日中両国の大学生が共同で交流イベントを企画・実施する大学生交流等を実施する。中国高校生長期招へい事業においては参加者の相互理解の促進を目指す。

・「ジャポニスム 2018」の実施

平成 28 年 5 月の日仏首脳会談において実施が合意された大規模な日本文化行事「ジャポニスム 2018」については、基金が事務局に指定されているところ、本件事業を着実に実施する。実施に当たっては、日仏友好 160 周年の記念事業としての位置づけを十分意識しつつ、2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を見据え、地方の魅力を発信し、インバウンド観光の促進、和食・日本産酒類等日本産品の海外展開にも貢献するよう配慮する。

【留意点】
上記事業の実施に当たっては、以下の点に留意する。
a. 外交上の重要性に基づき、実施地、対象層及び実施手段を的確に選択の上、事業の集中的な実施を検討する。
b. 我が国と相手国との交流状況や、現地の事情・必要性及び今後の動向、相手国国民のニーズ（対日関心、日本文化に対する理解、文化芸術一般に対する関心の傾向等）や、文化交流基盤（劇場、美術館等文化交流関連施設や、専門家等人的資源の量的・質的水準等を総合的に考慮したもの）を的確に把握し、地域・国別事業方針に基づく事業を効果的に実施する。また、これまで基金の事業に参加したことがなかった人を含め対日関心層の拡大を図るため、一般市民への働きかけを強化する。
c. 文化芸術交流事業の様々な手法を組み合わせた複合的・総合的な事業実施や、専門家同士の交流、共同制作、共同作業の実施により、より深い日本理解につなげる。
d. 共催・助成・協力等多様な形態で他機関との連携を図ることにより、外部リソースを活用し、事業実施経費を効率化するとともに、文化交流を活性化する。
e. 日本国内外において、文化芸術交流に関する情報を収集し、文化芸術交流の成果等に関する情報発信を的確に行う。専門家間の相互交流やネットワーク構築・国際的対話を促進することにより、基金事業も含め、国際文化交流を促進する。
f. 日中交流センターの運営に当たっては、自己収入財源（政府出資金等の運用益収入等）により、青少年を中心とする国民相互間の信頼構築を目的とする事業の継続的かつ安定的な事業実施を図る。
g. 事業効果を確認するためにアンケートを実施する場合は、5段階評価で中央値を除外した上位2つの評価を得た割合を評価対象とする。
h. 文化遺産の保護の分野における国際貢献事業の実施に当たっては、海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成18年法律第97号）の着実な施行に配慮する。
i.「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」に資する事業の実施に配慮する。

【年度計画】
ア　文化芸術交流事業の推進及び支援
文化や言語の違いを超えた親近感や共感を醸成し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与する事業、また、文化・芸術の各分野で強固なネットワークを構築するための、国を越えた専門家同士の交流や共同制作、共同作業型事業を、我が国の外交上の要請にも配慮しつつ、以下のように実施する。事業実施に当たっては、特に対日関心層の拡大に留意し、文化・芸術の各分野の事業を通じて海外における効果的かつ効率的な対日関心の喚起、対日理解の促進を図る。
・公演等の実施又は支援
日本文化諸分野の専門家や芸術家による舞台公演等を実施又は支援する。「『日本祭り』開催支援事業」を通じては、日本祭り等の日本関連イベントにおいてハイライトとなり得る日本文化紹介事業を実施する。主催公演事業については、インパクトと波及効果の大きい事業の実施に留意し、1公演あたりの平均来場者数500人を達成することを目標とする。
・展覧会の実施又は支援
海外における日本美術・文化に関する展覧会、基金が制作した巡回展セットの諸外国への巡回、海外で開かれる国際展への日本側主催者としての参加の諸事業を実施する。また、我が国の美術や文化を紹介する展覧会を実施する海外の美術館・博物館や、日本美術コレクションを有し、その有効活用のための基盤整備を必要とする欧米の美術館・博物館に対する支援を実施する。
・日本関連図書の海外紹介の実施又は支援
海外で開かれる国際図書展への参加や、日本関連図書についての情報発信、日本語図書の外国語翻訳・出版を行う海外の出版社に対する支援を実施する。
・人物交流、情報発信等の実施又は支援
国際共同制作や人物交流等を含む双方向型、共同作業型の事業、並びに相手国の文化振興や文化交流の基盤整備等に資する国際貢献事業を実施又は支援する。また、日本文化や国際交流に関する情報発信や、学芸員等専門家の交流を推進し、公演、展示、出版等の事業企画につなげる。
・海外日本映画上映会の実施及び支援

海外において映画フィルム及び DVD・ブルーレイ等のデジタル素材を用いて、日本映画上映会を実施する。日本映画上映会の実施に当たっては、インパクトと波及効果の大きい事業の実施に留意し、主催事業については、１プロジェクトあたりの平均来場者数 1,600 人の達成を目標とする。

また、諸外国において日本映画を上映する映画祭・映画専門文化機関等を支援する。

・放送コンテンツ等海外展開支援事業の実施

商業ベースではわが国の放送コンテンツの放送が進まない国・地域（南アジア、大洋州、中南米、中東、東欧、アフリカ等）へ我が国のテレビ番組を提供し、それらの国・地域において我が国のテレビ番組を放送し、対日理解、日本理解の増進を図る。計 54 か国以上、のべ 500 番組以上の放送達成を目標とする。なお、平成 29 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」（平成 29 年 11 月 24 日 TPP 等総合対策本部決定）の一環として措置されたことを踏まえ､本事業のために活用する。

・日中交流センター事業

未来志向の日中関係を築く礎となる、より深い日中間の青少年交流・市民交流の実現を目的として、中国の高校生を約１年間招へいする中国高校生長期招へい事業、中国の地方都市において市民が我が国の最新情報や日本人と接することのできる「ふれあいの場」の運営、日中両国の大学生が共同で交流イベントを企画・実施する大学生交流等を実施する。中国高校生長期招へい事業をはじめとした上記事業の実施を通じ、日中両国からの参加者の相互理解の促進を目指す。

・「ジャポニスム 2018」運営・実施準備

2018 年にパリを中心に開催が予定されている「ジャポニスム 2018」に向け、着実に準備を執り行う。具体的には、事務局運営及び日仏の関係府省庁・関係機関・関係者との連携・調整を進めつつ、展覧会・舞台公演・映像・生活文化他様々な分野における諸事業企画の策定・準備に取り組み、また、それらの準備段階から、2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会への繋がりを意識しつつ、広報を通じた「ジャポニスム 2018」に係る周知と機運醸成に努める。

【主な評価指標】

【指標１－１】来場者・参加者の対日関心喚起、日本理解促進

（関連指標）

・主催文化芸術交流事業における報道件数

・来場者・参加者アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目の５段階評価で上位２つの評価を得る割合

【指標１－２】公演来場者数１公演あたり平均 500 人以上（平成 27 年度の実績平均値１公演あたり 453 人）

【指標１－３】映画上映会来場者数１プロジェクトあたり平均 1,600 人以上（平成 24 年～27 年度の実績平均値１公演あたり 1,591 人）

（関連指標）

・主催事業実施件数（年度）（平成 24～27 年度の実績平均値 336 件）

・助成事業実施件数（年度）（平成 24～27 年度の実績平均値 266 件）

【指標１－４】放送コンテンツ等海外展開支援事業において、54 か国以上、のべ 500 番組以上の放映を達成する。（平成 29 年１月末実績 51 か国／のべ 200 番組）

【指標１－５】中国高校生長期招へい事業による参加者の相互理解の促進

（関連指標）

・日中交流センター事業の派遣・招へい人数（年度）（平成 24～27 年度の実績平均値 160 人）

・中国高校生長期招へい事業による被招へい者及び受入校アンケートの５段階評価で上位２つの評価を得る割合

３－２．業務実績

諸外国における日本の文化・芸術に対する関心を促進し理解を深めるため、全世界を対象に、様々なプログラムを通じて日本文化の多様な魅力を効果的に紹介した。日本祭り開催支援事業（5 か国 5 件）、主催公演事業（3 か国 4 件）、企画展事業（6 か国・地域 7 件）を実施。さらに、巡回展（57 か

国・地域）や日本映画上映会主催事業（67 か国・地域）、放送コンテンツ等海外展開支援事業（101 か国・地域のべ 908 番組放送開始）、芸術家や日本文化諸分野の専門家の海外派遣助成事業（63 か国・地域 105 件）等を通じ、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与する継続的な事業展開を安定的・効率的・効果的に行った。

（1）公演等の実施又は支援

5 か国 9 都市において 5 件の日本祭り開催支援事業、3 か国 4 都市において 4 件の主催公演事業を実施したほか、63 か国・地域への芸術家や日本文化諸分野の専門家の派遣事業 105 件に対して助成を行った。加えて、北米と欧州地域の 14 か国 59 都市における日本の舞台芸術公演や共同制作公演 19 件に対して助成を行った。

ア．日本祭り開催支援事業

外務省戦略的対外発信重点対象国における「日本祭り」（平成 29 年度は、米国、インド、エジプト、スペイン、マレーシアの 5 か国を対象）で、祭りのハイライトとなる日本文化紹介事業を実施するために、現地ニーズを踏まえて日本から専門家や芸術家を派遣し、日本の多様な魅力を集中的・多角的に紹介した。主たる事例は以下の通り。

（ア）米国

日米の友好親善関係の象徴的イベントともいえる毎年恒例のワシントン DC での「全米桜祭り」（2018 年 3 月）に合わせ、矢野顕子氏、T.M.Revolution、福岡県立八幡中央高等学校書道部を派遣し、全米桜祭り開会式公演を行った。会場は満員となり、矢野顕子氏、T.M.Revolution については現地のファンも多数参加して会場を盛り上げ、開会式のハイライトを飾るイベントの一つとなった。「第 10 回書道パフォーマンス甲子園」優勝校である八幡中央高校は、現地高校での書道パフォーマンスや美術館での書道体験ブース出展を通して、幅広い層の人々に書道の魅力を伝えた。矢野顕子氏は全米有数のジャズクラブ・Blues Alley でも 2 回公演を行い、それぞれ満員の聴衆を集めた。

（イ）インド

日本・インド文化協定発効 60 周年を記念して、2017 年 10 月から 12 月にかけて 3 組のアーティスト（Makoto Kuriya/Creative Jazz Ensemble Japan、新・純邦楽ユニット「WASABI」、日本舞踊グループ「五耀會」）をインドに派遣し、公演とワークショップを行った。現地メディアは公演の様子を「多くの観客が、足を叩き手拍子をしながら Makoto Kuriya のピアノの音に耳を傾けた」（The Indian Express）と伝え、観客が公演を楽しみ、好意的にとらえたことが、大きく報道された。また、日本舞踊グループ「五耀會」は、インド伝統芸能とのコラボレーションで 3 作品を上演し、会場は満席となった。本公演は、毎日新聞でも大きく取り上げられ、「総立ちの観客。鳴りやまない拍手―…五耀會とインド古典舞踊による日印共同制作公演が昨年 12 月、ニューデリーで開かれ、両国の伝統芸能の美しさを融合させた舞台が地元観客を魅了した」と高く評価された。

（ウ）スペイン

日本スペイン外交関係樹立 150 周年を記念して、2018 年 3 月に、「渋谷慶一郎＋初音ミク ボーカロイド・オペラ『THE END』」公演をマドリードとバルセロナで実施し、全 5 公演、計 3,243 人の来場者を得た。「THE END 」はボーカロイド「初音ミク」を使ったオペラ作品であり、スペインでは、若年層を中心として日本のマンガ・アニメに対する高い関心が存在するが、初音ミクという人気キャラクターを軸にしつつ、ロボットの死という哲学的なテーマを扱った本作品は、幅広い層からの注目を集め、メディアからは芸術性・技術性を賞賛する声が多く聞かれた。

イ．主催公演

3か国4都市において4件の主催公演事業を実施し、1万2千人以上の来場者を得た。主な公演事業は以下のとおり。英国では、現地機関との連携により、浄瑠璃と現代演劇という種類の異なる舞台を連続的に実施し、日本の文化面でのプレゼンス向上に効果を上げげた。

（ア）英国：猿八座による古浄瑠璃「弘知法印御伝記」ロンドン公演

江戸時代に日本から持ち出され、英国に1冊だけ残る古浄瑠璃本「越後国柏崎 弘知法印御伝記」の復活上演を、2017年6月に英国・大英図書館で実施した。公演に合わせて、ドナルド・キーン氏（コロンビア大学名誉教授）と鳥越文蔵氏（早稲田大学名誉教授）による講演と、人形遣いのデモンストレーションも行われ、2日間のイベントは両日とも満席となった。本事業については、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、新潟日報等、国内メディアに多数記事が掲載された他、キーン氏と本事業とのかかわりがドキュメンタリー番組「ドナルド・キーン 95歳　心の旅」(BS-TBS 全国放送)として放送されるなど、日本国内でも注目度の高い事業となった。

（イ）英国：蜷川幸雄氏演出「NINAGAWA・マクベス」英国公演

英国2都市（ロンドン、プリマス）にて、2017年10月に日本を代表する演出家、故・蜷川幸雄氏演出作品「NINAGAWA・マクベス」の公演をロンドンのバービカンとプリマスのシアター・ロイヤル・プリマスで実施した。蜷川氏一周忌追悼公演という形で同氏の足跡を伝えた。1980年に初演された本作品は、蜷川氏の代表作の一つとして国内外で上演されており、英国でも初演当時、聴衆に強い印象を与えた。約30年ぶりとなる英国での再演は、新たな若い世代の観客に偉大な日本人演出家によるシェイクスピア作品を紹介する貴重な機会となり、計7公演で8千人を超える来場者を得た。また、本公演を機に、ロンドンにて、山口宏子氏（演劇記者/朝日新聞社）によるトークイベントも実施し、蜷川氏の演出作品、功績を振り返った。本事業については、The Guardian、Financial Times、日本経済新聞、毎日新聞、朝日新聞等、国内外のメディアに多数記事が紹介された。

（ウ）キューバ：日本・キューバ・ダンス協働事業

日本からキューバへの移民120周年を記念し、2018年3月から4月にかけて現代美術とダンスの両国のアーティストによるプロジェクトを実施した。ダンス公演を現代美術の展覧会会期中に開催することで相乗効果を狙った。日本とキューバのダンス協働事業では、日本のダンスカンパニーKARASの新作と、キューバのダンスカンパニーAcosta Danza（キューバの国民的バレエダンサーが近年立ち上げたカンパニー）の新作、さらに勅使川原三郎／KARASがAcosta Danzaに振付・演出する新作、の3作品を上演。初日にはキューバ文化大臣などの要人が来場し、全3回の公演はすべて満席となり、合計3,300人の来場者を得た。国際的に注目される勅使川原三郎／KARASとAcosta Danzaの初めての協働事業で、海外のマスコミ、舞台芸術プレゼンター、支援団体関係者の来場もあった。また制作された作品は今後5年間の再演権がAcosta Danzaに付与されたことから今後の展開が期待される。

（２）展覧会の実施又は支援

1か国1都市において1件の国際展事業、6か国7都市において7件の企画展事業を実施したほか、19か国における日本の美術・文化を紹介する展覧会等33件に対して助成を行った。 加えて、日本美術コレクションを有する欧米の美術館・博物館4機関に対して基盤整備支援を行った。

ア．第57回ヴェネチア・ビエンナーレ国際美術展日本館展示

世界的に注目度の高いヴェネチア・ビエンナーレでは国際美術展と国際建築展が隔年交代で開催されており、国際交流基金は両展の国別参加部門の日本館展示を継続的に主催している。2017年の国際

美術展では鷲田めるろ氏（金沢21世紀美術館）をキュレーターに迎え、「逆さにすれば、森」のタイトルで、出品作家・岩崎貴宏氏の作品を紹介。日本館への来場者数は44万6千人に上り、内覧会ではロシア連邦政府副首相やフランス文化大臣が日本館展示を視察した。国内外での報道も124件に上った。また、出品作家の岩崎氏は、本展での功績により、平成29年度（第68回）芸術選奨　文部科学大臣新人賞を受賞した。

なお、2018年度の第16回ヴェネチア・ビエンナーレ国際建築展日本館展示キュレーター選考に関し、選考プロセスの一部に社会通念上不適切な点があったと判断されたことから、再選考を行った上で、再発防止のために関連ルールの整備を行った。

イ．ポンピドゥ・センター・メッスでの建築展、美術展

フランスのポンピドゥ・センター・メッスで、2017年9月から2018年1月まで「ジャパン−ネス Japan-ness 1945年以降の日本の建築と都市計画」展を、2017年10月から2018年3月まで「ジャパノラマ Japanorama 1970年以降の新しい日本のアート」展を開催。前者は戦後から現代までの日本建築史を総括するヨーロッパで初の大規模な建築展であり、後者は1970年以降の日本の現代美術・視覚文化を概観的に俯瞰するもので、1986年の「前衛芸術の日本1910-1970」展（ポンピドゥ・センター）以来の大規模な現代美術展となった。両展の来場者数は約19万人にのぼり、国内外からの注目度も高く、The New York Times紙では「日本人の創造力を、時代、表現手段、世代を超えて検証するフランスで初めての展覧会」との評を得たほか、産経新聞（2017年10月24日）でも詳細な紹介記事が掲載された。また、フランスの大手週刊誌L'Express誌では、「我々がよく知っている『禅』や『カワイイ』日本といったビジョンにはおさまらない、知られざる日本の創造性を見せ、強烈なパワーを放つ展覧会」と高く評された。2018年に実施する大規模日本紹介行事「ジャポニスム2018」のプレリュード企画として、フランス国内での日本文化への関心惹起に効果を上げた。

ウ．巡回展

広く全世界に向けた継続的な事業展開として、19セットの巡回展を世界57か国・地域の91都市で開催し、合計26万8千人を超える来場者を記録した。アンケート回答者の93%から「有意義」以上の評価を得た。また、7か国・13都市に本邦から専門家を派遣し、展覧会の内容に関するレクチャー・デモンストレーションを実施し1,000人以上が参加。より深い日本理解の促進を図った。

（3）日本関連図書の海外紹介の実施又は支援

12か国の国際図書展に日本ブースを出展した。合計19万人以上が日本ブースを訪問し、アンケート回答者の94%から「有意義」以上の評価を得た。必ずしも日本への関心が高くない人々も多数集まる国際図書展の集客力を活かし、ブース出展にとどまらず講演会、作家との交流、折り紙ワークショップ、書道デモンストレーション等、日本文化に気軽に触れる機会も提供した。また、人文・社会科学分野の日本の書籍を翻訳出版する海外の出版社に対する助成事業も継続実施し、平成29年度は17か国で21件を支援。助成対象書籍の合計発行部数は5万1千部に達した。

（4）人物交流、情報発信等の実施又は支援

文化交流の人的ネットワーク構築と人材育成の促進のため、2件の専門家等交流事業を実施した。また、文化芸術分野に関する情報提供のため、3件の情報発信事業を実施した。

ア．学芸員交流

米国中西部及び南部より、現代美術を専門とする若手学芸員5名を日本に招へいし、国内の美術館、ギャラリー、作家スタジオ等を訪問。日本の作家、キュレーター、コレクター等と交流し、ネットワーク構築を行った。継続的に実施している交流事業であり、過去の招へい者が日本人アーティストを

起用した展覧会を企画するなどの成果を上げている。

イ．情報発信

日本の舞台芸術情報を海外に発信し、舞台芸術分野の国際交流を促進することを目的としたウェブサイト「パフォーミング・アーツ・ネットワーク・ジャパン」を運営し、アーティストインタビュー等で構成される新規記事を年間 8 号発行した。伝統芸能から現代演劇、コンテンポラリーダンスまで様々なジャンルの日本の舞台芸術を紹介し、多くの読者を獲得した。

（5）ASEAN 文化協力事業

日本が有する知見や経験を活用し、ASEAN 諸国の文化振興や文化交流の基盤形成に資する活動に継続的に取り組んでいる。平成 29 年度は特に以下の 2 件に重点的に取り組んだ。

ア．ASEAN オーケストラ支援

ASEAN 諸国のオーケストラに対する演奏技術向上とマネジメント・スタッフ育成を目的とする、平成 25 年度からの継続事業。平成 29 年度は、日本のプロオーケストラでの活動経験者をベトナムのオーケストラに 1 年間派遣する「長期派遣」と、インドネシアのオーケストラのスタッフを約 2 週間日本に招へいする「短期招へい」を行うと共に、ミャンマー国立交響楽団に対する日本の音楽家及び楽器修理等専門家の派遣指導を年 4 回行った。継続的な支援の結果、演奏技術の向上、取り組み姿勢の変化、関係者間のネットワーク拡大といった面で効果が出始めており、ミャンマー国立交響楽団の団員の上達ぶりは朝日新聞（2018 年 4 月 12 日夕刊一面）でも紹介された。

イ．アジア学生パッケージデザイン交流事業（ASPaC）

アジア各国・地域（日本、中国、韓国、台湾、インドネシア、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム）で実施された、パッケージデザイン分野の予選コンテスト（大学生向け公募）の受賞者及び審査員を日本に招へいし、最終選考、受賞作品の展示会及び日本の関係者との交流を行った。過去の受賞者には、本事業をきっかけにプロのパッケージデザイナーとなった者もおり、継続的な取り組みにより、デザインの質向上や関係者間のネットワーク拡大のみならず、アジアにおける文化・経済両面での連携が期待される。また、平成 29 年度は、受賞作品の展示会をインドネシアでも開催し、会場となった大学、関連レクチャーを実施した民間企業等との協力関係は、産官学連携のモデルケースとなった。

（6）文化協力を通じた国際貢献事業

スリランカに日本の吹奏楽団の指揮者及びクラリネット奏者を派遣し、地元吹奏楽団等への指導及び成果発表のアウトリーチコンサートを実施した。また、ジンバブエに障がい者スポーツ専門家 5 名（車いすテニス、バスケットボール）を派遣し、首都ハラレにある福祉施設において、選手、生徒、コーチ、教師を対象に、障がい者スポーツ普及講習会を実施。実技のみならず、車椅子修理講習も実施し、道具の維持管理を含めた幅広い内容の事業となった。

（7）海外日本映画上映会の実施及び支援

映像分野では、基金が保有するフィルムライブラリー所蔵作品及びブルーレイ等のデジタル素材を有効活用し、67 か国・地域で日本映画上映会主催事業を実施した。合計約 12 万 5 千人の観客に日本の歴史・文化・社会の諸相を鮮明に伝え、約 93%のアンケート回答者から「有意義」以上の評価を得た。中でも日中国交正常化 45 周年記念事業として、映画を通じて互いの文化への理解、関心を深めるとともに、日中の映画関係者の相互交流を促進することを目的に、日中計 7 都市で互いの映画上映会を開催し、合計 2 万人以上の集客を得た。その他、劇映画 4 作品の DVD を新たに全世界の基金海外事

務所および在外公館に配布し、これまで送付済みのDVDや海外フィルムライブラリーを活用した日本映画上映会には計約6万9千人が来場した。

（8）放送コンテンツ等海外展開支援事業の実施

平成26年度補正予算および平成27年度補正予算により措置された「放送コンテンツ等海外展開支援事業」により、南アジア、大洋州島嶼部、中南米、東欧、中東、アフリカ等の海外テレビ局に対し提供した日本のテレビ番組について、平成29年度は、 101か国・地域、のべ908の多種多様な番組が放送され、各国一般市民の対日理解の増進を図ることができた。加えて、これまで商業ベースで日本のコンテンツが放送されにくかった本事業対象国・地域への番組提供から放送実現までのプロセスを通じて得られた海外での放送反響、放送環境ならびに番組購入への関心等の情報をコンテンツホルダーに還元し、将来的な商業的海外展開への基盤整備の一助とした。

また、平成27年度および平成28年度の実績を踏まえ、平成29年度補正予算（第1号）により追加的に措置された運営費交付金を用いて行う事業については、実施対象国の在外公館を通じて、海外テレビ局への提供プロセスを開始した。

（9）日中交流センター事業

未来志向の日中関係を築く礎となる、より深い日中間の青少年・市民交流の実現を目的として、以下の事業を実施した。

ア．中国高校生長期招へい事業

日本語を学習している中国の高校生に約 11 か月間、日本国内の高校で留学生活を送る機会を提供した。平成29年度は、11期生31名・12期生30名を招へい。中国の高校生は日本各地でホームステイや寮生活をしながら高校生活を送ることで日本の社会や文化を体感し、日本人との交流を深め、第11期生の100%が本事業を有意義であったと回答した。同時に、留学先の高校のクラスメート・学校関係者・ホストファミリー等にとっても生の中国と触れる貴重な機会となっており、アンケートでは受け入れ校の91%、ホストファミリーの80% が「大いに得るものがあった」または「得るものがあった」と回答している。

また、日中双方の参加者の相互理解の促進に資する取組として、本事業を高く評価する在京中国大使館教育処との共催により、中国の高校生を長年受け入れてきたホストファミリーの短期訪中事業が初めて実現した。9家庭16名が北京・天津を訪問し、かつて受け入れた生徒との再会を喜んだ。中国国際放送（ラジオ）や『人民中国』でも取り上げられた。

本事業では既に第11期までに360名のOB・OGを輩出して来たが、留学・就職等のために再度長期来日する者も多く、その数は計151名（2018年4月現在）とOB・OGの4割を超える。高校卒業後の進路も多彩で、中国や日本で有名大学に進学する他、米国・豪州・韓国の大学に進学する者、また既に社会人となったOB・OGの中には中国外交部へ就職した者も見られる。平成29年7月には、「高考」（中国の大学入学試験）の日本語科目で異例の満点を取った第8期生OGが中国メディアに取り上げられた。

OB・OGは、中国各地の「ふれあいの場」が実施する交流活動に積極的に協力したり、本事業の後輩にあたる来日中の被招へい生徒にアドバイスを行ったり、自ら日中学生交流活動を企画・実施する等、その多くが進学・就職後も日本との交流を継続している。

なお、平成29年度は、本事業に対し外部より100万円の寄附金を受けた。また、NHK WORLD RADIO JAPAN中国語放送の番組『波短情長』（リスナーズフォーラム）にて本事業が紹介された。

イ．中国各地に設置した「ふれあいの場」の運営

生の日本に触れる機会が限られている中国の地方都市において、中国国内機関と共同で「ふれあい

の場」を設置し、日本の最新コンテンツの閲覧・視聴を通じ、今現在の日本を体感できる場を提供しているが、現地からの新規設置要請の声に迅速に応え、平成29年度は、陝西省西安市の陝西師範大学と貴州省貴陽市の貴州大学の2か所に新たに開設し、「ふれあいの場」は合計15か所（移設のため一時閉鎖中の南京を含む）となった。
運営体制の強化のため、「ふれあいの場」の実務担当者を対象にした研修を 10 月に西寧で実施し、各「ふれあいの場」の運営上のノウハウや経験を共有し、中国各地の「ふれあいの場」同士の横の連携の強化を図った。また、平成28年度に引き続き、「ふれあいの場」でボランティアとして運営に携わる学生の代表１名ずつを日本に招へいして「ふれあいの場代表学生訪日研修」を実施した。
「ふれあいの場」の諸活動や大学の日本語授業をサポートする人材を配置する「ふれあいパートナーズ」事業では、2名をハルビン及び済南に長期配置し、また短期派遣も3件（西寧、杭州、昆明）実施した。
また、年 2 回の公募で選抜された日本の大学生グループが約１週間の日程で中国「ふれあいの場」に赴き、現地の大学生と共に日本文化や日本語を紹介するイベントを創り上げる事業を、平成29年度は6件（延辺、昆明、成都、長春、ハルビン、貴陽）実施し、長崎新聞・琉球新報・沖縄タイムズに記事が掲載された。
加えて、平成28年度に続き平成29年度も中国「ふれあいの場」3か所で実施した「日本企業文化紹介セミナー」では、中国高校生長期招へい事業OGが講師として登壇し、日本での就職活動や日本企業で働くことについて自身の経験を語った。
以上のとおり、「ふれあいの場」では、年間を通じて様々な日中交流イベントを開催し、日中間の特に若い世代の相互理解を促進した。

ウ．交流ネットワークの促進
以下の事業を通じ、日中間の交流の担い手となる層の拡大とネットワークの形成を促進した。
平成25年度から引き続き、「ビジネス」を切り口に、日中の大学生が企業訪問やディスカッションを通じて相互理解を深める合宿型交流事業「リードアジア」を日中学生交流連盟との共催で実施した。本事業では、「ビジネス」「インターン」「就職」等の要素を取り入れることでこれまで日中交流に特段関心のなかった学生をも引き付けており、商社専門紙『ブレーンズ』にも紹介記事が掲載された。
平成 28 年度に引き続き、公益財団法人かめのり財団との共催で「日本高校生短期訪中事業」を実施し、「中国高校生長期招へい事業」の受入校及び今後の受入校候補の生徒・教員等が中国の学校・教育事情に触れ、ホームステイや西安外国語学校（中国高校生の派遣元校の一つ）訪問を通じて交流を深めた。本事業については、共催分担金として公益財団法人かめのり財団より450万円の提供を受けた。

（１０）ジャポニスム2018事業
2018年7月からのフランスにおけるジャポニスム2018の開催に向け、展覧会・舞台公演・映像・生活文化等様々な分野において、50を超える事務局主催の「公式企画」の準備に取り組んだ。準備にあたっては、仏外務省次官、駐仏日本大使などの出席のもと、日仏両政府の関係機関による「日仏合同委員会」も年度中4回開催されるとともに、ルーブル美術館館長、ベルサイユ宮殿総裁、イルドフランス州議会議長なども含め日仏の関係府省庁・関係機関・関係者が緊密に連携・協力を行った。また、事務局主催の「公式企画」以外に、ジャポニスム2018の実施に賛同する企画を広く募集し認定する「参加企画」の枠組みを整備し、申請受付・認定を開始した。
2017年11月には、日仏双方で「記者発表会」を実施し、ジャポニスム2018の趣旨・企画内容の紹介を行って内外のメディアにより広く報道された。その他、ウェブサイトを通じ事業全体のコンセプトや、個別の企画の広報等を行うとともに、オープニングに向けた広報資料の準備、ウェブサイトのリニューアルやSNSの運用準備、フランスのジャーナリストの日本での取材ツアー準備、フランスの

元文化大臣・国民教育大臣でフランスの文化政策に影響力を持つジャック・ラング氏の日本招へい交渉・準備などにあたった。

（１１）在外事業

22か所の海外事務所において、その施設やネットワーク等を活用して、現地ニーズに機動的に対応し、合計832件の在外事業（文化芸術交流分野）を実施し、計約97万3千人の来場者を得た。各国において、公演、展示、映画上映、講演、ワークショップなど様々な事業を実施し、アンケート回答者の95%から「有意義」以上の評価を得ると共に、報道件数は2,800件以上に上った。

なかでも、ドイツ・デュッセルドルフ日本デーにおける和楽器ロックコンサート（会場来場者1万人以上）や、メキシコ最大の国立図書館であるバスコンセロス図書館にて実施した展示、シンポジウム、ワークショップを組み合わせた複合事業（会場来場者12万人以上）においては、現地機関と連携することで効率的かつ効果的に日本文化紹介を行った。いずれも、継続的に現地機関とのネットワークを強化し、協力関係を構築してきた成果と言える。

３－３．指摘事項への対応
＜前年度評価結果＞ ●平成25年「秋のレビュー」において指摘された在外公館及び基金の文化芸術交流事業に係るPDCAサイクル確立や役割分担への対応については、引き続き外務省と協議しながら取り組んでいくことが期待される。特に各事業における適切なアウトカム指標の確立に努めるとともに、「ジャポニスム 2018」や 2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組等 において、外交政策とも連動しつつ、基金の高い専門性を生かした質の高い文化事業を実施することが期待される。 ●「放送コンテンツ等海外展開支援事業」については、平成 27 年度から本格的に始動したところではあるが、在外公館とも連携しつつ、現地ニーズを的確に把握し、対日理解の促進に資する適切なコンテンツを提供する等、着実な執行と成果が期待される。 ●一部事業については、基金の事前・事後の広報努力により、国内プレスでも取り上げられる等しているが、高い成果を上げた事業については、国内における広報にも積極的に取り組む等し、基金の活動に対する国民の理解が一層得られることが望ましい。
＜前年度評価結果反映状況＞ ●外務省・在外公館との役割分担により、国際交流基金は専門性を生かした質の高い大型事業に重点化することとしているが、それを踏まえ平成 29 年度は、公演事業、展示事業の両方において、来場者（一般、要人）とマスメディアから注目と高い評価を得ることができた。 ●第4期中期目標・計画に新たに盛り込まれた定量的な指標を基準として、平成29年度上半期終了時に達成状況に関する中間レビューを実施し、PDCAサイクルの促進を図った。 ●「放送コンテンツ等海外展開支援事業」については、在外公館等を通じ、現地テレビ局が希望する日本紹介番組を提供することで、多種多様な番組が放送され、各国一般市民の対日理解促進、日本理解の増進を図ることができた。 ●広報努力を強化した結果、新聞やテレビなど国内のマスメディアに多くの事業が取り上げられた。また、海外での大型事業の実施後に、国内で報告会を開催したり、事業の主要参加者のインタビュー記事を基金広報媒体に掲載したりして、海外事業成果の国内普及に努力した。

３－４．自己評価

＜評定と根拠＞

評定　Ａ

根拠：

【量的成果の根拠】

3 つの定量指標のうち、【指標 1-2】、【指標 1-4】について年度目標の 120%以上を達成し、とりわけ【指標 1-4】については目標を大きく上回る 180%を超える大幅達成となった。また、【指標 1-3】についても年度目標を上回る 117%を達成している。

【質的成果の根拠】

・定性指標【指標 1-1】については、関連指標「来場者・参加者アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を図る項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合」が 88%に達したことに加え、以下に示すように、重要国における外交上重要な機会への対応と広く全世界に向けた事業展開を効果的に組み合わせて成果を上げたことから、目標を達成していると認められる。

ア．重要国における外交上重要な機会への対応

日本スペイン外交関係樹立 150 周年や日本・インド文化協定発効 60 周年、日中国交正常化 45 周年等の外交上重要な機会に、現地のニーズを踏まえながら日本のプレゼンス向上に資する本格的な文化事業を行った。5 か国を対象に実施した「日本祭り開催支援」プログラムでは、総来場者数 14,000 人以上、来場者アンケートにおいては有意義とする回答 90%を得たほか、国内外のメディアにおいて多数報道され、高い評価を受けた。

また、日中国交正常化 45 周年記念事業として、日中計 7 都市で開催した映画上映会においては合計 2 万人以上の集客を得た。日本映画の劇場公開数が限られている中国において、中国初公開となる新作を中心に 17 作品を上映したことに加え、日本から出演俳優や監督を派遣し、来場者との交流機会を設けることで大きな反響を呼び、より深い日本文化理解の促進につながった。なお、中国での来場者アンケートにおいては、回答者の 94%が有意義と回答した。盛況ぶりは日本メディアでも報道され、日中映画交流促進に弾みをつけた。

フランスのポンピドゥ・センター・メッスでは 2017 年から 2018 年に掛けて「Japanese Season」と題し、日本の芸術文化を総合的に紹介しているが、その中核的事業として基金は平成 29 年度中に 2 件の企画展を実施した。シーズンを通して一つの国に焦点を当てた特集企画は同センター初の試みであり、メディアからの注目度も高く、両展の来場者数は約 19 万人に上った。フランス現地メディアはもとより、The New York Times 紙においても企画の意義が高く評価され 2018 年に実施する大規模日本紹介行事「ジャポニスム 2018」の事前企画として、フランス国内での日本文化への関心惹起に効果を上げた。また、「ジャポニスム 2018」本体についても、展覧会・舞台公演・映像・生活文化等様々な分野において、50 を超える事務局主催の「公式企画」の準備に着実に取り組んだ。

イ．広く全世界に向けた事業展開

放送コンテンツ等海外展開支援事業においては、放送素材提供後も在外公館や基金海外事務所と連携を密にし、海外テレビ局に対して放送実現にむけての支援を継続することで、101 か国・地域においてのべ 900 を超える多種多様な番組が放送された。基金海外事務所、在外公館を通じ、日本文化に関心を持つ視聴者は多いものの地理的に遠く、日本関連情報が限られるところに質の高い番組を外国語吹替／字幕で放送できたことは非常に良かった、といった反響が届いており、日本文化に触れる機会が限られている国・地域において日本文化紹介の一翼を担う事業と言える。

・定性指標【指標1－5】については、中国高校生長期招へい事業の11期生、12期生の受入事業が着実に実施され、関連指標「中国高校生長期招へい事業による被招へい者及び受け入れ校アンケートの5段階評価で上位2つの評価を得る割合」が96%に達したことに加え、平成29年度には中国の高校生を長年受け入れてきたホストファミリーの短期訪中事業が初めて実現し、日中双方の相互理解のさらなる進展が図られたことから、目標を達成していると認められる。

以上の成果をふまえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

【課題と対応】

ア．大型事業への重点化と効率的な事業運営の観点からプログラムの見直しを行い、事業の「選択と集中」をいっそう進めた。また、大型事業への重点化にあたっては、企画のクオリティがこれまで以上に問われることから、組織内に実際的なノウハウの蓄積、職員の専門性の強化、対外的なネットワークの強化に引き続き取り組んでいく。

イ．日本映画上映会については、映像メディアの多様化に対応するため、ブルーレイ・レンタルパッケージの拡充に加え、平成30年度に向けて新たにデジタル素材の対応を始めた。引き続き運営方法の見直しに関する検討を行う。

ウ．放送コンテンツ等海外展開支援事業については、在外公館との連携のもと、海外テレビ局への番組提供に関する合意書締結後も、海外テレビ局とのコミュニケーションを緊密にし、放送実現にむけての支援及び現地での放送反響のフォローを適切に行うことに努めている。

エ．日中交流センター事業では、低金利による運用益減少に対応するべく、本事業への理解者・協力者を増やし、外部資金の導入や外部との連携を引き続き強化した。

３－５．主務大臣による評価

＜評定と根拠＞

評定　A

根拠：

【量的評価の根拠】

３つの定量指標のうち、「公演来場者数」（603人）及び「放送コンテンツ関連指標」（101か国以上、のべ908番組の放映）については、いずれも年度目標の120%以上を達成した他、映画上映会来場者数（1,864人）についても年度目標の120%に迫る成果を達成。特に放送コンテンツについては、日本のコンテンツホルダーと精力的に交渉等した結果、限られた予算の中で年度目標を大きく上回る提供を実現したことは高く評価できる。

また、前年度評価で課題として指摘した広報の強化についても、国内外において影響力の高いメディアによる報道が多数実現し（主催文化芸術交流事業のみで約3,800件）、我が国のプレゼンス強化に貢献した。

【質的評価の根拠】

基金の専門性やノウハウ、ネットワークを活用し、戦略的重点国を対象とした「日本祭り開催支援事業」を始め、インパクトや波及効果の高い事業を効果的かつ効率的に実施することにより、海外における対日関心の喚起及び促進に大きく貢献した。特に高く評価できる点は以下のとおり。

ア．公演・展示事業

外交周年や現地での日本祭り開催等、外交上重要な機会を捉えつつ、現地ニーズや現地事情（文化

交流基盤等）を踏まえた上で、専門性・芸術性の高い大規模な公演・展示事業を効果的に実施。多くの動員を得た他、国内外の有力メディアに大きく取り上げられることにより、日本のプレゼンス向上や良好な対日観の形成に大きく寄与した。

米国では、「日米友好の象徴」として定着している「全米桜祭り」の開会式に合わせ、現地でも人気の高い日本人歌手によるコンサートや書道パフォーマンス等、訴求力の高いハイレベルな公演事業を組み合わせて実施することにより、特に次世代を担う若者世代や草の根層の対日関心を大きく喚起した。

また、日・スペイン外交関係樹立 150 周年、日・マレーシア外交関係樹立 60 周年、日・インド文化協定発効 60 周年、日本からキューバへの移民 120 周年等、外交上重要なモメンタムを捉えて、現地ニーズを踏まえた効果的な公演事業を実施することにより、我が国のプレゼンスを高めるのみならず、二国間の友好関係や相互理解の促進にも大きく寄与した。

英国で実施された二つの公演事業（古浄瑠璃公演、NINAGAWA マクベス公演）は、いずれも内外のメディアで大きく取り上げられ、注目度が極めて高い事業となった。なお、「NINAGAWA マクベス」は、1980 年代に演出家•蜷川幸雄の名を世界に知らしめた伝説の作品であり､蜷川氏が 80 歳を迎える 2015 年に 17 年ぶりに復活すると、世界各地の劇場から上演オファーがあった。原作者シェイクスピアの母国である英国での公演は、英国側主催者の予算だけでは公演の成立が難しい状況であり、国際交流基金に強い参画要請があった。蜷川氏の 2016 年 5 月の悲報に接し一時は公演実施が危ぶまれたが、各国演劇関係者からの「公演をとりやめるのではなく、追悼という形で偉大な演出家の足跡を伝えたい」という強い要望もあり、基金共催という形で実現にこぎ着けたものである。

フランスのポンピドゥ・センター・メッスで約半年間にわたり実施された建築展・美術展は、同センターが実施する「Japanese Season」の中核的事業として内外のメディアに高く評価されるとともに、「ジャポニスム 2018」の事前企画としての広報効果も得られる等、特に広報効果・波及効果が高い事業として評価できる。

世界 57 か国・地域の 91 都市で実施された巡回展では、基金の強みである長年培ったノウハウやネットワークを十分に活かし、現地文化機関との有機的な連携の下、約 27 万人を動員。アンケート回答者の 93%から「有意義」以上の高い評価を得る等、対日理解の促進に大きく寄与した。

この他、キューバでの主催公演事業にキューバ文化大臣が出席した他、ヴェネチア・ビエンナーレ国際美術展において、ロシア副首相やフランス文化大臣が日本館展示を視察する等、各国要人に日本文化のレベルの高さ・国際的評価を大きくアピールする機会になるとともに、二国間の文化面における協力や二国間関係の強化につながる契機となった。

なお、ヴェネチア・ビエンナーレのキュレーター選考プロセスにおいて、社会通念上不適切な点があったことには留意するも、問題発覚後、直ちに再選考を実施し事業実施への影響を最小限に抑え得た点は適切な対応であった。加えて、再発防止のためのルール整備を行うとともに、一連の経緯を速やかに対外公表して信頼確保に努め、より適切な事業運営・管理体制の徹底に取り組んだ点も適切な対応であった。

イ．ジャポニスム 2018 事業

2018 年 7 月からフランスで開催される「ジャポニスム 2018」の事務局として、50 を超える「公式企画」（事務局主催事業）の準備や「参加企画」（外部企画の認定）の申請受付・認定、2018 年 7 月にフランスで開催される「ジャポニスム 2018」開会式の準備等に着実かつ精力的に取り組んだ。また、日仏両政府の関係機関による「日仏合同委員会」を年度内に４回開催し、日仏関係者間のネットワーク強化や円滑な事業運営のための環境整備に大きく尽力した。

また、日仏双方による「記者発表会」やウェブサイト・SNS 等による広報を強化することにより、内外のメディアにおいて本事業が広く取り上げられた結果、「ジャポニスム 2018」の広報にとどまら

ず、日仏友好160周年をプレイアップし、日仏関係の強化・促進にも大きく貢献した。

ウ．放送コンテンツ等海外展開支援事業

対日理解促進、親日感醸成を目的とし、放送コンテンツという媒体を用いることにより、一度失うと獲得するのが困難な放送枠を維持すべく、継続的に日本のテレビ番組の無償提供を実施。その結果、例えばキューバにおいて、目上の人を尊重する姿勢や家族を大切にする姿勢を始め日本文化を非常に良く反映していると評されたドラマが40%を超える視聴者率を獲得するなど、日本文化へのアクセスが困難な国・地域において爆発的に日本ファンを獲得した。

加えて、商業ベースでは放送コンテンツの販売が困難な途上国や商業展開が難しい番組が必要とされる国・地域を中心に、現地で提供番組ごとにフォローアップを実施。日本のコンテンツホルダーにとって現地におけるニーズ把握の足がかりとなる番組提供実績や、将来的な市場進出に必要不可欠な放送条件及び将来的な有償供与に繋げる現地放送局の意向等を調査・収集し、それら情報を日本のコンテンツホルダーに対して提供することで、将来的に現地で日本のテレビ番組が商業的に放送されることを狙った効果的な先行マーケティング及びその結果の還元を実践した。

エ．日中交流センター事業

低金利による運用益減少に直面する中、外部からの寄附金等も活用しつつ、より効率的・効果的な事業を追求し、未来志向の日中関係の礎となる日中間の青少年・市民交流の促進に大きく貢献した。平成18年度より継続的に実施している中国高校生長期招へい事業では、約1年間の日本留学を通じてありのままの日本に触れることにより、真の日本理解を促進するとともに、日本側の受入れ校やホストファミリーからも高い評価を獲得し、日中間の相互理解の促進に大きく貢献した。特に平成29年度は在京中国大使館教育処との共催により、日本側ホストファミリーの短期訪中事業が初めて実現し、中国メディアでも大きく取り上げられた他、中国の大学入試の日本語科目で異例の満点を取った本事業OGが中国メディアに取り上げられる等、高い広報効果も得られ、広く一般の中国国民の対日イメージの向上や親日感の醸成にも寄与した。

また、日本に触れる機会が限られている中国地方都市における「ふれあいの場」事業や、日中の大学生が企業訪問やディスカッションを通じて相互理解を深める合宿型交流事業「リードアジア」等のプログラムを有機的に組み合わせることにより、日中の若者世代の相互理解を効果的に促進し、日中関係の改善を後押しした。

オ．文化協力事業

日本が有する知見や経験を活かし、主にアジア地域おける文化芸術分野の人材育成に大きく寄与した。特にASEAN諸国のオーケストラ支援においては、ミャンマー国立交響楽団に対して日本の音楽家等の派遣指導を継続的に実施した結果、演奏技術が飛躍的に向上するとともに、関係者間のネットワーク拡大にも貢献し、その成果については日本国内でも報道された。2017年11月には、ミャンマーで開催されたASEM外相会合のガラディナーにおいて同楽団による演奏が実現し、ASEM各国の外相に対して、我が国の芸術分野における国際貢献を強く印象づけた。

カ．海外日本映画上映会

日中国交正常化45周年記念事業の一環として、日中計7都市で新作作品を中心に開催した映画上映会では、計2万人以上の集客を得た他、中国での来場者アンケートでは、回答者の94%から「有意義」以上の高い評価を獲得。外国映画の公開数制限がある中国において、普段日本映画を観る機会が少ない一般市民に対し、日本映画・日本文化の魅力を広くアピールする契機となった。また、日中双方のメディアでも大きく報じられたことにより、日中関係の改善や周年の機運醸成を後押しするとと

もに、親日感の醸成や日中間の相互理解の促進に大きく寄与した。

また、本上映会にあわせて特別上映会も実施する等工夫を行った。1990 年代から中国人住民が増え、2009 年には住民の約４割が外国人となった埼玉県の芝園団地では、生活習慣の違いなどから、過去に住民同士の軋轢が問題として浮き彫りになったが、日本人住民と外国人住民とで試行錯誤を積み重ね相互理解を進めてきた自治会の取組が、これから日本全国のコミュニティーが直面する課題に対応する新たなモデルとして意義があると高く評価され、日中を始めとする多文化共生に取り組んできた功績により、同団地が 2017 年度に国際交流基金地球市民賞を受賞した。この芝園団地において、地球市民賞受賞の時宜も捉え、日本における中国映画上映会のゲストとして来日した中国人監督（忻鈺坤氏）の作品『心迷宮』の特別上映会を実施し、日中の団地住民間の相互理解促進を後押しした。

以上により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるところ、評定は「A」が適当である。

【課題と改善方策】

ア．引き続きより適切な PDCA サイクルやアウトプット・アウトカム指標の確立に努めるとともに、特に外交政策との連動や高い広報効果を追求した文化事業の実施が期待される。

イ．「ジャポニスム 2018」を着実かつ成功裏に実施し、米国及び ASEAN 諸国での「ジャポニズム 2019」（仮称）に円滑につなげるとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への機運醸成に寄与することが期待される。

ウ．「放送コンテンツ等海外展開支援事業」については、引き続き対日理解の促進、親日感醸成を主な目的とし、途切れることなく事業を行い、先行マーケティングとしての貢献をすることが重要。特に平成 29 年度補正予算により追加的に措置された運営費交付金の一部については、「総合的な TPP 等関連政策大綱」の一環として措置されたことを踏まえ、適切な事業効果を上げることが重要。また、補正予算での措置であるため、各年度の目標には一定程度の変動が見られるが、事業効果を適切に測ることも求められる。

【その他事項】

主な有識者意見は以下のとおり。

ア．公演等の実施又は支援の目標指標である１公演あたりの平均来場者数 500 人や海外日本映画上映会の実施及び支援の目標指標である１プロジェクトあたりの平均来場者数 1,600 人など、主要な指標は、ほぼ実績値が計画値を超えており、広く日本文化に対する関心を高めるという事業成果が認められる。定性指標についても、十分な成果が上がっていると認められ、幅広い分野の文化交流が多地域で着実に進められている。

イ．「ジャポニスム 2018」運営・実施準備については、具体的には、2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会への繋がりを意識しつつ、また、広報を通じた「ジャポニスム 2018」に係る周知と機運醸成に努めながら、諸事業企画の策定・準備に取り組むとしており、結果的に 50 以上の公式企画の準備に取り組んだとしている。その結果、予算的には平成 29 年度中に主務大臣によって承認された前中期目標期間繰越積立金約 47 億円の内、約 10 億円以上が執行できた。但し、平成 29 年度の準備に対する最終的な評価は、あくまで平成 30 年度に実施する「ジャポニスム 2018」そのものの評価結果を待たなければならないと考える。

ウ．ポンピドゥー・センター・メッセでの建築展など、インパクトのある文化芸術交流事業を実施していることを評価する。学芸員交流はさらなる交流の触媒となる事業であり、こうした専門家ネットワーキング事業のさらなる充実を期待する。

エ．「NINAGAWA・マクベス」英国公演、ヴェネチア･ビエンナーレ国際美術展、フランスにおける日本の建築展と現代美術展等の中核となる事業に加え、日本祭り開催支援や巡回展など、着実に成果をあげている。放送コンテンツ等海外展開支援事業は、101 か国・地域に延べ 900 以上の番組を提供しており、日本文化の幅広い理解の促進につながっていると考えられる。本年度に準備を進めたジャポニスム 2018 の成果に期待したい。

オ．更に、国内における広報にも積極的に取り組み、国民の理解が一層得られることを期待する。

カ．放送コンテンツ等海外展開支援事業の実施において、平成 29 年度は「計 54 か国以上、のべ 500 番組以上」の放送達成を目標としているのに対し、平成 30 年度は「計 54 か国以上、のべ 400 番組以上」と目標を 100 番組下げている。平成 29 年度は 101 か国・地域に 908 番組の実績を達成したこともあり、たとえ何らかの理由があるにしても目標を下げることは適当ではなかったと考える。

キ．放送コンテンツ等海外展開支援事業については、これまで日本の放送コンテンツに接する機会がなかった国々で展開していることは評価できるものの、何か国何番組というアウトプット指標だけではなく、それがどのようなかたちで対日理解を深め、日本の放送コンテンツの展開可能性を高めたかというアウトカムについてもそろそろ意識すべきではないか。

ク．中国高校生招へいプログラムの関係者・ホストファミリーのアンケート結果では、「大いに得るものがあった」「得るものがあった」が 80％と、十分高い数字であるが、密度の濃いプログラムで、得るものがあったと回答しなかった残り 2 割の問題点についての分析と次年度へのフィードバックを行う必要がある。

ケ．国際交流基金は世界各国で公演、展覧会、又は映画上映会を展開し、世界の多くの人々に対して日本文化に触れ合う機会を提供することに成功している。明示されている数字だけからも、そのリーチ力のほどが如実にうかがえるが、それに加えて、放送コンテンツの海外展開支援、日中交流センター事業、そしてジャポニスム 2018 などの活動もあり、かなり旺盛かつ広範囲に文化芸術交流を行っている。

４．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.2	海外における日本語教育・学習基盤の整備
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ　広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－１－４　国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 将来にわたり各国・地域において日本語教育が自立的・継続的に行われる基盤整備を行う事業であり、諸外国の教育省や日本語教育中核機関と連携して日本語普及を行うことができる機関は基金の他になく、かつ、その中長期的効果は大きいため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 29 年度政策評価事前分析表 外務省 29-Ⅲ-１-４（国際文化交流の促進） 平成 29 年度行政事業レビューシート番号 0096（独立行政法人国際交流基金運営費交付金）

２．主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
（ア）海外の日本語教育環境の整備関連の指標								
【指標２－１】日本語教育機関支援（助成）の実施国数	計画値	年間 81 か国以上	81 か国	81 か国				
	実績値			89 か国				
	達成度			110%				
【指標２－２】日本語教育機関支援（助成）の件数	計画値	年間 226 件以上	226 件	226 件				
	実績値			568 件				
	達成度			251%				
【指標２－３】基金海外事務所の主催／助成事業件数	計画値	年間主催 202 件／助成 336 件以上	主催 202 件／助成 336 件	主催 202 件／助成 336 件				
	実績値			主催 230 件				

				／助成383件				
	達成度			主催113%／助成114%				
【指標２－４】日本語教師研修の参加者数	計画値	年間11,311人以上	11,311人	11,311人				
	実績値			12,021人				
	達成度			106%				
海外事務所主催事業参加者数			100,869人	103,419人				
日本語学習者数（海外日本語教育機関調査）			2015年調査結果速報値3,651,715人	2015年調査結果3,655,024人				
さくらネットワークメンバー数／国数			284団体／91か国	288団体／92か国				
日本語専門家派遣ポスト数			平成24～27年度の実績平均値143ポスト	140ポスト				
看護師・介護福祉士候補者日本語予備教育の参加者数			平成24～27年度の実績平均値864人	1,295人				
事業参加者・助成対象機関・専門家派遣先等アンケート「有意義度」項目の５段階評価で上位２つの評価を得る割合				99%				

研修事業参加者アンケート「日本語教授法への理解向上」「学習意欲向上」項目の５段階評価で上位２つの評価を得る割合				99%				
（イ）海外における日本語教授法及び評価の充実関連の指標								
【指標２－５】日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトのアクセス数	計画値	年間 24,190,680 件以上	24,190,680 件	24,190,680 件				
	実績値			29,468,235 件				
	達成度			122%				
【指標２－６】日本語教材「まるごと」使用国／販売部数	計画値	中期目標期間中 52 か国 ／ 200,000 部以上	49 か国 ／ 33,195 部	50,000 部				
	実績値			53 か国 ／ 66,859 部				
	達成度			134%				
【指標２－７】日本語能力試験実施国／都市数	計画値	年間 65 か国 211 都市以上	年間 65 か国 211 都市	82 か国 242 都市				
	実績値			80 か国 239 都市				
	達成度			国数 100%／都市数 100%* （中期目標に対しては国数 123%／都市数 113%）				

* 治安情勢の悪化等、真にやむをえない事情により実施が不可能となった 3 都市は除外。

【指標２－８】eラーニングの登録者数	計画値	中期目標期間中20,000人以上	6,141人（2016年12月末時点）	12,000人				
	実績値			22,502人(2018年3月末時点の累計登録者数33,031人)				
	達成度			188%				
日本語能力試験収支バランス				受験料収入1,032,189千円、支出807,321千円				
日本語能力試験海外受験者数			平成24～27年度の実績平均値452,056人	580,704人				

＜目標水準の考え方＞

○以下の指標については、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指す考えから、前期実績の年間平均以上を数値目標として設定。

・日本語教育機関支援（助成）の実施国数
・日本語教育機関支援（助成）の件数
・基金海外事務所の主催／助成事業件数
・日本語教師研修の参加者数
・日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトのアクセス数
・日本語能力試験実施国／都市数

○平成25年度より販売開始された日本語教材「まるごと」については、平成25年度～27年度の実績平均を上回る数値目標とする。

○平成28年度より開始されたｅラーニングについては、平成28年12月末時点の登録者数を上回る数値目標とする。

＜目標達成に影響を及ぼす外部要因＞

○各国・地域の教育制度の変更などに影響を受ける可能性がある。

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
予算額（千円）	5,747,734				
決算額（千円）	5,202,715				
経常費用（千円）	5,270,430				
経常利益（千円）	224,063				
行政サービス実施コスト（千円）	4,196,142				
従事人員数	47				

３－１．各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

【中期目標】

イ　海外における日本語教育・学習基盤の整備

海外における日本語教育は、日本文化を始めとする我が国への理解を深め、かつ、我が国と各国・地域との交流の担い手を育て、友好関係の基盤を強化する上で極めて重要であるため、各国・地域の行政機関や主要な日本語教育機関と連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地としての基盤整備事業を中心に実施する。事業実施に当たっては、各国・地域の状況等を反映した適切な方針を予め作成することにより、事業の効果的・効率的実施に努める。

（ア）海外の日本語教育環境の整備

海外において、質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、日本語専門家を基金海外事務所や海外の日本語教育中核機関等に派遣し、各国・地域の主要な日本語教育機関に対して教育カリキュラムや教材に関する指導・助言等を行うとともに、各機関が日本語教育を継続するために必要な教師の雇用や教材調達、日本語教育関連イベントの開催に必要な経費等の一部を助成する。また、海外における日本語教師の技能向上を図るため、各国・地域の教師に対する研修事業を行いつつ、教育機関間・日本語教師間のネットワークを強化し、教授法や教材等の情報共有や相互協力を促す。更に、各国・地域における日本語教育の開始や継続実施を後押しするため、必要に応じ、在外公館と連携しつつ、学習奨励事業を活用した教育機関や行政機関等への働きかけを行う。

（イ）海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

外国語教育の国際標準を踏まえ基金が作成した「JF 日本語教育スタンダード」に基づくカリキュラムや教材の利用を促し、海外における日本語教育の充実を図る。また、日本語を母語としない学習者の日本語能力測定・評価の手段として、各国・地域で利用され、世界最大の受験者数を抱える日本語能力試験について、引き続き効果的・効率的に実施し、収支の安定と受験者数の増加を図る。

更に、各国・地域の日本語教育及び学習環境に即した事業を適切に行うため、また、日本語

教育活動の活性化に資するよう、全世界を対象にした日本語教育事情・学習調査を行い、情報を広く提供する。

【中期計画】

イ　海外における日本語教育・学習基盤の整備

海外における日本語教育については、各国・地域の行政機関や主要な日本語教育機関と連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地としての基盤整備を中心に据える。事業の実施に当たっては、各国・地域の状況等を反映した適切な方針を予め作成することにより、事業の効果的・効率的な実施に努める。

（ア）海外の日本語教育環境の整備

海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、主に次の事業を行う。

・日本語専門家の海外派遣

各国・地域における日本語教育の維持・発展に不可欠な、日本語教育機関や教師に対する助言、教育カリキュラム策定や教材開発への協力等を行うため、日本語専門家を長期又は短期で海外に派遣する。派遣事業実施に当たっては、派遣する日本語専門家の確保が困難になっている状況を踏まえ、日本国内の教育関係機関との連携を深める。

・各国日本語教師を対象にした研修の実施

日本語学習者の関心・ニーズも反映した質の高い日本語教育を促進するため、各国・地域の日本語教師に対する研修を日本国内及び海外で実施する。実施に当たっては、日本国内外の機関との連携・協力に努める。

・日本語教育機関に対する活動助成、ネットワーク形成支援

日本語教師養成機関等、各国・地域において日本語教育の普及に中核的な役割を果たす日本語教育機関が活動を継続するために必要な教師給与助成、教材制作・購入助成、教育関連事業実施助成等を行う。

・日本語教育・学習の奨励

各国・地域の行政機関や教育機関に対し、日本語教育の新たな開始や継続実施を促すため、我が国への招へいを含め政策決定者・教育関係者への不断の働きかけを行う。また、各国・地域の日本語教育の振興を図るため、学習者研修等の学習奨励を行う。

・EPA に基づく訪日前日本語研修の実施

インドネシア及びフィリピンとの政府間取り決めに即し、両国からの看護師・介護福祉士の受入れを促進するため、候補者に対する訪日前の日本語研修を各国で行う。

（イ）海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

より一層の日本語普及のためには、日本語学習者の利便性向上に繋がる教育内容の国際標準化と、学習奨励にも資する能力評価の充実が重要になることから、主に次の事業を行う。

・日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

基金が、「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）」の考え方を基礎に作成した「JF 日本語教育スタンダード」が日本国内外の教育関係者により活用されるよう、日本語教材「まるごと」の利用促進に努めるとともに、モデル講座やインターネットを活用した情報発信と素材提供を行う。

・日本語能力試験の実施

海外の日本語学習環境の整備のため、日本語学習者の日本語能力を測定し認定する日本語能力試験を実施する。

・海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

日本語教育活動の活性化に資するよう、全世界を対象にした日本語教育・学習調査を行い、その結果についてはウェブサイト等を通じて情報を広く提供する。

・e ラーニングの開発・運営

日本語学習によりアクセスしやすくなるよう、日本語を学ぶことのできる日本語学習 e ラーニングコースや教材を開発・提供する。コースの運営に当たっては、コンテンツの充実化や多言語対応などを図り、登録者数増加を目指す。

【留意点】

上記事業の実施に当たっては、以下の点に留意する。

a. 各国・地域の状況等を反映した適切な方針により、事業の効果的・効率的実施に努め、内容や実施の規模について毎年度見直しを行う一方、教師育成や教育カリキュラム・教材作成等においては中期的な関与が必要となるため、これらの事業の安定性・継続性に配慮する。

b. 日本語能力試験の実施に当たっては、収支を安定させるため、①受験料による現地機関収入のみでの現地経費支弁の徹底、②現地収支剰余金の基金への還元の促進、③適切な受益者負担の観点からの現地の情勢も踏まえた適切な受験料設定を行う。また、受験者数については前年度の実績等を踏まえて毎年度目標値を設定し、広報の強化等により受験者数の増加を図る。

c. 事業効果を確認するためにアンケートを実施する場合は、5 段階評価で中央値を除外した上位 2 つの評価を得た割合を評価対象とする。

d. 「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」に資する事業の実施に配慮する。

【年度計画】

イ　海外における日本語教育・学習基盤の整備

海外における日本語教育については、各国・地域の行政機関や主要な日本語教育機関と連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地としての基盤整備を中心に据える。事業の実施に当たっては、各国・地域の状況等を反映した適切な方針を作成し、事業の効果的・効率的な実施に努める。

（ア）海外の日本語教育環境の整備

海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、主に次の事業を行う。

・日本語専門家の海外派遣

各国・地域における日本語教育の維持・発展に不可欠な、日本語教育機関や教師に対する助言、教育カリキュラム策定や教材開発への協力等を行うため、日本語専門家を長期又は短期で海外に派遣する。派遣事業実施に当たっては、派遣する日本語専門家の確保が困難になっている状況を踏まえ、日本国内の教育関係機関との連携を深める。

・各国日本語教師を対象にした研修の実施

日本語学習者の関心・ニーズも反映した質の高い日本語教育を促進するため、各国・地域の日本語教師に対する研修を日本国内及び海外で実施する。平成 29 年度は、日本語教師研修参加者数の目標を 11,311 人以上とする。実施に当たっては、日本国内外の機関との連携・協力に努める。

・日本語教育機関に対する活動助成、ネットワーク形成支援

日本語教師養成機関等、各国・地域において日本語教育の普及に中核的な役割を果たす日本語教育機関が活動を継続するために必要な教師給与助成、教材制作・購入助成、教育関連事業実施助成等を行う。平成 29 年度は、日本語教育機関支援（助成）事業により、81 か国以上の国において計 226 件以上の助成を実施することを目標とする。

・日本語教育・学習の奨励

各国・地域の行政機関や教育機関に対し、日本語教育の新たな開始や継続実施を促すため、我が国への招へいを含め政策決定者・教育関係者への不断の働きかけを行う。また、各国・地域の日本語教育の振興を図るため、学習者研修等の学習奨励を行う。

・EPA に基づく訪日前日本語研修の実施

インドネシア及びフィリピンとの政府間取り決めに即し、両国からの看護師・介護福祉士の受入れを促進するため、候補者に対する訪日前の日本語研修を各国で行う。

また、上記の事業を現地ニーズを汲み取りながら迅速かつ柔軟に展開していくために、22 か所の基金海外事務所において 202 件以上の主催事業、336 件以上の助成事業の実施を目指す。

（イ）海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

より一層の日本語普及のためには、日本語学習者の利便性向上に繋がる教育内容の国際標準化と、学習奨励にも資する能力評価の充実が重要になることから、主に次の事業を行う。

・日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

基金が、「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）」の考え方を基礎に作成した「JF 日本語教育スタンダード」が日本国内外の教育関係者により活用されるよう、日本語教材「まるごと」の利用促進に努めるとともに、モデル講座やインターネットを活用した情報発信と素材提供を行う。平成 29 年

度は、日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトへのアクセス数の目標を 24,190,680 件以上とする。また、日本語教材「まるごと」の販売部数を 50,000 部以上とするため、広報等を実施し利用を促進する。

・日本語能力試験の実施

日本語学習者の日本語能力を測定し、認定するための試験事業の企画・立案、作題、実施、分析、評価及び調査を行う。

平成 29 年度は、新たな実施地を増やし、82 か国・地域、242 都市で実施する。海外受験者数の目標については、年間 46 万人以上とする。

また、受験料による現地機関収入のみでの現地経費支弁の徹底、現地収支剰余金の基金への還元の促進、現地の情勢も踏まえた適切な受験料の設定を行い、収支の安定に努める。

・海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

日本語教育活動の活性化に資するよう、全世界を対象にした日本語教育・学習調査を行い、その結果についてはウェブサイト等を通じて情報を広く提供する。

・e ラーニングの開発・運営

日本語学習によりアクセスしやすくなるよう、日本語を学ぶことのできる日本語学習 e ラーニングコースや教材を開発・提供する。コースの運営に当たっては、コンテンツの充実化や多言語対応などを図り、登録者数増加を目指し、平成 29 年度は、e ラーニング登録者数の目標を 12,000 人とする。

【主な評価指標】

（ア）海外の日本語教育環境の整備関連の指標

【指標２－１】日本語教育機関支援（助成）の実施国数年間 81 か国以上（平成 24～27 年度の実績平均値 81 か国）

【指標２－２】日本語教育機関支援（助成）の件数年間 226 件以上（平成 24～27 年度の実績平均値 226 件）

【指標２－３】基金海外事務所の主催／助成事業件数年間主催 202 件／助成 336 件以上（平成 24～27 年度の実績平均値主催 202 件／助成 336 件）

【指標２－４】日本語教師研修の参加者数年間 11,311 人以上（平成 24～27 年度の実績平均値 11,311 人）

（関連指標）

・海外事務所主催事業参加者数（平成 24～27 年度の実績平均値 100,869 人）
・日本語学習者数（海外日本語教育機関調査）（2015 年調査結果 3,655,024 人）
・さくらネットワークメンバー数／国数（平成 27 年度末時点 284 団体／91 か国）
・日本語専門家派遣ポスト数（平成 24～27 年度の実績平均値 143 ポスト）
・看護師・介護福祉士候補者日本語予備教育の参加者数（平成 24～27 年度の実績平均値 864 人）
・事業参加者・助成対象機関・専門家派遣先等アンケート「有意義度」項目の５段階評価で上位２つの評価を得る割合
・研修事業参加者アンケート「日本語教授法への理解向上」「学習意欲向上」項目の５段階評価で上位２つの評価を得る割合

（イ）海外における日本語教授法及び評価の充実関連の指標

【指標２－５】日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトのアクセス数年間 24,190,680 件以上（平成 24～27 年度の実績平均値 24,190,680 件）

【指標２－６】日本語教材「まるごと」使用国／販売部数中期目標期間中 52 か国・地域／200,000 部以上（使用国：平成 27 年度末時点 49 か国・地域、販売部数：平成 25～27 年度実績平均 33,195 部）

【指標２－７】日本語能力試験実施国／都市数年間 65 か国・地域 211 都市以上（平成 24～27 年度の実績平均値年間 65 か国・地域 211 都市）

【指標２－８】e ラーニングの登録者数中期目標期間中 20,000 人以上（平成 28 年 12 月末時点 6,141 人）

（関連指標）

・日本語能力試験収支バランス
・日本語能力試験海外受験者数（平成 24～27 年度の実績平均値 452,056 人）

３－２．業務実績

（１）海外の日本語教育環境の整備

海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、各国の日本語教育基盤を強化するため、主に次の事業を行った。

ア．日本語専門家等の海外派遣

日本語教育カリキュラムや教材作成の助言、現地教師の育成、日本語授業の支援などを目的として、日本語専門家（上級専門家／専門家／指導助手）を 41 か国 120 ポスト、米国を対象とした若手日本語教員（J-LEAP）を 20 人派遣した。

例えば、中央アジアのトルクメニスタンにおいては、近年日本語教育へのニーズが急速に拡大しているが、同国に派遣された日本語上級専門家及び指導助手は、現在、約 1,000 人の生徒が授業で活用している初等・中等教育向けの教科書と補助教材制作の中核的な役割を担い、トルクメニスタンの日本語教育の今後の発展の基盤作りに大きく貢献した。

フランスでは 2016 年 5 月に中等教育の正規教員採用試験（CAPES）日本語部門が新設され、日本語教員の地位向上と中等教育における日本語コース定着に向けた環境が整ってきている。その動きを後押しするため、パリ日本文化会館に派遣された日本語上級専門家、日本語専門家及び指導助手の主導で日本語教師研修会や日本語教育専攻学生へのインターンシップ、訪日研修を実施し、仏教育省、日本国大使館、高等・中等教育機関との連携を強化するとともに、同試験の確実な実施に向けて働きかけを行い、2017 年 6 月には第 1 号となる 3 人の正規中等日本語教員を生み出すに至った。同年 5 月から 11 月には、大学学部生に加え、日本語教師を目指す大学院生にまで対象を拡大して訪日研修、インターンシップ、教授法集中研修を実施し、より一層の CAPES 受験者層拡大に向けた取り組みも行った。

米国については、官邸に設置された「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」が 2017 年 7 月に策定した「行動計画」に基づき、米国における草の根レベルの日本語教育支援プログラムを新たに立ち上げ、日本語教育サポーターの派遣に向けて必要な準備作業を進めた。これまで日本語教育や日本文化紹介事業が量的に少なかった米国南部・中西部で日系企業が円滑に企業活動を行える環境を整備することも視野に、日本語教育の普及・定着に取り組むことを狙いとしている。

イ．各国日本語教師を対象にした研修の実施

国内では日本語国際センター及び関西国際センターにおいて、海外では国際交流基金海外事務所及び日本人材開発センター日本語講座部門（以下「日本センター」）において、国際交流基金の専任講師・日本語教育専門家等が長年の経験と知識を活かした日本語教師に対する研修を実施した。

日本語国際センター及び関西国際センターでは 61 か国・地域からの様々な教育段階（中等教育、高等教育等）の日本語教師 391 人に対し研修を行った。訪日研修参加者は、帰国後、教壇での指導はもとより、日本語教師会ネットワークの創設・運営や大学要職への就任など、多くの研修参加者が海外の日本語教育の推進や日本語教育ネットワークの牽引役として活躍している。国際交流基金海外事務所及び日本センターでは、24 か国で教師研修を実施し計 11,630 人が参加した。また、アジアセンターの“日本語パートナーズ”派遣事業と連動し、日本語パートナーズの受入校や受入予定校の現地人日本語教師 74 人と学生 21 人に対する訪日研修も実施した。

2017 年 6 月に東京で開催された第 23 回国際交流会議「アジアの未来」において、少子高齢化に伴う労働人口の減少等に伴い、外国人人材に対する日本語教育の拡充が求められていることを背景に、安倍総理大臣がスピーチの中でアジア各地に 3 カ所程度の日本語教師育成拠点を設けることを発表し

たほか、9 月の安倍総理のインド訪問の際に取り交わされた日印共同声明には「両国間の産業協力の緊密化のため、インドにおける日本語教育の拡大に向けた取組を行う」ことが盛り込まれたことを踏まえ、インド等において日本語教師育成事業を強化するための準備作業を進めた。

ウ．日本語教育機関に対する活動助成、ネットワーク形成支援

「JF にほんごネットワーク」（以下、「さくらネットワーク」）は、世界各地で広く日本語教育の定着と発展に寄与すると期待される大学や日本語教師会等とのネットワーク整備・活用を目的として平成 19 年度に構築され、平成 29 年度末時点で 92 か国・地域 288 機関がメンバーとなっている。

さくらネットワークメンバーを中心に、教師給与助成、教材制作・購入助成、教育関連事業実施助成など日本語教育機関支援（助成）事業を 89 か国・地域で計 568 件実施した。支援の機動性を高めるため、国際交流基金海外事務所による助成事業を拡充したことにより、今期中期目標の目標件数（226 件）を 2 倍以上上回る支援を実施した。

助成対象事業の一例として、ASEAN 諸国で高まる日本語人材需要に応えるためにシンガポール日本語教師の会が 2017 年 12 月に実施した「第 2 回シンガポール日本語教育国際会議」では、8 か国から行政・企業関係者、日本語教育関係者、日本語学習者ら 200 人以上の参加者を得て、討議が行われた。日本語人材の採用を希望する企業と日本語を学習する大学生が熱心に交流を深めるなど、産官学の垣根を越えた連携の重要性を確認した。

エ．日本語教育・学習の奨励

関西国際センターでは、外交官・公務員（平成 28 年度からの継続実施分 35 か国 38 人、平成 29 年度新規実施分 34 か国 34 人）及び文化・学術専門家（継続実施分 10 か国 17 人、新規実施分 17 か国 35 人）を対象とする専門日本語研修や、71 か国・地域 238 人の学習者等を対象とする研修等を実施した。2018 年 4 月現在、過去の研修修了者のうち 4 人（トンガ、カザフスタン、ルーマニア、パキスタン）が大使として在日公館で勤務中であり、2017 年 12 月 18 日に開催された安倍総理大臣と日本語を話す駐日各国大使との昼食会にも出席した。対日外交に携わる人材育成や諸外国との外交関係・交流の発展に貢献している。

国際交流基金海外事務所及び日本センターでは、各地でスピーチコンテストや日本語キャンプなどの事業を計 230 件実施した。また、前年度に続き、中等教育レベルでの日本語教育の継続実施を促すため、さくらネットワーク支援「日本語スタディツアー」を実施し、インドネシアのアンバラワ第 1 国立高校の教師・生徒計 37 人の訪日を支援した。その結果、同校では日本語クラスが 4 クラスから 5 クラスに増加した。

オ．EPA に基づく訪日前日本語研修の実施

インドネシア及びフィリピンにおいて、日本に受け入れる看護師・介護福祉士候補者を対象に、来日就労に必要な日本語能力習得を目的とする日本語予備教育を 6 か月間実施した。2016 年 11 月に開始した継続分（2017 年 5 月終了）では両国合計 649 人（インドネシア：326 人、フィリピン：323 人）、2017 年 11 月に開始した新規分（2018 年 5 月終了）では両国合計 646 人（インドネシア：329 人、フィリピン：317 人）に研修を行った。なお、日本国内での就労後 3 年以内での合格が期待される国家試験の累積合格者数は、看護師ではインドネシアが 159 人、フィリピンが 137 人、介護福祉士ではインドネシアが 392 人、フィリピンが 238 人となっており、訪日前日本語教育はこれら 2 か国の看護師・介護福祉士数拡大に寄与している。

WEB 版のみだった「外国人のための看護・介護用語集　日本語でケアナビ」のインドネシア語版書籍を 2017 年 11 月にインドネシア大学出版より出版し、インターネット環境がない場所でも看護・介護の現場で必要な用語を容易に確認できるようになった。今後、看護師・介護福祉士候補者の日本語学習に役立てられることが期待される。

カ．複合的・中長期的な働きかけによる成果の発現事例

（ア）アジア地域における中等教育レベルでの日本語教育導入

東南アジア地域では 1980 年代に一部の国で後期中等教育課程（日本の高校に相当）の第二外国語として日本語科目が採用される動きが起こったが、国際交流基金は相手国の教育関係者と共に現地で日本語教師を養成したり、教科書を新たに作成したりするなど、積極的な支援を継続して行った。その結果、1990 年代以降、多くの国で日本語教育が正規の教育課程に取り入れられるようになり、大幅な日本語学習者数の増加を見るに至った。2018 年 3 月末時点で、ASEAN10 か国の中で、中等教育課程で正規科目としての日本語教育の実施されていない国は、カンボジア、ブルネイ、ミャンマーの 3 か国のみである。

特に、インドネシア、タイ、ベトナムの中等教育では、各国の教育カリキュラムに即して国際交流基金が現地関係者と共に開発した日本語教材が広く使われており、国際交流基金でも、これらの教材を活用して現地教師の技能向上を目的とした研修などを定期的に行っている。

ラオスでは、ビエンチャン特別市内の中等教育機関 3 校が日本語教育のパイロット校に指定され、2015 年 9 月に 1 校、2016 年 9 月に 2 校で日本語教育が開始された。国際交流基金は、教育カリキュラムや教科書の開発を行うラオス教育スポーツ省教育科学研究所に、平成 28 年度に引き続き、2 人の専門家の短期派遣を行い、中等教育向け日本語教科書の開発と日本語教育パイロット校 3 校 13 人を対象とした教師研修を実施した。日本語教科書については、既に中等 1 年生向け教科書正規版、2 年生向け教科書試行版が完成している。あわせて、パイロット校に対して、2 人（平成 28 年度より 1 人増）の日本語パートナーズを派遣して教師・学習者支援を行った。ラオスの公立中等教育学校では 2014 年まで日本語教育が全く行われていなかったが、こうした複合的な働きかけの結果、2017 年 9 月学期開始時点で日本語学習者数は 416 人にまで拡大した。

ミャンマーでは、学習ニーズの高まりで日本語教師数が増加しているが、日本語能力や日本語教授の知識・経験が不足している教師も多い。この課題に対応すべく、ヤンゴン外国語大学に派遣している日本語上級専門家が毎年 2 回企画する「ヤンゴン・マンダレー日本語教師セミナー」は、平成 26 年度の開始以来、聴講型から参加型のセミナーへの転換や教師間のネットワーキング構築に力点を置き、同国における最も貴重な教師研修の場となっている。受講者数は毎年拡大を続け過去 4 年間で延べ約 860 人に達している。

スリランカでも、学習者が増加傾向にあり、特に中等教育課程での学習ニーズが高まっている。同国では、2015 年に上級中学校、2017 年に高校のシラバスが改定されたことに伴い、スリランカのケラニア大学に派遣している日本語専門家は、同大学の教師や関係者と協力し、2015 年から中等教育の日本語科目の教材・副教材の改訂に取り組んできた。国際交流基金の海外日本語教育機関支援（助成）プログラムも活用して、2017 年 6 月には日本語による異文化コミュニケーションの教材の 1 冊目が完成し、2017 年 11 月に上級中学校の生徒や教師約 800 人が参加するセミナーで披露された。同教材は現在教育省の認定待ちであるが、認定後は日本語教育が行われている中等教育機関（約 70 校）で使用され、同国の多くの日本語学習者に活用される教材となることが見込まれている。

（イ）英国における初等教育での日本語教育拡大

欧州地域では多文化主義の観点から外国語教育を重視する教育カリキュラムを採用する国が多く、国際交流基金は、外国語選択科目の中で日本語が採用されやすくなるよう、カリキュラム作成や教材制作支援、教育行政関係者への働きかけなどを継続的に行ってきた。

中でも欧州地域内で最大規模の日本語学習者数を有する英国は、進出日系企業数も在留邦人数も多く、欧州地域への情報発信力も大きいことを踏まえ、積極的な取り組みを行ってきた。2014 年 9 月の新学期から、イングランドの公立初等教育機関の 3～6 年生で外国語教育が義務化されたこと

を受け、国際交流基金では初等教育向け教材を開発し、日本語科目導入を促す様々な働きかけを行った。2017年9月には初中等教育関係者を対象にしたオンライン日本語コースを開講したほか、2018年3月にはイングランド中部の都市コヴェントリーで地元小学校等と共催で、東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れた「コヴェントリー子ども大使日本会議」を実施し、29の小学校から集まった約250人の児童が日本語や日本の文化・スポーツを体験し、今後それぞれの学校でどのように日本語学習に取り組み盛り上げていくか話し合われた。

スコットランドでは2021年からの本格実施を目指し、初等教育1年生から母語に加え1つ目の外国語学習を開始し、5年生までに2つ目の外国語学習を開始する試みが進んでいることから、この機を捉え日本語科目導入を推進するため、カリキュラム決定に影響力をもつ学校長や教育行政関係者を日本に招へいするアドボカシー事業を平成28年度に行った。平成29年度には、生徒が関心を持ちやすい動物を題材にした日本語・日本理解教材開発プロジェクトを進めたほか、さくらネットワークメンバーのエディンバラ大学が小中学校の教師等を対象とする日本語教授法のワークショップを実施するなど初中等学校への支援活動などが促進され、日本語教育拡大に資する取組が活発となった。

これらの取組の結果、日本語学習に取り組んでいる小学校は、英国全体で2014年秋には50校程度だったが、2017年には100校以上に拡大している。

（ウ）教材制作、弁論大会等への継続支援を通じた日本語普及促進

東欧地域のなかで日本語学習者数が上位にあるハンガリーでは、欧州言語の教育/学習基準であるCEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）の考え方に基づく外国語教育が求められることから、欧州地域で先駆けとなるCEFR準拠教材「できる1、2」を国際交流基金とハンガリー日本語教師会が協力して2011年及び2012年に開発した。同教材は、ハンガリーで出版された全ての書籍の中で内容とデザイン性において優れた本に与えられる「美しいハンガリーの本」教科書部門の2011年最高賞を受賞し、2017年4月より公教育用教科書として国の教材リストに登録された。これにより教育機関が、定価より安く教材販売業者から直接購入することができるようになった。2018年3月末時点でハンガリー国内の中等教育機関を中心とする16校で「できる1、2」が教科書として採用されている。

また、東欧地域内のジョージア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバで構成される「民主主義と経済発展のための機構（GUAM）」加盟国にベラルーシを加えた5か国の日本語学習者の相互交流活動の一環として実施されている「GUAM諸国合同日本語弁論大会」に対し、国際交流基金は、平成25年度開催の第1回大会から経費を助成している。同弁論大会は毎年各国持ち回りで実施されており、旧CIS諸国の日本語教育関係者のネットワーク化と参加者の日本語学習意欲向上に貢献している。平成29年度はジョージアのトビリシ自由大学で実施されたが、これをきっかけに同大学の日本語学習者の増加につながったほか、アルメニアなどGUAMの参加国以外の近隣国からも参加があり、地域内での日本語普及の広がりに繋がった。

（２）海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

日本語学習者の利便性向上に繋がる教育内容の国際標準化と、学習奨励にも資する能力評価の充実を重視し、主に次の事業を行った。

ア．日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

平成29年度には、JFスタンダード準拠教材『まるごと　日本のことばと文化』の「中級2（B1）」を日本国内で市販化し、インド、マレーシアやペルーでの現地出版も実現した。あわせて、ウェブサイト上での多言語のサポート教材の公開も行った。本教材は、国際交流基金海外事務所等での日本語講座で活用されるとともに、国際交流基金の日本語専門家などを通して広く紹介され、各地で実用性

の高い教材として好評価を得た。平成 29 年度は 53 か国で目標値を 33.7%上回る 66,859 部が販売され、累計販売部数は 22 万部を上回った。

国際交流基金海外事務所等 28 か国 31 都市において、JF スタンダード準拠の日本語モデル講座（JF 講座）を運営し、約 1 万 9 千人が受講した。

インターネットを活用した情報発信と素材提供については、「JF スタンダードサイト」、「みんなの Can-do サイト」、「みんなの教材サイト」の再構築作業に着手し（2018 年 5 月公開）、利便性の向上に取り組んだほか、継続的な内容更新によりコンテンツの充実化を図った。

イ．日本語能力試験（JLPT）の実施

日本語学習者の日本語能力を測定し認定するため、1984 年から日本語能力試験を毎年継続実施し、同試験に関わる企画・立案、作題、実施、分析、評価及び調査を行っている。平成 29 年度も、第 1 回試験を 7 月、第 2 回試験を 12 月に実施し、海外全体では、80 か国・239 都市で 580,704 人が受験した。なお、世界全体の応募者数は 1984 年の試験開始以降初めて 100 万人を突破した（海外 693,641 人、国内 333,470 人）。

各国・地域での現地経費については前年度同様、経費をその国・地域の受験料収入によって支弁した。事業の効率化と経費見直し、収入増に努め、収入が支出を上回っている状況を維持しており、平成 29 年度も収入が支出を大幅に上回った。

各実施地での受験料は、現地での経費を現地機関収入で賄うことを徹底し、日本への還元も可能となる額の設定を検討するよう各国・地域の実施機関に奨励した。物価水準、受験者層の構成、他の外国語試験の受験料なども参考に適正な額となるよう留意している。平成 29 年度には上記の方針に従い、現地実施機関と協議の上、計 7 か国（中国（香港・マカオ）、韓国、インドネシア、フィリピン、ネパール、米国、チェコ）で定額還元金の値上げを行った。5 か国（ミャンマー、マレーシア、インド、スウェーデン、スロベニア）においては、より安定的な還元を図るため、定額還元金を新規に導入した。

「高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度」でのポイント付与（N1・N2 取得者）や EPA（ベトナム、インドネシア、フィリピン）に基づく看護師・介護福祉士の候補者選定の条件等として政策的活用が図られたほか、日本の大学・大学院留学入試選考や各国教育機関での単位・卒業資格認定、及び企業での入社試験等でも引き続き社会的活用が図られた。

ウ．海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

平成 30 年度に全世界を対象に実施する「2018 年海外日本語教育機関調査」の準備を進めた。また、ウェブサイトで公開している「日本語教育　国・地域別情報」の更新を随時実施し、日本語専門家や在外公館の協力を得て、204 か国・地域の情報提供を行った。ウェブサイトの年間アクセス数は前年度と比べ、「海外日本語教育機関調査」が 129%増、「日本語教育　国・地域別情報」が 24%増となった。「海外日本語教育機関調査」は、海外における日本語教育の状況についての情報をより多くの人に提供するとともに国際交流基金事業について広く一般に周知する目的で、前回 2015 年調査より報告書をウェブサイトで無料公開したことがアクセス数の倍増に繋がった。

南米地域全体の日本語教育支援を目的として、国際交流基金サンパウロ日本文化センター派遣の日本語専門家が中心となって実施した南米スペイン語圏 9 か国 40 機関の訪問調査の報告書「南米スペイン語圏日本語教育実態調査報告書 2017」を 5 月に作成・公開した。

『国際交流基金日本語教育紀要』を発行し、冊子で配布したほか、全掲載論文及び英文要旨を国際交流基金ウェブサイトや国際交流基金リポジトリ（論文や研究成果のデータベース）にも掲載するなど、国際交流基金の日本語教育研究活動・教育実践の成果を国内外に発信した。

エ．e ラーニングの開発・運営

2016 年 7 月に一般公開したｅラーニングの日本語学習プラットフォーム「みなと」（学習管理システム）にて国際交流基金海外事務所によるコース運用を開始するとともに、メインコースである「まるごとオンラインコース」への初級 1 （A2） レベルの追加と入門 （A1） レベルの多言語化、「みなと」本体の多言語版（スペイン語・中国語・インドネシア語・タイ語・ベトナム語）公開など、コンテンツの数、内容の充実とユーザーの利便性向上に努めた。その結果、平成 29 年度末時点で使用国・地域数は登録者ベースで 169 か国・地域、登録者数は 33,031 人となった。

国際交流基金が開発した日本語コースブック『まるごと 日本のことばと文化』の内容に沿って日本語や日本文化が学べるウェブサイト「まるごと＋」においては、初級 2 （A2） レベルを開発し、公開を行った。無料で利用可能なモバイル端末用アプリケーション型教材である「HIRAGANA/KATAKANA Memory Hint」及び「KANJI Memory Hint 1&2」の総ダウンロード数は、平成 29 年度だけで約 21 万件に及んだ。豊富な映像とクイズやゲームで楽しく日本語の学習や日本文化を知ることができるウェブサイト「エリンが挑戦！にほんごできます。」は、従来の 8 言語に加えタイ語版を公開し、9 言語対応とした。

東南アジア中等教育段階の日本語初学者への学習奨励のため、スマートフォンで利用できる日本語テストアプリを開発した。平成 29 年度に開発したインドネシア語／英語版は、平成 29 年度末時点で、東南アジアのみならず世界 74 か国・地域で約 8,000 件ダウンロードされている。オフライン音声認識など多彩な機能を持つことが評価を得たことに加え、日本語パートナーズによる活用が積極的に行われたこととも相まって、多くの入門レベルの学習者の意欲を掻き立てて基礎的な語彙を増やすことに繋がり、日本語学習の裾野を拡大することに貢献した。

また、関西国際センターの設立20周年記念シンポジウムは、「日本語学習者のためのeラーニングとは‐関西国際センターにおける開発と運用‐」をテーマに開催したが、海外の日本語教育関係者を含む132人の参加があり、eラーニングへの関心の高さが再確認された。

３－３．指摘事項への対応
＜前年度評価結果＞ ●平成 27 年 6 月の行政事業レビュー公開プロセスにおいて、日本語事業について「国別・地域別の中期的な目標を設定し、資源の適正な地域配分に努めるべき。事業全体及び個別のスキーム毎の費用対効果が見えにくい。評価できるシステムを真剣に検討すべき。」等の指摘がなされた。特に、日本語専門家派遣事業については、外務省と国際交流基金との間で検討を行い、長期間派遣を継続している一部の日本語専門家派遣ポストの見直し、日本語専門家の業務の現地日本語教師への移管等に取り組み、新たな日本語教育ニーズに対応する方針を策定したところである。今後も不断に、事業の見直し等を継続していくことが必要である。
＜前年度評価結果反映状況＞ 地域ごとの中期方針に則して、限られた資源を最大限有効に配分し、第四期中期目標に定められた数値目標の達成に取り組んだ。 日本語専門家派遣事業については、外務省と協議のうえ、長期にわたり専門家派遣を継続しているポストが多い東欧地域を中心に、第四期中期目標期間中に約 20 ポストを削減する計画をまとめ、その実行に着手した。平成 30 年度は 6 ポストを削減する予定である。

３－４．自己評価
＜評定と根拠＞ 評定　Ａ

根拠：
【量的成果の根拠】
8つの指標のうち、【指標2-2】、【指標2-5】、【指標2-6】、【指標2-8】の4つについて目標値の120%以上を達成し、残りの【指標2-1】、【指標2-3】、【指標2-4】、【指標2-7】の4つについても目標値の100%以上を達成した。

【質的成果の根拠】
海外の日本語教育機関や相手国の教育行政関係機関との連携強化に努めつつ、日本語普及の基礎となる海外の日本語教育環境の整備と日本語教授法や能力評価の充実に取り組み、以下のような成果を得ている。

ア．初・中等教育レベルでの日本語教育の拡充
国・地域の状況を踏まえた上で、日本語専門家による教育カリキュラム作成へのアドバイスや教材制作支援、現地日本語教師に対する研修、さらには教育行政関係者へのアドボカシー事業等を複合的、効果的に組み合わせて継続的に働きかけを行うことで、アジア、欧州等の地域を中心に初・中等教育レベルでの日本語教育の拡充を図った。具体的には、トルクメニスタン、スリランカ等では、基金派遣の日本語上級専門家等が中心となって初・中等教育レベルでの日本語教育拡充に寄与する教科書等を制作した。英国では初中等教育関係者を対象にしたオンライン日本語コースの開講や地元小学校等との共催イベントの実施など日本語科目導入を促す様々な働きかけを行い、日本語学習に取り組む小学校の拡大に貢献した。フランスでは中等教育の日本語部門の正規教員採用試験が新設されたことを踏まえ、日本語専門家が主導して教師研修会や学生へのインターンシップ、訪日研修等を実施し、中等教育の日本語教育の地位向上と日本語コース定着に向け、正規中等日本語教員の誕生を後押しするなどした。

イ．世界の日本語教育機関の活動とネットワーク化支援
平成19年度に立ち上げた「JFにほんごネットワーク」（以下、「さくらネットワーク」）は、平成29年度末時点で92か国・地域288機関まで拡大し、日本語教育機関や日本語教師会のネットワークの大規模なプラットフォームとなっている。例えば、さくらネットワークの一つであるシンガポール日本語教師の会が実施した「第2回シンガポール日本語教育国際会議」に対し、基金は助成を行ったが、同会議では、8か国から行政・企業関係者、日本語教育関係者、日本語学習者ら200人以上の参加者を得て、討議が行われたほか、日本語人材の採用を希望する企業と日本語を学習する大学生が熱心に交流を深めるなど、産官学の垣根を越えた貴重な連携の場となった。
また、東欧のジョージア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバ、ベラルーシ5か国の相互交流活動の一環として実施されている「GUAM諸国合同日本語弁論大会」に対し、基金は平成25年度開催の第1回大会から経費を助成しているが、平成29年度はジョージアのトビリシ自由大学で実施され、旧CIS諸国の日本語教育関係者のネットワーク化と参加者の日本語学習意欲向上に貢献している。

ウ．質の高い日本語教材やeラーニング・プラットフォームの拡大
JFスタンダード準拠教材『まるごと　日本のことばと文化』の「中級2（B1)」を市販化したほか、インド、マレーシア及びペルーでの現地出版も実現し、平成29年度末現在で販売範囲は、53か国・地域に拡大した。また、2016年7月に一般公開した日本語学習のeラーニング・プラットフォーム「みなと」（学習管理システム）は、コースの追加や多言語化により登録者数を着実に伸ばしており、平成29年度末時点で使用国数は登録者ベースで169か国・地域、登録者数は33,031人となった。
さらに、モバイル端末用コンテンツとして、ひらがな・カタカナ漢字アプリの「HIRAGANA/KATAKANA

Memory Hint」及び「KANJI Memory Hint 1&2」の無料提供を継続したほか、東南アジア中等教育段階の日本語初学者への学習奨励のため、スマートフォンで利用できる日本語テストアプリを開発し、提供を開始するなど、デジタル時代に対応した新しい教材開発を積極的に行い、世界中どこででも質の高い日本語学習を行える環境を提供することで、日本語学習者の裾野を広げることに大きく貢献している。

エ．日本語能力試験の着実な実施

実施国・都市数の拡大等を図りつつ、試験の着実な実施を進めた結果、世界全体での受験応募者数が 1984 年の試験開始以降初めて 100 万人を突破し、過去最高となった。一方、収支バランスは 7 かの国（中国（香港・マカオ）、韓国、インドネシア、フィリピン、ネパール、米国、チェコ）で定額還元金の値上げを行ったほか、5 か国（ミャンマー、マレーシア、インド、スウェーデン、スロベニア）で定額還元金を新規に導入するなど、収支の安定化に取り組んだ結果、前年度に引き続き収入が支出を大幅に上回った。

以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

【課題と対応】

日本語専門家派遣事業については、外務省と協議し、長期にわたり専門家派遣を継続しているポストが多い東欧地域を中心に、第四期中期目標期間中に約 20 ポストを削減する計画をまとめた。平成 30 年度は 6 ポストを削減する計画である。

今後も地域ごとの中期方針に則して、限られた資源を最大限有効に配分し、第四期中期目標に定められた数値目標の達成に取り組んでいく。

３－５．主務大臣による評価

＜評定と根拠＞

評定　Ａ

根拠：

【量的評価の根拠】

８つの定量指標のうち、日本語教育機関支援（助成）の件数（568 件）、日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトのアクセス数（29,468,235 件）、日本語教材「まるごと」使用国／販売部数（53 か国／66,859 部）及び e ラーニングの登録者数（33,031 人）については、いずれも年度目標の 120%以上を達成した。特に、e ラーニングの登録者数については、目標を大きく上回る登録者数を実現した。

上記以外の指標である日本語教育機関支援（助成）の実施国数（89 か国）、基金海外事務所の主催／助成事業件数（230 件／383 件）、日本語教師研修の参加者数（12,021 人）及び日本語能力試験実施国／都市数（80 か国 239 都市）はいずれも目標値の 100%を上回り、全ての定量指標において目標値を上回る結果を確保できた。

加えて、関連指標のうち、日本語能力試験については、全世界での受験応募者数が 1984 年の試験開始以降、初めて 100 万人を突破し、過去最高となったほか、収支の安定化に取り組んだ結果、受験料収入が指標値を大幅に上回ったことは評価に値する。

【質的評価の根拠】

国際交流基金は、日本文化を始めとする我が国への理解を深め、かつ、我が国と各国・地域との交

流の担い手を育て、友好関係の基盤を強化するという政策目標実現のため、海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、各国・地域の状況に合わせて様々な取組を複合的に組み合わせ、日本語教育基盤の強化を図るとともに、日本語教授法と能力評価の充実に資する事業を実施した。特筆すべき点は以下のとおり。

１　海外の日本語教育・学習環境の整備

（１）初・中等教育課程における日本語教育の拡充

国際交流基金は、日本語教育カリキュラムや教材作成の助言、現地教師の育成、日本語授業の支援等を目的とし、41 か国 120 ポストに日本語専門家等を派遣したほか、国際交流基金の専任講師・日本語教師による海外日本語教師に対する研修を国内外で約 1.2 万人に行う等、各国・地域の状況に応じて各スキームを複合的に組み合わせ、アジア地域や欧州地域を中心に、初・中等教育課程の日本語教育の拡充に大きく寄与した。

インドネシア、タイ、スリランカ、ベトナム及びラオスにおいて、初・中等教育課程における日本語教育へのニーズの増加を踏まえ、国際交流基金が派遣した日本語上級専門家等が制作・改訂を行った教科書等が現地教育機関において広く使用されているほか、教材を活用した現地教師の技能向上を目的とする研修の開催や教師間のネットワーキング活動の支援等を通じ、現地教師の日本語能力や日本語教授の知識・経験の向上に貢献した。

英国において、初等教育での日本語教育が拡大するなか、国際交流基金は、カリキュラム作成や教材制作支援、教育関係者の招へい等、日本語科目導入を促す様々な取組を行い、初等教育で日本語教育に取り組む学校が、2014 年秋には約 50 校であったが 2017 年には 100 校以上に増加。また、フランスにおいて、2016 年に中等教育の正規教員採用試験（CAPES）に日本語部門が新設され、2017 月 6 月に 3 人の日本語教員が採用される等、中等教育における日本語教育の環境が整いつつあるなか、国際交流基金は日本語教師を目指す大学生・大学院生の訪日研修、インターンシップや教授法研修を行い、正規教員採用に向けた更なる取組を行った。

（２）世界の日本語教育機関のネットワーク化の整備・活用

国際交流基金は、各国において日本語教育の充実に中核的な役割を果たす日本語教育機関を「JF にほんごネットワーク」メンバーとして認定を進めており、29 年度末には 22 か国・地域 288 機関に拡大。29 年度は国際交流基金海外拠点事務所による助成事業を拡充し、同ネットワークメンバーを中心に、教師給与助成、教材制作・購入助成、教育関連事業実施助成等を積極的に行い、日本語普及に向けた現地ニーズに機動的に対応した。

２　海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

（１）質の高い日本語教材やｅラーニング・プラットフォームの拡大

国際交流基金は、日本語学習者の利便性向上に繋げるべく、外国語教育の国際標準を踏まえて「JF 日本語教育スタンダード」を作成し、同スタンダードに準拠した教材開発に積極的に取り組んでいる。例えば、29 年度には、「JF 日本語教育スタンダード」準拠教材『まるごと　日本のことばと文化』のインドネシア、マレーシア及びペルーでの現地出版を実現し、53 か国で 66,859 部が販売され、累計 22 万部の販売を達成した。加えて、同教材の内容に沿って日本語や日本文化を学べるウェブサイトを開発・公開したほか、「JF 日本語教育スタンダード」準拠の日本語モデル講座を国際交流基金海外事務所等 28 か国 31 都市において開催し、約 1.9 万人が受講する等、日本語の一層の普及に貢献した。

また、国際交流基金は、世界中の日本語学習希望者が日本語教育を容易に体験できるよう、オンライン教材等の充実を図った。例えば、29 年度には、日本語学習プラットフォーム「みなと」のレベル追加や入門レベルの多言語化（スペイン語、中国語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語）を行った（29 年度内の登録者数は約 2.2 万人、累計登録者数は 3.3 万人）ほか、無料のモバイル端末用アプ

リケーション教材「HIRAGANA/KATAKANA Memory Hint」と「KANJI Memory Hint 1&2」(29 年度内の総ダウンロード数は 21 万件）を公開する等、e ラーニングの内容の充実と利便性の向上を図った。

（２）日本語能力試験の着実な実施

日本語能力試験について、29 年度において、実施国・地域及び都市の拡大に努めた結果、海外全体で 80 か国・地域の 239 都市で実施され、また平成 24～27 年度実績の平均値を大きく上回る 580,704 人が受験した。加えて、世界全体の応募者数についても 1984 年の試験開始以来、初めて 100 万人を突破し、日本語を母語としない学習者の日本語能力測定・評価の手段として着実に実績を積み重ねている。運営面においても、引き続き事業の効率化と経費見直し、収入増に努め、大幅な黒字を達成するともに、現地の試験実施機関と協議の上、定額還元金の値上げや新規導入にも取り組み、安定的な試験運営を行った。また、引き続き EPA に基づく看護師・介護福祉士の候補者選定の条件等の政策的活用のみならず日本の大学・大学院留学入試選考等でも社会的活用が図られており、世界最大の受験者数を抱える日本語能力試験として高い信頼を維持している。

以上を踏まえ、各国・地域の行政機関や主要な日本語教育機関と連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自律的継続的に発展していく素地としての基盤整備を中心に取り組んでおり、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるところ、評定は「A」が適当である。

【課題と改善方策】

ア．引き続きより適切な PDCA サイクルやアウトプット・アウトカム指標の確立に努めるとともに、特に外交政策との連動や高い効果を追求した事業の実施が期待される。

イ．平成 27 年６月の行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を踏まえ、日本語専門家派遣事業について、外務省と国際交流基金の間で第４期中期目標期間中に 20 ポストを削減する計画をまとめたところ、引き続き両者の連携のもと、同計画の着実な実施を期待。

ウ．国・地域別の中期目標の達成に向けた取組に加え、新たな日本語教育ニーズもでているところ、既存の事業の見直し等を継続し、限られた資源を最大限活用することが期待される。

【その他事項】

主な有識者意見は以下のとおり。

ア．平成 29 年度は、数値目標として設定した各種指標は、いずれも実績値は計画値を超えており評価できるが、定量指標の設定に改善の余地がある。日本語教育機関に対する活動助成、ネットワーク形成支援において、平成 29 年度は、日本語教育機関支援（助成）事業により、81 か国以上の国において計 226 件以上の助成を実施することを目標としていたのに対し、実績は 568 件（達成率 251%）であり、また e ラーニングの開発・運営事業において、平成 29 年度は、e ラーニング登録者数の目標を 12,000 人としていたのに対し、実績は 22,502 人（達成率 188%）であるなど、目標値そのものが甘く設定しているのではないかと推測されるものもある。なお、日本語教育機関に対する活動助成、ネットワーク形成支援においては、平成 30 年度の年度計画の目標値も 81 か国以上の国において 226 件であるが、本来は平成 29 年度の実績（568 件）を踏まえて平成 30 年度は新たな目標値を設定するべきであった。

イ．日本語教師の質向上やスタンダードづくりなど日本語教育の基盤整備への努力は適切なものである。英国における初等教育における日本語教育拡大では前向きな成果が出ており、これをモデルケースとして他国で展開していくことが望まれる。

ウ．JF 日本語教育スタンダートに基づく日本語教育・学習支援は、カリキュラム、評価、教材の全体を整えたことにより教育的効果、普及における効果が大きく上がっており、また、教師の教育能力向上と学習者の学習の両側面で大きな効果をもたらすものと期待できる。

エ．e ラーニングについても積極的に実施している印象を受けたが、多数の日本語学習者に質の高い学習や能力判定の機会を広範に提供すべく、英会話力を簡単に自動判定する Versant のような仕組みを国際交流基金主導で開発することを期待したい。

オ．日本語能力試験も順調に受験者数が増えており、世界の日本語学習者にとって能力評価の基準として認識されているが、JF スタンダードによる教育成果の測定については、その理念に合致した日本語能力評価方法の新たな開発が求められる。

カ．アジア地域における中等教育レベルでの日本語教育の導入、英国における初等教育での日本語教育の拡大などは、本年度を含め、これまでの海外の日本語教育環境の整備による成果だと考えられる。日本語教材や e ラーニング、応募者数が 100 万人を超えた日本語能力試験などで着実な進展が見られる。

キ．日本語教材、e ラーニング・プラットフォーム拡大など、多様な学習者への対応も充実してきている。そうした教材情報の日本国内での認知度を上げていくことは学習者・教師への支援となると同時に、国内での国際交流基金の認知度を高めることにより、寄附等の拡大につながる可能性があるのではないか。

ク．海外においてクオリティの高い日本語教育を広く実施しつつ、各国の日本語教育基盤をさらに堅固なものとし、教育内容の国際標準化と能力評価の充実化が主目的となっている。この達成のために、世界 41 か国に及んで日本語の教育環境を提供し、アメリカには若手日本語教員を派遣し、また、さくらネットワークを通じ、世界の 288 機関においてプレゼンスを確保している。特に評価に値するのは、デジタル・プラットフォームを展開していることであり、e ラーニングなど精力的に最新技術を導入しているのは大変素晴らしい。

４．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

独立行政法人国際交流基金　平成29年度評価　項目別自己評価書
（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
No.3	海外日本研究･知的交流の推進及び支援
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ　広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－１－４　国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成29年度政策評価事前分析表 外務省29-Ⅲ-１-４（国際文化交流の促進） 平成29年度行政事業レビューシート番号 0096（独立行政法人国際交流基金運営費交付金）

2．主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
【指標３－１】日本研究フェローシップ終了後３年以内の博士論文フェローの学位取得割合	計画値	50％以上		50%				
	実績値			52%				
	達成度			104%				
【指標３－２】日本研究フェローシップ終了後３年以内の学者・研究者フェローの成果発表件数（メディア発信含む）	計画値	平均１人２件以上		平均1人2件				
	実績値			平均1人6.61件				
	達成度			331%				
【指標３－３】安倍フェローシップ終了後のフェローの出版実績	計画値	（平均件数）80件以上／年	平成24年～27年度の年間平均値79件	80件				
	実績値			94件				
	達成度			117%				

【指標３－４】複数年助成事業実施後の外部評価（事業実施を通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関する５段階評価（高５点～低１点))	計画値	平均3.75点以上		3.75				
	実績値			4.32				
	達成度			115%				
【指標３－５】日本研究・知的交流の主要国（米国・中国・韓国）におけるフェローシップ・フォローアップ事業の実施	計画値	１か国１件／年以上		3か国3件				
	実績値			3か国10件				
	達成度			333%				
フェローシップ人数／国・地域数	実績値		平成24～27年度の実績平均値 227人／46か国	143名／39か国				
フェローアンケート「有意義」項目※	実績値			100%				
フェローシップ修了者が関与する基金主催／助成事業数	実績値			45件				
安倍フェローシップ人数	実績値		平成24～27年度の実績平均値27人	28人				
安倍フェローシップ修了者による成果発表件数（メディア発信含む)	実績値			1,664件				
安倍フェローシップのフェローアンケート「有意義」項目※	実績値			100%				

安倍フェローシップのフェローシップ修了者が関与する基金主催／助成事業数	実績値			30件				
助成事業実施件数	実績値		平成24～27年度の実績平均値 266件	172件				
助成対象機関アンケート「有意義」項目※	実績値			100%				
知的交流事業参加者による成果発表件数（メディア発信含む）	実績値			87件				
知的交流事業参加者アンケートにおいて事業実施前後の認識変化を測る項目※	実績値			100%				
知的交流事業参加経験者が関与する基金主催／助成事業数	実績値			1件				

＜目標水準の考え方＞
○我が国における人文科学・社会科学分野の博士課程在籍者の学位取得率平均値 47%（平成 27 年度学校基本調査（文部科学省）参照）を超えることを目指す。
○安倍フェローシップ終了後のフェローの出版実績は、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指す考えから、平成24～27年度の年間平均値以上を目標とした。
○複数年助成事業実施後の外部評価は、前中期目標期間中の事前審査の採用基準４点中３点を５段階に換算し設定。

＜目標達成に影響を及ぼす外部要因＞
各国における教育制度変更等の日本研究を取り巻く環境の変化が日本研究者・機関の業績に影響を与える可能性がある。

※アンケートはいずれも５段階評価で上位２つの評価を得る割合

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
予算額（千円）	2,452,499				

決算額（千円）	1,770,403				
経常費用（千円）	2,235,644				
経常利益（千円）	▲ 475,518				
行政サービス実施コスト（千円）	1,612,062				
従事人員数	21				

３－１．各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

【中期目標】

ウ　海外日本研究･知的交流の推進及び支援

（ア）海外の日本研究の推進及び支援

海外の日本研究は、各国･地域における対日理解の基礎となるものであり、基金は、被支援機関･研究者による発信等を通じて当該国・地域における正確な対日理解の普及及び対日関心の維持拡大に資するよう、フェローシップ、日本研究機関支援等のプログラムを戦略的に運用して支援する。支援に当たっては、外交上の必要性を踏まえつつ、在外公館とも連携し、各国･地域の日本研究の状況及び日本研究の振興のためのニーズを把握する。また、日本を主たる専門とする研究者への支援に当たっては、高い発信力を有する研究者の関与、次世代の人材育成や中長期的な基盤整備を意識する。

（イ）知的交流の推進及び支援

基金の日本国内外の有識者のネットワークを活用しつつ､国際的重要課題についての対話と共同研究を推進する海外のオピニオンリーダー等の人材を育成する。また、自立的、持続的なネットワークの維持や発信力の維持・向上を図るべく、フォローアップに取り組む。

【中期計画】

ウ　海外日本研究･知的交流の推進及び支援

各国・地域の事情や必要性を把握しつつ、海外日本研究及び知的交流それぞれの性格に応じて、海外日本研究及び知的交流を効果的に促進する。

（ア）海外の日本研究の推進及び支援

各国･地域の日本研究状況及び日本研究振興のためのニーズを把握し､長期的な視点から対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に資するよう、我が国の外交上の要請にも配慮しつつ、以下の事業を実施する。

・研究者支援

海外における日本研究を振興するため、日本を研究対象とする諸外国の学者・研究者及び博士論文執筆者（自然科学・医学・工学分野の専門家は対象外）に、我が国で研究・調査等の活動を行う機会を提供する。また、講演会・レクチャー等の実施やネットワーキングの機会を設ける等のフォローアップ事業を行う。

・機関支援

各国において日本研究の中核的な役割を担う機関が日本研究の基盤を強化し、人材を育成することができるよう、日本研究に従事している海外の日本研究機関に対し、客員教授派遣や派遣支援、研究・会議助成、教員拡充助成などの包括的な支援を実施する。

・ネットワーク支援

日本研究に関わる研究者や知日層及び関連機関を横断的に結びつけ、ネットワーク化を図ることで日本研究の発展と深化に寄与するため、我が国や第三国から研究者・専門家を集めた会議の開催や、日本研究や日本を含む地域研究の学会への支援を行う。

（イ）知的交流の推進及び支援

我が国と各国の共通の関心テーマや国際的重要課題について、以下のような対話・共同研究、人的交流を実施するとともに、そのための人材育成に資する支援及びフォローアップを行う。

・知的交流事業の実施及び支援

諸外国の機関・有識者との協力のもと、会議の開催、人物の派遣・招へいといった知的共同事業を実施及び支援する。知的交流事業の実施に当たっては、長期的視野に立っての恒常的な知的交流の積み重ねの重要性に留意し、次代の知的交流の担い手の育成や多様な担い手によるネットワークの強化等を進める。また、我が国の有識者の海外発信の機会の増加、海外発信能力の向上、ネットワーク形成等を促進するよう配慮するとともに、できるだけ日本国内外の他機関・団体等と連携することで事業を効果的・効率的に実施する。

・日米交流事業の実施及び支援

日米両国の各界各層にわたる信頼醸成及び相互理解促進のため、専門家・政策関係者による知的対話・共同研究や、教育を通じた対米日本情報拡充・交流事業を実施及び支援する。また、日米関係の人的基盤維持に向け、フェローシップ等、次代の日米知的交流を担う人材育成のための事業を実施及び支援する。フェローシップ供与型事業については、フェローシップ終了後のフェローの出版実績を調査するなど、受給者のフォローアップに留意する。

【留意点】

上記事業の実施に当たっては、以下の点に留意する。

a. 日本研究支援を行う際には、相手国において長期的に日本研究が発展するよう、若手研究者の育成、知的コミュニティにおける日本研究者の活躍の機会の創出、日本研究者のネットワーク拡充等の工夫をする。

b. 日本語普及や留学生交流などの諸分野との連携に配慮する。海外事務所においては、在外公館、日本研究機関、その他関係機関・団体と連携し、海外日本研究の支援体制の構築に努める。

c. 海外における日本研究を戦略的に促進するため、各国・地域における日本研究の中核となる機関や対日理解の中核となる者に対する支援に重点化して事業を行う。また、支援対象とすべき機関の特定、支援の在り方の検討に供すべく、海外における日本研究者及び日本研究機関の情報の収集・調査を行う。

d. 事業効果を確認するためにアンケートを実施する場合は、５段階評価で中央値を除外した上位２つの評価を得た割合を評価対象とする。

e. 日米センターの運営に当たっては、自己収入財源（政府出資金等の運用益収入等）を通じて事業を実施することにより、同センターの自律性に配慮するとともに、外部有識者の意見を踏まえて行うものとする。

f. 日米センターは、日米文化教育交流会議（カルコン）の事務局業務を担う。

g. 「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」に資する事業の実施に配慮する。

【年度計画】
（ア）海外の日本研究の推進及び支援
　各国･地域の日本研究状況及び日本研究振興のためのニーズを把握し､長期的な視点から対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に資するよう、我が国の外交上の要請にも配慮しつつ、以下の事業を実施する。
・研究者支援
　海外における日本研究を振興するため、日本を研究対象（自然科学・医学・工学分野の専門家は対象外）とする諸外国の学者・研究者及び博士論文執筆者に、我が国で研究・調査等の活動を行う機会を新たに提供する。日本研究フェローシップ終了後３年以内で、「学者・研究者」フェローについては成果発表件数（メディア発信含む）平均１人２件以上、「博士論文執筆者」フェローについては、学位取得割合 50%以上の達成を目標とする。
　また、講演会・レクチャー等の実施やネットワーキングの機会を設ける等のフォローアップ事業を、米国、中国及び韓国で行うとともに、過年度に招へいしたフェローに関する情報収集を強化する。
・機関支援
　各国において日本研究の中核的な役割を担う機関が日本研究の基盤を強化し、人材を育成することができるよう、日本研究に従事している海外の日本研究機関に対し、客員教授派遣や派遣支援、研究・会議助成、教員拡充助成などの支援を実施する。複数年助成事業実施後の外部評価（事業実施を通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関する５段階評価（高５点～低１点））で平均 3.75 点以上の評価を得ることを目標とする。
・ネットワーク支援
　日本研究に関わる研究者や知日層及び関連機関を横断的に結びつけ、ネットワーク化を図ることで日本研究の発展と深化に寄与するため、我が国や第三国から研究者・専門家を集めた会議の開催や、日本研究や日本を含む地域研究の学会への支援を行う。

（イ）知的交流の推進及び支援
　我が国と各国の共通の関心テーマや国際的重要課題について、以下のような対話・共同研究、人的交流を実施するとともに、そのための人材育成に資する支援及びフォローアップを行う。複数年助成事業実施後の外部評価（事業実施を通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関する５段階評価（高５点～低１点））で平均 3.75 点以上の評価を得ることを目標とする。
・知的交流事業の実施及び支援
　諸外国の機関・有識者との協力のもと、会議の開催、人物の派遣・招へいといった知的共同事業を実施及び支援する。
　知的交流事業の実施に当たっては、長期的視野に立っての恒常的な知的交流の積み重ねの重要性に留意し、次代の知的交流の担い手の育成や多様な担い手によるネットワークの強化等を進める。また、我が国の有識者の海外発信の機会の増加、海外発信能力の向上、ネットワーク形成等を促進するよう配慮するとともに、できるだけ日本国内外の他機関・団体等と連携することで事業を効果的・効率的に実施する。
　「現代日本理解特別プログラム」により、オーストラリア・米国・英国及びフランスの主要な研究機関を支援し、特に社会科学分野における知日派人材の育成を促進する。
・日米交流事業の実施及び支援
　日米両国の各界各層にわたる信頼醸成及び相互理解促進のため、専門家・政策関係者による知的対話・共同研究や、教育を通じた対米日本情報拡充・交流事業を実施及び支援する。
　また、日米関係の人的基盤維持に向け、フェローシップ等、次代の日米知的交流を担う人材育

成のための事業を実施及び支援する。フェローシップ供与型事業については、フェローシップ終了後のフェローの出版実績調査等、受給者フォローアップに留意し、旗艦プログラムである安倍フェローシップについて、終了後のフェローの出版実績（平均件数）80 件以上／年を目標とする。

【主な評価指標】

【指標３－１】日本研究フェローシップ終了後３年以内の博士論文フェローの学位取得割合　50%以上

【指標３－２】日本研究フェローシップ終了後３年以内の学者・研究者フェローの成果発表件数（メディア発信含む）平均１人２件以上

（関連指標）
・フェローシップ人数／国・地域数（平成 24～27 年度の実績平均値 227 人／46 か国）
・フェローアンケート　「有意義」項目の５段階評価で上位２つの評価を得る割合
・フェローシップ修了者が関与する基金主催／助成事業数

【指標３－３】安倍フェローシップ終了後のフェローの出版実績（平均件数）　80 件以上／年（平成 24 年～27 年度の年間平均値 79 件）

（関連指標）
・安倍フェローシップ人数（平成 24～27 年度の実績平均値 27 人）
・安倍フェローシップ修了者による成果発表件数（メディア発信含む）
・安倍フェローシップのフェローアンケート　「有意義」項目の５段階評価で上位２つの評価を得る割合
・安倍フェローシップフェローシップ修了者が関与する基金主催／助成事業数

【指標３－４】複数年助成事業実施後の外部評価（事業実施を通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関する５段階評価（高５点～低１点））で平均 3.75 点以上

（関連指標）
・助成事業実施件数（平成 24～27 年度の実績平均値 266 件）
・助成対象機関アンケート　「有意義」項目の５段階評価で上位２つの評価を得る割合

【指標３－５】日本研究･知的交流の主要国（米国・中国・韓国）におけるフェローシップ・フォローアップ事業の実施　１か国１件／年　以上

（関連指標）
・知的交流事業参加者による成果発表件数（メディア発信含む）
・知的交流事業参加者アンケートにおいて事業実施前後の認識変化を測る項目の５段階評価で上位２つの評価を得る割合
・知的交流事業参加経験者が関与する基金主催／助成事業数

３－２．業務実績

（１）海外の日本研究の推進及び支援

対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に貢献することを目的に、各国・地域における日本研究・対日理解の中核的な研究機関の維持・発展を長期的に支える「日本研究基盤整備」、研究者個人を支援することで人材育成の観点で日本研究の振興を支える「日本研究フェローシップ」、国や地域を越えた学会等を支援し研究者のネットワーク化を図る「日本研究ネットワーク強化」を実施した。他方、平成 29 年度より、単発事業を単年度ベースで助成する公募プログラム「日本研究プロジェクト助成」を新設。各国・地域の事情に即した、より機動的かつ効果的な支援を行った。

ア．研究者支援

平成 29 年度は 34 か国・地域の 81 人に対して新たに訪日研究の機会を与え、平成 28 年度から継続

する 62 人とあわせて 143 人が日本で研究を行った。平成 29 年度中に訪日研究を終え、アンケートに回答したフェロー94 人全員が、国際交流基金の支援を有意義と回答した。
過去のフェローシップ受給者から広く文化交流の基盤を支える人材が輩出された事例として平成 29 年度中に発現した具体的な事例は以下のとおり。

（ア）李洙勲（韓国）
アジア政治外交を専門とする李洙勲（イ・スフン）氏は平成 27 年度に日本研究フェローシップを受給し、慶應義塾大学の西野純也准教授（当時）のもとで 3 か月間、「日本の指導者たちによる共同体構築イニシアティブの戦略的含意」をテーマに研究を行った。韓国慶南大学極東研究所所長だった李氏は、国家発展戦略文化統一外交委員など要職を歴任。知日家としての日本社会に対する深い理解や、日本との間に築いた人的ネットワークが評価され、2017 年 10 月には駐日大使に就任し、知日家の大使としての活躍が期待されている。

（イ）ジュリオ・プリエセ（イタリア）
ジュリオ・プリエセ氏は、ケンブリッジ大学博士課程在籍中の平成 24 年度に日本研究フェローシップを受給し、北岡伸一・東京大学教授（当時）のもとで「日本の中国政策の背後のリーダーたち：『戦略的に相互利益を生む関係』の時代の設定」をテーマに訪日研究を行った後、2016 年よりロンドン大学キングスカレッジ（KCL）に採用された。同年末にはパルグレイヴ社から博士論文をもとに *Sino-Japanese Power Politics: Might, Money and Minds* を出版、2017 年には韓国語版の出版が決定した。2017 年には英国学士院が同氏への助成を決定し、KCL における 2 つ目の日本研究専門ポストの常設化への道が開かれることとなった。

（ウ）文化交流の基盤づくりへの貢献
美術分野のアレクサンドラ・モンロー氏（グッゲンハイム美術館アジア美術上級キュレーター）は平成 4 年度に、日本語教育分野のアンドレイ・ベケシュ氏（リュブリャナ大学名誉教授）は昭和 60 年度及び平成 21 年度に、それぞれフェローシップを受給して訪日研究に携わり、両氏ともその後の長きにわたる功績により、平成 29 年度国際交流基金賞を受賞した。
ベケシュ氏は現在、後述の欧州日本研究協会（EAJS）の会長も務め、日本語教育と日本研究との連接に尽力している。一方、米国の日本美術界では、目下モンロー氏をはじめ 15 人もの元フェローが、主要美術館で日本美術を扱う学芸員等として活躍している。

イ．日本研究機関支援
平成 29 年度においては、中期計画における留意点 c.（中核機関への支援重点化）も踏まえ、日本研究機関支援の枠組みを、真に中核的な機関を対象とする中期的な支援「日本研究基盤整備」と、単年度のプロジェクトに対する「日本研究プロジェクト支援」とに分け、前者については中期的な成果発現が期待できる 16 か国・地域の 36 機関に支援先を絞り込むことで、戦略性の向上を図った。他方、後者においては 24 か国・34 件の支援を実施した。「基盤整備」「プロジェクト支援」両プログラムを合わせ、助成先から回収できたアンケート 58 件すべてにおいて、国際交流基金の支援は有意義との回答を得た。

（ア）シラキュース大学（米国）
ニューヨーク州シラキュース市の有力私立大学であるシラキュース大学に対し、国際交流基金は平成 28 年度より 3 か年事業として、日本文学・映画・ポップカルチャーを専門とする教員の採用に係る給与や客員教授招へい、会議開催等への複合的支援を実施した。初年度に採用されたブライアン・ハーレー助教授によって日本関連授業が新たに 4 コース開講され、2017 年 9 月には同大学教

養学部での日本マイナー（副専攻）の新設に結びついた。また、被爆者・小倉桂子氏を迎えて行われたシンポジウムは注目度が高く、学生のみならず地元住民からも聴講があり、その様子は米国内メディアに加え NHK World でも詳細に報じられた。

（イ）北京日本学研究センター事業（北京外国語大学実施分）

中国における日本研究の拠点として、国際交流基金が長く運営に関わっている北京日本学研究センター（北京外国語大学内）に対し、国際交流基金は平成 29 年度、日本研究専攻の大学院生への講義・指導のため日本の研究者 7 人を短期で派遣した。さらに修士課程の学生 14 名を訪日研究のために招へいし、博士課程の学生 3 人に対して 1 年間のフェローシップを供与した。平成 29 年度、同センターは 33 名の修士、7 人の博士を輩出した。

また、同センター教員の秦剛（しん・ごう）教授（日本近代文学）が、作家・井伏鱒二の幻の短編小説を発見したことが読売新聞、朝日新聞等主要メディアで報道されるなど、その研究成果が広く注目を集めた。

（ウ）ソウル大学アジア言語文明学部

国際交流基金による継続的な支援が後押しとなり、2018 年 3 月、ソウル大学に人文科学分野の日本専攻修士課程が発足した。2013 年 3 月、開学以降初めて人文科学分野において学部生向け日本専攻課程が設立されたのを契機に、近代以降の文学・文化関連一次資料の拡充を目的として国際交流基金が行ってきた、継続的な図書寄贈の成果といえる。ソウル大学は韓国の中心的な学術拠点であるばかりでなく国際的な認知も高まっているだけに、社会科学分野における 2003 年開設の日本研究所（当時は日本研究センター）に加え、今回人文科学分野でも日本研究拠点が開設されたことは意義が大きく、国内外の日本研究をけん引していくことが今後期待される。

ウ．日本研究ネットワーク支援

主催事業 4 件、助成事業 25 件を実施。アンケート回答のあった 20 の助成対象機関すべてが、国際交流基金の助成が有意義であったと回答した。

（ア）東アジア日本研究者協議会

2016 年に発足した東アジア初の日本研究ネットワーク組織「東アジア日本研究者協議会」の第 2 回国際学術大会が、2017 年 10 月、中国・天津市で開催された。国際交流基金は、同大会向けに大学院生による次世代パネルを中心に旅費等を支援したほか、作家・浅田次郎氏を特別講演者として派遣するなどした。大会全体は前回を上回る 300 人以上の研究者、大学院生が集い、46 の分科会が設けられ、成功裏に終了した。本協議会は、台湾も交えた日本研究の持続可能な広域ネットワークとして、今後も東アジアの日本研究の更なる国際化を促進する存在として発展することが期待される。

（イ）日・米・東南アジアネットワーク形成

平成 27 年度以来、「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト」の一環として、ASEAN 諸国を中心としたアジアと日本研究の先進国である米国とを結びつける各種取り組みを実施しているところ、成果が結実し始めている。

例えば、東南アジアの若手日本研究者に対し、旅費等を支援することで米国のアジア研究学会（AAS）が開催する年次大会及びアジア大会への参加を促す取組では、平成 28 年度までの支援対象者は聴講参加にとどまっていたのに対し、2018 年 3 月のワシントン DC での年次大会では過去の支援対象者から 8 名が発表者として採択された。さらに、2018 年 7 月のニューデリーでのアジア大会でも 6 名が発表者として採択されている。

他方、国際交流基金が独自に日・米・東南アジアの若手日本研究者を日本に招へいして毎年実施する合宿型研修「サマー・インスティテュート」参加者からも、AAS 年次大会（2018 年 3 月）で 3 名（日・米・比）、同アジア大会（2018 年 7 月）でも 3 名の発表者が誕生した。特に後者は、同期参加者による日・米・越の多国籍パネルが形成されたという点で特筆される。

いずれも、国際交流基金の取り組みを通じて若手日本研究者が力をつけ、かつ広域ネットワークを形成していることが、AAS による公募審査というふるいにより立証されたといえる。

（ウ）欧州日本研究協会（EAJS）

EAJS は 1973 年、当時、欧州の日本研究を牽引していた「第一世代」ともいうべき研究者たちによって設立された欧州初の日本研究ネットワーク組織である。国際交流基金はその活動とネットワークの広がりに当初から注目し、継続的に支援してきた。3 年ごとに開催される総会はすでに 15 回を数え、2017 年の会員数は米国・アジア等欧州域外も含む世界 50 か国・1,400 名を数えた。今後、新たに育ってきている後続世代への着実な日本研究の知的蓄積の継承・発展に向け、欧州ならではの人材流動性を活かした幅広いネットワーク構築の重要性が高まっている。

平成 29 年度、国際交流基金は EAJS の第 15 回リスボン総会および PhD ワークショップの開催と事務局運営への支援を実施した。同総会では 14 セクション 252 パネルの発表が行われ、日本語・英語を公用語として多彩な発表がなされた。PhD ワークショップを通じた中・東欧の若手日本研究者の育成や日本語教育分野との連携強化も進みつつあり、2020 年の第 16 回ゲント総会に向けさらなる発展が期待される。

エ．在外事業

国際交流基金海外事務所 21 か所により、計 177 件の日本研究・知的交流事業を実施した。うちパリでは企業（ユニクロ・東レ）の協力を得てイノベーションをテーマとしたセミナーを、またシドニーではロボットをテーマとする講演シリーズを、それぞれ実施し、いずれも通常の事業とは異なる層から聴衆を得た。特に後者では、日本ではロボットが芸術から医療まで幅広い分野で活用されていることを紹介し、ラジオインタビュー等の報道によっても一般層の対日関心喚起や国際交流基金の知名度向上につながった。

（２）知的交流の推進及び支援

日本の対外発信の強化とそのための人材育成に貢献することを目的に、世界的な課題や諸外国との共通の関心事に対して日本と諸外国の知識人が対話・協働を行う国際会議等の知的交流事業、及び日本と諸外国との共同研究・知的対話を実施または支援した。

ア．知的交流事業の実施及び支援

自国での発信力、注目度が高い識者や、日本との交流を担うことが期待される次世代の人材の対日理解を深め、海外における日本の発信力を強化するため、平成 29 年度は以下の取組を行った。

（ア）日中知的交流強化事業（中国知識人招へい）

国際交流基金は中国の言論界で強い影響力を有しながらも日本との関係が希薄な知識人層をターゲットに平成 20 年度から招へい事業を実施している。日本の各界有識者との交流等の機会を提供することで、彼らの日本理解を深めるとともに、訪日中及び帰国後の発信により中国社会における対日理解を広く促進することを期している。平成 29 年度は個人 10 名、グループ 2 件（計 8 名）を招へいし、累計招へい人数は個人 83 名、グループ 79 名の計 162 名に達した。

平成29年度招へい者のうち、中国政法大学法学院副院長の何兵教授は、100万人のフォロワー数を擁する自身のミニブログを通じ、日本の司法制度やその紛争解決制度について、また日本各地での見聞について頻繁に発信し、計800万件のアクセスを獲得した。

また、平成27年度に招へいした作家の蒋方舟氏は2017年8月、日本滞在の経験を基に単著『東京一年』を出版した。同書は同年末までに15万部が発行され、日本でも雑誌『ニューズウィーク』で報じられた。

さらに過去の招へい者のうち、元『人民日報』論説委員の馬立誠氏（平成22年度）、北京錦都芸術センター董事長の栄剣氏（平成25年度）、文化学者・詩人の葉匡政氏（平成28年度）ら3名が2017年9月、外務省の招へいにより再来日し、日中国交正常化45周年を記念するセミナーに出席するとともに、日本人有識者との座談会が開かれ、その様子は『中央公論』2018年1月号に掲載された。

これらの例に代表されるように、本事業は対日理解促進に寄与する情報の効果的な発信や日中間の知的ネットワーク強化の面において中長期にわたり社会的還元効果の高い事業である。

（イ）「現代日本理解特別プログラム」

米国、英国、フランス、オーストラリアの主要機関に対して、主に社会科学分野（特に日本政治・外交）において、現代日本に対する理解の促進と発信強化に資する8件の事業に対する助成を実施し、アンケート回答機関すべてが国際交流基金の助成が有意義であったと回答した。具体的事例は以下のとおり。

a．米国

スタンフォード大学の「現代日本についての新世代の指導者及び先駆者の教育」（5年事業）は、将来世界各地でリーダーシップを担う新世代の学生を対象に、日本の国際関係・経済や地政学的課題等に関する最新の議論を提供する講座を新規に開設し、若手研究者をリサーチ・アソシエートとして採用し、講座を担当させたほか、客員講師3名を招へいし、コロキアル・シリーズを開催した。

b．オーストラリア

オーストラリア国立大学（ANU）豪日研究センター（AJRC）に対する助成（5か年事業）では、現代日本の政策課題に対する理解の促進、並びに次世代の日本専門家の育成を目的として、日本講座の運営、若手研究者に対する訪日フェローシップ等を支援した。日本講座では、日本からも専門家を招いて、日本の歴史、政治、経済、外交、安全保障政策等の各分野で、現代日本を研究するための多角的な視点を提供し、2年間でのべ20人の大学院生が参加した。また、フェローシップ制度、及びスカラシップ制度では、これまでに院生4名、博士研究員2名が研究活動を行っている。

イ．日米交流事業の実施及び支援

日米両国が国際的責任を分かち合い、世界的視野に基づく協力を推進するとともに、日米両国の各界各層における対話と交流を促進するため、平成29年度は以下の取組を行った。

（ア）安倍フェローシップ・プログラム

現代の地球的な政策課題で、かつ緊要な取組の必要とされる問題に関する学際的、国際的な調査研究の増進、また、長期的に政策指向的研究または報道に従事し、世界のネットワークに積極的に参画する新世代の研究者・ジャーナリスト人材の養成を目指す研究奨学金プログラムである。

平成 29 年度は知見発信および対話を通して関係強化・理解促進をさらに図ることを目的に、「環境・気候変動」をテーマに日米フェローを含むのべ 14 名を登壇者とする安倍フェローシップ・グローバルフォーラムをヒューストン、サンフランシスコ、ニューヨークの 3 都市で開催した。約 280 名の聴衆には研究者など専門層も多く、活発な討議が行われた。また、フォーラム及びレセプションに参加した現地の人々とのネットワーク形成の場になり、日本理解の深化に繋がった。

これまでに日米両国での政策形成に影響力を持つ 419 名のフェローを輩出しており、過去のフェローは、フェローシップ供与後も日米を代表する著名な研究者として活躍中であり、1999 年度採用のシェルドン・ガロン教授（プリンストン大学）は 2017 年のフンボルト賞を受賞した。

また、2004 年度採用のミレヤ・ソリス北東アジア政策研究センター日本上級研究員（米国ブルッキングス研究所）は、安倍フェローの研究を基に *Dilemmas of a Trading Nation: Japan and the United States in the Evolving Asia-Pacific Order(Brookings Institution Press)* を 2017 年 8 月に上梓し、第 34 回大平正芳記念賞を受賞した。2018 年 3 月時点で関連出版物の総数は 3,861 点（うち日本語文献 1,281 件、英語文献 2,580 件）に及ぶ。うち、平成 29 年度中に発表されたフェロー（過去の受給経験者を含む）による刊行論文等は、日本語文献 17 件、英語文献 77 件、メディア露出実績は計 1,664 件（和文メディア 858 件、英文メディア 806 件）となっている。フェロー満足度は、昨年度に引き続き 100%（回答者 13 名中 13 名）を維持した。

（イ）日米草の根交流コーディネーター派遣プログラム（Japan Outreach Initiative：「JOI」）

日米センターのミッションの一つである「日米両国の各界各層における対話と交流の促進」実現に向けて、日本との交流の機会が比較的少ない米国の南部・中西部地域にボランティアとして草の根交流コーディネーター(毎年 3～5 名程度)を 2 年間派遣した。

平成 29 年度は新規に 6 名のコーディネーターを米国に派遣（第 16 期）したほか、継続派遣中の第 14 期 4 名、15 期生 3 名と合わせ、のべ 13 名が米国の大学等を拠点に学校や地域で日本紹介活動を行った。29 年度の 1 年間でののべアウトリーチ数（イベントや催し参加者数）は約 4 万人にのぼり、米国の地域レベルでの日本理解や日米交流の促進に貢献している。平成 29 年度末日時点での総アウトリーチ数は、統計を開始した 2003 年度（第 1 期 2 年目）以降、のべ約 99 万人にのぼる。

ヘンドリックス・カレッジ（アーカンソー州コンウェイ）に派遣の 15 期の村田彩氏は、近隣のアーカンソー中央大学（UCA）との協力体制を深め、同大学が 2017 年夏に初の日本語サマーキャンプの実施するために尽力した（村田氏の努力もあり、UCA は 2018 年度の JOI プログラムの受入機関に応募し採用が決定済)。他にも、派遣中の活動が認められ、期間終了後も米国に残ってアウトリーチや日本文化紹介活動を継続するコーディネーターも出ており、日本理解促進とともに事業の狙いとする草の根交流の担い手育成の点でも着実に成果が出ていると言える。

（ウ）米国エスニック・コミュニティ知識人招へい事業

米国において近年影響力を増しているエスニック・グループと日本とのネットワークを構築し、米国での発信力が期待できる新たな知日層を開拓することを目的に平成 27 年度より開始。平成 29 年度は、2017 年 12 月にユダヤ系として『ウィークリー・スタンダード』誌創設者兼編集主幹のウィリアム・クリストル氏を招へいし、日本の政策関係者、研究者、ジャーナリスト等と意見交換を行った。同氏は、安全保障や経済における日本の重要性の認識をアメリカ国内に広めるための働きかけの必要性を指摘した。2018 年 3 月にはヒスパニック系として非営利団体「ニュー・プロフィット」のパートナーであるマルコ・デイヴィス氏を招へいし、日本の社会起業家や非営利団体と対話や教育現場の視察を実施したほか、公開講演会も実施し、社会企業からの教育改革やリーダーの育成について議論を交わすなどして、社会改革における市民の役割について考える機会を提供した。

（エ）アメリカ思想動向研究プロジェクト

トランプ政権の発足に伴い保守思想が影響力を発揮しているが、この分野の日本における研究や、米国の有力保守思想家と日本の政策・知的世界関係者との交流は十分ではない。トランプ新政権のもとでの日米関係深化のため、米国の保守専門家と日本の研究者・政策実務者とのネットワーク構築は喫緊課題のひとつと認識されている。このため、トランプ大統領への支持や同政権の外交政策を「ジャックソン主義」の文脈で分析し、有力誌で知見を提示しているウォルター・ラッセル・ミード氏（バード大学教授兼『アメリカン・インタレスト』誌編集主幹）、並びに、昨年の創刊以来、″トランピズムの知的化″を試みる新しい保守系論壇誌として脚光を浴びる『アメリカン・アフェアーズ』編集長のジュリウス・クレイン氏を招へいし、日本の研究者、実務家との意見交換会や公開セミナーを開催した。朝日新聞や中央公論が本件セミナーの特集記事を掲載するなど、本事業は大きな注目を集めた。

（オ）米国有力シンクタンク支援（企画参画型助成）

米国の政策形成関係者の間での対日関心を高めると共に、日米知的交流基盤の強化を目的として、米国で政策形成に影響力を有するシンクタンクへの助成事業を行っているが、平成29年度はブルッキングス研究所及びカーネギー国際平和財団に加え、保守系有力シンクタンクとしてトランプ政権の運営に大きな影響力を持つといわれるハドソン研究所への助成を実施した。客員研究員として派遣されている長尾賢氏（学習院大学東洋文化研究所客員研究員）がセミナーの開催や論文の執筆・発表を精力的に行うなど、インドの地政学的重要性が高まる中で、注目を集めるワシントンの南アジア系政策コミュニティへの働きかけも積極的に行っている。

３－３．指摘事項への対応
＜前年度評価結果＞ ●長年の蓄積を通じて海外の日本研究機関等から獲得してきた信頼を基礎に、学問の自由に留意しつつ、助成事業を含め，支援対象事業の具体的な実施状況及び成果の把握に努める必要がある。特に、被招へい者や支援対象者／機関による発信状況等について、公開情報を含めた成果の把握に引き続き取組むことを期待。 ●各プログラムの戦略性向上に取り組むに際しては、予算額の減少による日本研究機関支援、日本研究フェローシップといった基幹事業の成果への影響についても精査した上で、メリハリのついた予算配分を引き続き検討していく必要がある。 ●対米知的交流については、米国新政権発足の経緯や現状をも踏まえ、外務省とも緊密に連携した上で、新たな対象層へのリーチなど、独法ならではの活動を通じ、日米知的交流に厚みを与えることを期待。 ●「文化の WA プロジェクト」の一環として実施した東南アジアの日本研究者を対象とする新規事業ついては、成果を適切に評価すべく、事業の意義・目標を明確化する必要がある。
＜前年度評価結果反映状況＞ ●支援対象事業の実施状況把握については、各支援先から提出される申請書・報告書等の丹念な読み込みに加え、米国や中国を含む海外の事業実施現場を視察する等、きめ細かな取組を実施した。招へいや支援の成果についても、第４期中期目標において課された指標も踏まえ、SNS を含むインターネット上の情報やアンケートにより積極的な把握を行っている。 ●プログラムの戦略性向上については、平成 29 年度、日本研究機関支援の枠組みを、真に中核的な機関を対象とする中期的な支援と、単年度のプロジェクトに対する支援とに分け、前者については中期的な成果発現が期待できるところに支援先を絞り込む取組を行った。 ●トランプ政権に大きな影響を持つと評される保守思想に関する論客２名を米国より招へいし国内理解の促進とネットワーク構築に取り組んだほか、在米日本国大使館との緊密な連携により保守系シ

ンクタンクのハドソン研究所における日本人客員研究者への支援を開始した。
●「文化の WA プロジェクト」の一環として実施する事業においては、東南アジアの日本研究者の水準向上及び国際連携の強化を目標に、有為な人材の捕捉に努めている。結果、北米アジア研究学会における発表例が生じていることは上述のとおり。

３－４．自己評価

＜評定と根拠＞

評定　Ｂ

根拠：

【量的成果の根拠】

ア．5 つの定量指標のうち、【指標 3-2】、【指標 3-5】の 2 つについては目標値の 120%以上を、また、【指標 3-1】、【指標 3-3】、【指標 3-4】の 3 つについて目標値の 100%以上を達成した。

イ．関連指標のうち、フェロー及び助成対象機関アンケートにおいて、得られたすべての回答において「有意義」との評価を得た。

　フェローシップ人数及び助成事業実施件数については、平成 24～27 年度の実績平均値を大きく下回る結果となった。各申請については十分に吟味し、採用するに当たってもフェローシップについては訪日月数を、助成においては金額を、それぞれ厳しく査定することで少しでも多くの案件を採用するように努めた結果ではあるが、全体予算の縮減の影響を免れ得なかった。

　安倍フェローシップ事業については、平成 24～27 年度の実績平均値を１名上回る実績値となり、同事業の規模維持を果たした。

【質的成果の根拠】

主に対日理解の深化及び対日関心の維持拡大、また、日本の対外発信の強化と人材育成を狙いとして、各国の研究者・研究機関、学会、ネットワーク事業等へ包括的な支援を展開し、さらに中長期に渡って継続実施してきた事業成果の捕捉にも努めた。具体的には以下のとおり。

（1）対日理解の深化及び対日関心の維持拡大

ア．国際交流基金が中長期観点から日本研究者の育成を目的として、設立以来 45 年継続している「日本研究フェローシップ」事業については、平成 29 年度においても対日理解の深化や対日関心の維持拡大に資するような研究者への支援を行った。過去のフェローシップ受給者からは狭義の日本研究分野のみならず広く文化交流の基盤を支える人材が輩出されている。特に、平成 29 年度は元フェロー2 名が国際交流基金賞を受賞したこともあり、その意義が改めて認識された。また、フェローシップ終了後も論文、学会発表、メディア発信等、過去の受給者の成果発信が捕捉されており、フェローシップ事業の高い波及効果と人材育成の成果の発現が認められる。

イ．また、海外における日本研究をより戦略的に促進するため、平成 29 年度においては支援の枠組みを真に中核的な機関を対象とする中期的な「日本研究基盤整備」と単年度の「日本研究プロジェクト支援」に分け、各国の日本研究の基盤強化と人材育成を望める仕組み作りに取り組んだ。また、機関支援のほか、国や地域を越えた日本研究ネットワーク化を図ることが日本研究の底上げにつながることから、東アジア・欧州の日本研究学会への支援、東南アジアの若手研究者への米国でのアジア学会参加支援など、各国の日本研究の成熟度やニーズを丁寧に捉え、日本研究発展の基盤づくりに寄与した。

（2）日本の対外発信の強化と人材育成

ア．日本研究者以外の中国の知名度の高い知識人と、日本側関係者との将来につながる知的ネットワークの構築を目的とした「日中知的交流強化事業」は平成29年度で実施10年目を迎えた。平成29年度には、SNSフォロワーが100万人を超す法学研究者ほか、これまで日本との関わりが相対的に少なかったものの、中国国内で強い影響力を持った知識人を個人、グループ合わせて計18名招へいし、日本側の政府関係者・研究者との意見交換・各種機関訪問・地方都市訪問などを実施した。

2022年に開催される冬季オリンピックを控え、注目される河北省を含む新しい都市開発に関わる研究者4名のグループ招へいでは、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、東京都オリンピック・パラリンピック準備局、札幌市等の訪問を通じて、多くの官民関連機関・団体等との連携を高めた。

個人招へい・グループ招へい共に、各テーマに沿ったインタビュー先を提供するなどきめ細やかなアレンジにより、招へい者・受け入れ協力者からも高い評価を得た。

また、上述の法学研究者が招へい期間中もSNSで日本での体験を積極的に発信した他、27年度に招へいした若手作家も帰国後、日本滞在経験をもとに書籍を出版するなど、招へい者を通じた日本関連情報の発信も活発に行われた。

イ．米国新政権の誕生を受け、支持基盤である南部・中西部における日本理解の促進をはかるためJOIコーディネーターの派遣数を増やしたほか、新政権で影響力を高めている有力保守思想家やユダヤ系知識人の招へいを行うことで、国内における米国の新潮流や深層理解を促進し、日本側との人脈形成を通じて、今後も継続的に事業を実施していくための関係構築を進めた。

以上の成果を踏まえ、所期の目標を達成していると認められる。

【課題と対応】

ア．急速に変化する中国及び日中関係に対応すべく、平成29年度後半には、國分良成・防衛大学校長（座長）を含む外部有識者6名により「日中間の日本研究支援及び知的交流に関する懇談会（日中懇）」を設け、同分野において、国際交流基金が当面の間、優先的に果たすべき役割や実施すべき諸施策等に関して提言を得た。平成30年度以降順次、事業への反映に努めていく考え。

イ．近年外交上の重要性を増している新興国は、日本研究の基盤が未成熟なところが多い（南アジア、中央アジア等）。これら国々については、現地の研究・教育基盤の整備に先駆けて、日本に優秀な若手を数年間招へいして日本側の主導により育成する方式で臨むべく、予算の拡充を図っている。

ウ．定量的な評価指標に即して、事業成果の発現及びその把握に努める。

エ．対米事業について、以下の項目につき留意しつつ進めていく。

（ア）予算の安定化を進めるための既存予算の構成の見直しを図る。

（イ）実情に則した助成プログラムを実施する。

（ウ）南部・中西部地域に対し、人的、金銭的リソースを集中的に投下していく。

（エ）米国新政権を取り囲む状況に対する理解を促進し、その理解に即した対応をしていく。

３－５．主務大臣による評価

＜評定と根拠＞

評定　Ｂ

根拠：

【量的評価の根拠】

５つの定量指標のうち、「日本研究フェローシップ終了後３年以内の学者・研究者フェローの成果発表件数（メディア発信含む）」（平均１人6.61件）及び「日本研究･知的交流の主要国（米国・中国・

韓国）におけるフェローシップ・フォローアップ事業の実施」（３か国 10 件）については計画値の 120％以上を、「日本研究フェローシップ終了後３年以内の博士論文フェローの学位取得割合」（52％）、「安倍フェローシップ終了後のフェローの出版実績」（94 件）、「複数年助成事業実施後の外部評価（事業実施を通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関する５段階評価（高５点～低１点））」（4.32 点）については計画値の 100％以上を達成したことは総合的に高く評価できる。
　また、関連指標のうち、フェロー及び助成対象機関アンケートにおいて、得られたすべての回答において「有意義」との評価を得たことや、安倍フェローシップ事業について、平成 24～27 年度の実績平均値を上回る実績値となり、限られた予算内で同事業の規模を維持したことは評価できる。

【質的評価の根拠】
　主に対日理解の深化及び対日関心の維持拡大、また、対外発信の強化と人材育成を狙いとして、各国の研究者・研究機関、学会、ネットワーク事業等へ包括的な支援を展開し、さらに中長期的に継続して実施してきた事業成果の捕捉にも努めた。特に評価できる点は以下のとおり。

ア．対日理解の深化及び対日関心の維持拡大
　日本研究フェローシップについては、我が国の政治、経済、社会、文化、歴史等に関する対日理解を促進するという外交上の要請や各国・地域の事情を踏まえつつ、持続的、中長期的な基盤整備に資する効果的な支援計画の策定と事業実施に取り組み、長期的な視点から対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に寄与した。
　日本研究フェロー出身者は、各地において、日本に関連する教育活動や研究成果発表等を通じ、対日理解の促進に重要な役割を担っている。特に、29 年度は、国際交流基金第３期中期目標期間を通じた支援が基礎となり 28 年度に設立された「東アジア日本研究協議会」の第２回国際学術大会が中国・天津市で成功裏に開催される等、各国・地域の日本研究者間のネットワーク形成促進にも成果を上げた。また、平成 29 年度、基金は、元フェロー２名に対し、フェロー終了後の継続的な日本研究関係の活動を評価して、国際交流基金賞を授賞したが、このような形でフォローアップを適切に実施することで、フェローシップの意義が再確認され、フェローシップが単発的なものだけでなく、継続的な日本研究にも貢献していくことが改めて期待される。平成 29 年度においては、海外における日本研究をより戦略的に促進するため、真に中核的な機関を対象とする中期的な「日本研究基盤整備」と単年度の「日本研究プロジェクト支援」に支援の枠組みを分け、各国の日本研究の基盤強化と人材育成を望める仕組み作りに取り組んだことは評価できる。
　日本研究フェローシップは、予算の減少により第３期中期目標期間中に実施件数の減少が見られたが、フェローシップ供与期間の短縮や次世代研究者への重点化等、中長期的な支援の成果が確保されるよう戦略的に取り組んだ。

イ．日本の対外発信の強化と人材育成
　知的交流については、発信力の高い有識者を各事業に適切に関与させ、育成することで、メディアや学術界等における発信（学術誌や新聞への投稿等）に結びついている。防災、安全保障、環境・気候変動等、グローバルな課題として重視されている幅広い分野でシンポジウムを主催し、助成事業を実施することで、参加者の相互理解の深化と人的関係の強化につなげ、知日層の拡大に貢献するとともに、これら有識者等の発信力を利用して内外報道を通じた対外発信にも効果をあげた。
　特に米国においては、米国新政権の誕生に至る経緯を受け、改めて幅広い知的交流の重要性が認識されたことから、南部・中西部における日本理解の促進をはかるため JOI コーディネーターの派遣数を増やした他、新政権で影響力を高めている有力保守思想家やユダヤ系知識人の招へいを行うことで、国内における米国の新潮流や深層理解を促進し、日本側との人脈形成を通じて、今後も継続的に

事業を実施していくための関係構築を進めた。
　また、日本研究者以外の中国の知名度の高い知識人と、日本側関係者との将来につながる知的ネットワークの構築を目的とした「日中知的交流強化事業」では、これまで日本との関わりが相対的に少なかったものの、中国国内で強い影響力を持った知識人を個人、グループ合わせて計 18 名招へいし、日本側の政府関係者・研究者との意見交換・各種機関訪問・地方都市訪問などを実施し、SNS 等の新しいツールを利用した日本の姿の発信に寄与した。中でも SNS フォロワーが 100 万人を超す法学研究者は日本の司法制度や日本各地の見聞について発信し、自身の日本における好意的な体験を多くの読者に伝えた。個人招へい・グループ招へい共に、各テーマに沿ったインタビュー先を提供する等きめ細やかなフォローアップにより、招へい者・受け入れ協力者からも高い評価を得た。
　また、研究者支援の一環として日本語研究者や日本研究者の研究ネットワークの活動を継続的に支援する等、日本語普及や留学生交流との連携にも一定の配慮が見られる。

　以上により、中期計画における所期の目標を達成していると認められるところ、評定は「Ｂ」が適当である。

【課題と改善方策】
ア．研究者の育成や知的交流の推進・強化に当たっては、その事業の性質から中長期的な視野が欠かせないところ、フェローの動向などのフォローアップについては、方法を含め引き続き戦略的に進める必要がある。

イ．特に、対中知的交流事業については、「日中間の日本研究支援及び知的交流に関する懇談会（日中懇）」で指摘された交流環境の変化に留意しつつ、また、対米知的交流事業については、米国政権の現状とそこに至る背景を理解することの重要性を踏まえ、知的交流のレベルを維持し、求心力を高めるためには、引き続き外務省とも緊密に連携した上で、新たな対象層との活動についても拡大・強化し、多様な分野を巻き込みつつグローバルな課題における付加価値を追求することが不可欠であるところ、学問の自由も踏まえつつ、外交政策との生産的な連携に資する取り組みを続けることが期待される。

ウ．文化交流や日本語教育・学習基盤の整備と戦略的に組み合わせて実施していく等、引き続き限られた予算内で事業の効果を最大限に得る工夫をし、その成果について戦略的に精査していく必要がある。

【その他事項】
主な有識者意見は以下のとおり。
ア．日本研究フェローシップ 終了後３年以内で、「学者・研究者」フェローについては成果発表件数（メディア発信含む）平均１人２件以上、「博士論文執筆者」フェローについては、学位取得割合 50%以上の達成などの数値目標（指標３－１～３－５）については、いずれも 100%以上の達成率となっている一方、フェローシップ人数及び助成事業実施件数については、平成 24～27 年度の実績平均値を下回っている。これは予算縮減の影響が大きいとしているが、今後の課題である。

イ．事業の成果が今後発現することを期待する。

ウ．米国や中国など重要国における日本研究や知的交流を着実に実施している。米国におけるエスニック・コミュニティや保守系知識層との知的交流の実施は、米国社会の変化を反映した適切なもので

ある。

エ．アジア文化交流事業やジャポニスムに資源が割かれる中で国際交流基金の事業の三本柱の中ではやや手薄になっている印象がある。ポピュリズムの台頭や権威主義国家の興隆により、自由主義的国際秩序が動揺する中、いまこそ自由で開かれた国際秩序を維持するには何が必要か知的対話を手厚く実施すべき時ではないか。トランプ政権周辺へのアクセスを確保することに加えて、米国の多元的なプレイヤーとの対話、自由主義的国際秩序のもう一つの極である欧州との対話の強化が不可欠である。デジタル・レーニズムやシャープ・パワーに対する抵抗力、競争力をもつ自由民主国家のあり方について知的対話を主導することを切望する。

オ．海外日本研究・知的交流は、件数や規模といった面から成果を追求しにくい事業分野であるが、対日理解の深化及び対日関心の維持拡大という目標を達成するため、堅実な事業展開が行われている。

カ．高度な知的交流を推進していく人材育成として、非常に重要であり、着実に成果を上げている事業である。各事業の成果についての追跡調査等も適切に行われている点も評価できる。日本と○○国という二国間の連携事業にとどまらず、日本研究の多国間連携の促進という方向性での事業展開が進んでいる点が重要である。

キ．若手研究者等の交流機会の拡大は特に経済的に国際大会等への参加が困難な地域の若手育成として有意義であり、厚みのある日本研究者層を確保していく上で不可欠である。

４．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.4	「アジア文化交流強化事業」の実施
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ　広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－１－４　国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 ASEAN 諸国を始めとするアジアは、我が国にとって政治、経済及び地政学的に重要なパートナーであり、人々の相互理解の基礎をつくりあげるに当たっては、芸術・学術の様々な分野において、双方向交流とネットワークの強化・人材育成を行いながら、各国の伝統文化保存・継承に協力していくこと、文化交流の最も重要なツールであると同時に文化交流そのものである日本語学習者に対する支援を行うことが不可欠である。このため、平成 25 年 12 月の日・ASEAN 特別首脳会議において、安倍総理から日本語教育支援及び双方向の芸術文化交流を柱とする「文化の WA（和・環・輪）」が我が国のイニシアチブとして発表され、基金はその中核事業を実施しているため。 【難易度：高】 日本語教育・映画・舞台・美術・スポーツ・市民交流・知的交流等さまざまな分野において、ASEAN 各国及び国内で相互交流の裾野拡大から協働の取組まで多岐にわたる事業を継続的に展開するためには、日本国内外の数多くの関係機関及び関係者との調整・協力が不可欠である。
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 29 年度政策評価事前分析表 外務省 29-Ⅲ-１-４（国際文化交流の促進） 平成 29 年度行政事業レビューシート番号 基金シート番号 29-001（アジア文化交流強化基金）

２．主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
【指標４－１】“日本語パートナーズ”派遣数	計画値	2,359 人以上		600 人程度				
	実績値			591 人				
	達成度			100％				

【指標４－２】人物交流事業、ネットワーク構築促進事業の実施件数	計画値	570 件以上		200 件					
	実績値			226 件					
	達成度			113%					
【指標４－３】協働事業及びその成果発信事業の実施件数	計画値	597 件以上		200 件					
	実績値			240 件					
	達成度			120%					
パートナーズ／パートナーズ派遣先機関アンケート 「有意義」項目 ※	実績値			99%／99%					
パートナーズ派遣先機関アンケートにおいて日本語学習意欲向上を測る項目※	実績値			98%					
パートナーズ派遣先機関アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目※	実績値			98%					
パートナーズ派遣裨益者数（パートナーズから日本語の指導を受けた学習者数及びパートナーズによる日本文化紹介等に参加した人数）	実績値		（平成26～27年度の実績平均値103,454人）	419,462人					
主催事業来場者・参加者アンケート 「有意義」回答割合※	実績値			97%					

海外実施主催事業来場者・参加者アンケート 「対日関心／理解促進」回答割合※	実績値			89%				
文化事業裨益者数（主催事業及び助成事業の参加者・来場者数）	実績値		（平成26～27年度の実績平均値515,271人）	1,410,815人				

＜目標水準の考え方＞

○“日本語パートナーズ”派遣数は、平成26年度から同32年度までに3,000人の派遣を目標としており、前期中期目標期間中の派遣見込数641人を差し引いた2,359人以上を第４期の目標人数とする。

○人的交流事業、ネットワーク構築促進事業の実施件数は、平成26年度から同32年度までに1,000件の実施を目標としており、前期中期目標期間中の実施見込数430件を差し引いた570件以上を第４期の目標件数とする。

○協働事業及びその成果発信事業の実施件数は、平成26年度から同32年度までに1,000件の実施を目標としており、前期中期目標期間中の実施見込数403件を差し引いた597件以上を第４期の目標件数とする。

＜目標達成に影響を及ぼす外部要因＞

○派遣先の治安状況等によっては、人材確保が困難又は派遣を見合わさざるを得なくなる可能性がある。また、現地の教育制度や査証又は滞在許可取得手続きが変更となった場合には、派遣が中断する場合がある。

※アンケートはいずれも５段階評価で上位２つの評価を得る割合

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
予算額（千円）	3,983,602				
決算額（千円）	3,622,308				
経常費用（千円）	3,623,743				
経常利益（千円）	0				
行政サービス実施コスト（千円）	3,623,743				

従事人員数	23				

３－１．各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 エ　「アジア文化交流強化事業」の実施 　アジアにおいて、お互いの固有の文化や伝統を受け入れ、知り合うことにより、更に大きな力を発揮すべく、アジアの国々がともに新しいアジア文化の創造を目指した「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を平成 32 年度まで着実に実施し、アジア諸国に対する日本語学習支援と双方向の芸術・文化交流を更に強化・推進する。 （ア）“日本語パートナーズ”派遣事業の実施 　現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を我が国から各国の日本語教育機関に派遣し、アジアにおける日本語教師の活動支援及び日本語学習者と日本人の交流の機会の増大を図る。 （イ）双方向の芸術・文化交流事業の実施 　我が国とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク化とアジア域内の市民の相互理解を促進する双方向交流事業を実施する。
【中期計画】 エ　「アジア文化交流強化事業」の実施 　アジアにおいて、お互いの固有の文化や伝統を受け入れ、知り合うことにより、更に大きな力を発揮すべく、アジアの国々がともに新しいアジア文化の創造を目指した「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を平成 32 年度まで着実に実施し、アジア諸国に対する日本語学習支援と双方向の芸術・文化交流を更に強化・推進する。事業の実施に当たっては、日本語教育・映画・舞台・美術・スポーツ・市民交流・知的交流等さまざまな分野において、日本国内外の関係機関及び関係者と調整・協力を行って、継続的な事業実施に努める。 （ア）“日本語パートナーズ”派遣事業の実施 　アジアにおける日本語教師の活動支援及び日本語学習者と日本人の交流の機会の増大を図るために、現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を我が国から各国の日本語教育機関に派遣し、教室内外で日本語・日本文化紹介活動を行ってアジア諸国の日本語教育を支援する。 （イ）双方向の芸術・文化交流事業の実施 　我が国とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク化とアジア域内の市民の相互理解を促進する以下の双方向交流事業を実施する。 ・各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業 　アジア域内の交流の裾野を広げ、人々の相互理解を促進することを目的として、市民同士が交流しアジアの文化紹介・情報を提供する場（ふれあいの場）をアジア各地に設置・運営するとともに、アジアの市民が互いの文化に触れ合い、又は共同・協働で文化活動を行う交流事業を実施及び支援する。 ・文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業、及びネットワーク構築・強化事業 　アジア域内において文化芸術・スポーツ・知的交流の幅広い分野の専門家の人材育成、専門家間の国の枠を超えた共同・協働事業の促進を目的とするアジア・フェローシップを実施する。また、

アジアにおける文化芸術・知的交流分野の共同・協働の取組に向けた専門家間の交流促進とネットワーク構築を目的とするアジア・リーダー交流及びアジア・文化人招へいを実施する。
・文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業
アジアの中で新しい価値・文化的活動の創出や未来に向けた問題提起・提言を生み出していくことを目的として、アジアにおける文化芸術・スポーツ・知的交流分野の専門機関・専門家と連携して幅広い分野での協働事業（協働の取組を通じた文化・芸術分野の作品制作や共通課題の研究等）を実施及び支援する。

【留意点】
上記事業の実施に当たっては、以下の点に留意する。
a. 日本国内外の関係機関及び関係者との連携を通じ、多様な分野での双方向交流を効果的・効率的に実施する。
b. 我が国と相手国との交流状況や、現地の事情・必要性及び今後の動向、相手国国民のニーズ（対日関心、日本文化に対する理解、文化芸術一般に対する関心の傾向）や、文化交流基盤（文化交流関連施設や、専門家等人的資源の量的・質的水準等を総合的に考慮したもの）を的確に把握し、事業を効果的に実施する。
c. 基金の他分野事業との連携に配慮する。
d. 事業効果を確認するためにアンケートを実施する場合は、５段階評価で中央値を除外した上位２つの評価を得た割合を評価対象とする。

【年度計画】
エ 「アジア文化交流強化事業」の実施
アジアにおいて、お互いの固有の文化や伝統を受け入れ、知り合うことにより、更に大きな力を発揮すべく、アジアの国々がともに新しいアジア文化の創造を目指した「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を平成 32 年度まで着実に実施し、アジア諸国に対する日本語学習支援と双方向の芸術・文化交流を更に強化・推進する。事業の実施に当たっては、日本語教育・映画・舞台・美術・スポーツ・市民交流・知的交流等さまざまな分野において、日本国内外の関係機関及び関係者と調整・協力を行って、継続的な事業実施に努める。
具体的には以下（ア）（イ）の事業を実施する。

（ア）“日本語パートナーズ”派遣事業の実施
アジアにおける日本語教師の活動支援及び日本語学習者と日本人の交流の機会の増大を図るために、現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を我が国から各国の日本語教育機関に派遣し、教室内外で日本語・日本文化紹介活動を行ってアジア諸国の日本語教育を支援する。
平成 29 年度は、上記目標の達成に向けて、地方自治体等との連携、および広報の強化による応募者拡大に引き続き努め、“日本語パートナーズ”長期について 320 名程度の新規派遣を行うとともに、50 名程度の短期派遣、230 名程度の大学連携派遣により、計 600 名程度の派遣を行う。

（イ）双方向の芸術・文化交流事業の実施
我が国とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク化とアジア域内の市民の相互理解を促進する以下の双方向交流事業を実施する。
・各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業
アジア域内の交流の裾野を広げ、人々の相互理解を促進することを目的として、市民同士が交流しアジアの文化紹介・情報を提供する場（ふれあいの場）をアジア各地に設置・運営するとともに、アジアの市民が互いの文化に触れ合い、又は共同・協働で文化活動を行う交流事業を実施及び支援

する。
平成 29 年度は、上記目的の達成に向けて、「ふれあいの場」の運営や、防災・多文化共生といった共通テーマを通じた交流など、下記「文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業、及びネットワーク構築・強化事業」と合わせて 200 件（平成 32 年度までの目標 570 件以上に対し、平成 29 年度予算計画を勘案して設定）以上の事業を実施・支援する。
・文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業、及びネットワーク構築・強化事業
アジア域内において文化芸術・スポーツ・知的交流の幅広い分野の専門家の人材育成、専門家間の国の枠を超えた共同・協働事業の促進を目的とするアジア・フェローシップを実施する。また、アジアにおける文化芸術・知的交流分野の共同・協働の取組に向けた専門家間の交流促進とネットワーク構築を目的とするアジア・リーダー交流及びアジア・文化人招へいを実施する。
平成 29 年度は、上記目的の達成に向けて、アジア各国からの文化人招へい、文化諸分野の専門家を対象としたグループ交流事業やフェローシップ供与事業など、上記「各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業」と合わせて 200 件（平成 32 年度までの目標 570 件以上に対し、平成 29 年度予算計画を勘案して設定）以上の事業を実施・支援する。
・文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業
アジアの中で新しい価値・文化的活動の創出や未来に向けた問題提起・提言を生み出していくことを目的として、アジアにおける文化芸術・スポーツ・知的交流分野の専門機関・専門家と連携して幅広い分野での協働事業（協働の取組を通じた文化・芸術分野の作品制作や共通課題の研究等）を実施及び支援する。
平成 29 年度は、上記目的の達成に向けて、2020 年を見据えて取り組む大規模協働事業を実施・支援するとともに、地方と連携した事業の推進によりアジア交流のプラットフォーム強化を進め、200 件（平成 32 年度までの目標 597 件以上に対し、平成 29 年度予算計画を勘案して設定）以上の事業を実施・支援する。

【主な評価指標】
（ア）“日本語パートナーズ”派遣事業の実施関連の指標
【指標４－１】“日本語パートナーズ”派遣数　2,359 人以上
（関連指標）
・パートナーズ／パートナーズ派遣先機関アンケート　「有意義」項目の５段階評価で上位２つの評価を得る割合
・パートナーズ派遣先機関アンケートにおいて日本語学習意欲向上を測る項目の５段階評価で上位２つの評価を得る割合
・パートナーズ派遣先機関アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目の５段階評価で上位２つの評価を得る割合
・パートナーズ派遣裨益者数（パートナーズから日本語の指導を受けた学習者数及びパートナーズによる日本文化紹介等に参加した人数）（平成 26～27 年度の実績平均値 103,454 人）

（イ）文化事業の実施関連の指標
【指標４－２】人物交流事業、ネットワーク構築促進事業の実施件数　570 件以上
【指標４－３】協働事業及びその成果発信事業の実施件数　597 件以上
（関連指標）
・主催事業来場者・参加者アンケート　「有意義」回答割合
・海外実施主催事業来場者・参加者アンケート　「対日関心／理解促進」回答割合
・文化事業裨益者数（主催事業及び助成事業の参加者・来場者数）（平成 26～27 年度の実績平均値 515,271 人）

３－２．業務実績

アジアにおける日本語学習支援と双方向の芸術・文化交流を事業の柱として、日本語教育・映画・舞台・美術・スポーツ・市民交流・知的交流等さまざまな分野において以下のとおり、“日本語パートナーズ”派遣事業のほか、合計466件の交流事業を実施。平成26年度より開始した「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」以来最大となる約183万人を動員し、日本とアジアの域内の交流と理解促進に大きく貢献した。

（1）“日本語パートナーズ”派遣事業の実施

アジアにおける日本語教師の活動支援及び日本語学習者と日本人の交流の機会の増大を図るために、現地日本語教師･学習者のパートナー役となる人材を我が国から各国の日本語教育機関に派遣し、教室内外で日本語・日本文化紹介活動を行ってアジア諸国の日本語教育を支援した。

平成29年度は、“日本語パートナーズ”長期 309名を新規に派遣するとともに、短期派遣69名、大学連携派遣213名、計591名を、12か国・地域、492機関へ派遣した。これにより、平成26年度から同32年度までの派遣人数目標である3,000人に向けて､着実に派遣実績を進展させているところである。

ア．派遣の成果

パートナーズ派遣の成果に関し、平成29年度中に派遣先の12か国・地域から帰国した596名（うち78人は28年度派遣）は、479校の教育機関において約14万人の現地学生の日本語教育に従事し、また約28万人に対し課外活動や各種イベントなどで日本文化紹介を行うことで、合計約42万人に事業を通じて波及効果を及ぼし、各国の日本語教育の発展や対日理解促進に大きな貢献を果たした。ベトナムについては、査証の都合により、在学中の大学生を長期で派遣することができないため、短期の派遣事業を実現することで、同世代の交流を促進し、現地の学生の日本語学習意欲をより一層高めることに貢献した。このベトナムへの短期派遣にあたっては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンである長崎県、美作市、釧路市から現役の大学生を派遣することで、日本の地方の魅力を発信する機能も果たした。

また、中等教育への日本語教育導入期であるラオスには、平成 28 年度以降継続してパートナーズが派遣されているが、基金が作成に関与した日本語教科書を使って授業のアシスタントを務めるとともに、日本語事業部の派遣による日本語専門家が実施する教師研修にも参加するなど、複合的な日本語教育支援の一翼を担うことで、日本語学習者数の増加に貢献した。

派遣先国の教育当局からのパートナーズ活動に対する評価は高く、インドネシア教育文化省、タイ教育省やベトナム教育訓練局より、パートナーズ派遣への謝意とともに、今後のさらなる活動への期待が寄せられている。また、受入校に対し、アンケート調査を実施したところ、99%の受入校がパートナーズの活動を有意義であったと評価したほか、生徒の日本語学習意欲向上（98%）、現地日本語教師の日本語能力向上（97%）日本語履修者数の増加（51%）、課外活動としての日本語クラブの活動の活発化（58%）、大学進学において日本関連の学科（日本語学科など）への進学（47%）、日本の学校との継続的な交流（55%）などの回答があった。

総じて、パートナーズの受入れにより、授業における生徒の意欲や積極性の向上に加え、日本語弁論大会での入賞者輩出、また教師も含めた日本語能力試験（JLPT）合格など、日本語学習としての効果が見られた。さらに、さまざまな日本文化紹介を通した、日本文化・社会への関心拡大にも高い効果が認められ、SNS やビデオチャット、年賀状交換など日本人との直接交流や、訪日スタディツアーの実施、日本人の大学生・高校生受入れなどの日本との草の根交流促進に寄与するなど、将来の知日派・対日関心層の拡大に、引き続き大きな成果を挙げている。

イ．安定的な人材の確保

適切な人材を必要人数確保するためには、一定の応募倍率を維持する必要があるが、インターネットやソーシャルメディアも活用した大型広報キャンペーンを行い、日本全国各地で計69回の一般説明会、並びに大学での募集説明会、国際交流関連イベント等への参加など平成28年度に引き続き積極的な公募活動を行った結果、平成29年度通年の応募倍率は5.2倍となり、平成28年度の4.8倍を上回った。

また、平成28年度に引き続き、埼玉県、静岡県、福岡県の3自治体、東京外国語大学、法政大学、神田外国語大学、立教大学、立命館アジア太平洋大学等16大学との連携により、推薦枠を設定し、広報強化と質の高い人材の安定確保につなげた。

派遣前研修においては、派遣先の言語・文化知識や日本語教授法に関する基礎知識等の習得を主な内容とし、基金施設（日本語国際センター及び関西国際センター）等を活用して、計5件実施した。なお、うち1件については、「政府関係機関移転基本方針」（平成 28 年 3 月 22 日まち・ひと・しごと創生本部決定）に従い、大分県、別府市及び立命館アジア太平洋大学と連携し、大分県にて研修を実施した。

ウ．帰国後のパートナーズ

帰国後のパートナーズのフォローアップとして、感謝状贈呈式・交流会や募集説明会での活動報告に加え、メールマガジンやSNSを通じたネットワーク維持を行っている。帰国後6か月以上経過した長期パートナーズ530名を対象にフォローアップ調査（有効回答率平均42%）を行ったところ、帰国後も赴任国の情報・ニュースに関心継続（98%）、赴任校との交流継続（直近1年間）（57%）、赴任国の言語習得継続（54%）、日本語教育への従事継続（54%）、周囲へのパートナーズ参加勧奨（直近 1年間）（71%）という結果だった。

帰国後の活動状況としては、技能実習生や看護師・介護福祉士候補者、留学生への支援活動、インバウンド誘致のためのボランティア活動に参加する者、独立行政法人国際協力機構（JICA）ボランティアや国際交流基金による派遣、大学や日本語学校等の日本語教師として国内外で活躍する者、日本人学校に教諭として赴任する者、東南アジアにおける経済活動に携わる民間企業に就職する者など、東南アジア諸国での異文化生活経験や現地語能力を活かし、各分野において活躍している。

本事業の趣旨・目的と事業成果を社会一般に周知する広報活動も積極的に行った。派遣中のパートナーズ自身が、SNS を利用して情報発信したほか、基金ウェブサイトの「今月の“日本語パートナーズ”」等の記事を322本掲載し、メールマガジンや公式Facebookを通じて拡散を行った。

パートナーズの活動を紹介する報道記事も多く、日本ではNHKニュースや大分テレビなど国内で30件、プレスリリース記事の外部媒体掲載108件、またパートナーズが活動した各国においては、主要紙報道を含む96件の報道があった。

（2）双方向の芸術・文化交流事業の実施

我が国とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク化とアジア域内の市民の相互理解を促進する以下の双方向交流事業を実施した。

ア．各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業

アジアの市民が互いの文化に触れ合い、又は共同・協働で文化活動を行う交流事業を、主催・助成により96件実施及び支援し、約27万人の参加を得た。

（ア）アジア・市民交流主催事業

アジアの市民・地域レベルのグループ交流事業として、51件の主催事業を実施。具体的な主要事例は以下のとおり。

ａ．防災教育

様々なアジアの共通課題の中でも持続可能な市民社会の形成にとって重要な防災教育及び環境をテーマに、同分野に関心を持つ各国の青年リーダーが研修を通じて学び合う「HANDs！－Hope and Dreams Project」を実施し、フィールドワークやワークショップを経て自身で企画立案したプロジェクトの実施に至るまでのプロセスを支援した。本事業は平成 26 年度より開始し、平成29年度は従来の参加国（日本、インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、インド、ミャンマー、ネパール）に加え、カンボジアからも参加者を得て、9か国から選抜された26名のフェローを対象に、日本、インドネシア、フィリピンで研修プログラムを実施した。社会課題とエコと地方創生をテーマにした月刊誌『ソトコト』2018年1月号で巻頭インタビューに取り上げられるなど注目を集めた。

ｂ．ふれあいの場

平成 28 年度に開設した、ヤンゴン（ミャンマー）、チェンマイ（タイ）、ホーチミン（ベトナム）の3都市の「ふれあいの場」で、文化紹介・情報提供や交流事業を実施した。平成29年度中にのべ1.4万人の参加を得、来場者・参加者の99%が満足と回答するなど、日本や他の近隣諸国の文化情報に接する機会が相対的に少ない都市でのアジア域内の交流・相互理解を市民レベルで促進することに寄与した。

（イ）アジア・市民交流助成事業

アジアとの市民・地域レベルの交流事業を実施する日本国内の団体を対象に計 37 件の事業を採用し、経費の一部を助成した。多岐にわたる市民レベルの事業を支援し、アジア域内の交流拡大に寄与した。

具体的な助成事業例としては、「第5回日本・ベトナム フェスティバル」、「日タイ絵本を通じた国際交流推進事業」、「スケート・スポーツ　次世代人材発掘プロジェクト」などのほか、ミャンマー、タイからの若い世代が佐賀県及び熊本県で交流した、「第8回アジア湿地シンポジウム」、長崎市民とベトナムの歴史的な友好関係を深めた「御朱印船を活用した日越交流促進プロジェクト」、新潟県柏崎市の水球クラブチームがシンガポールの代表チームを招へいした「東南アジア合同強化合宿」など、地方都市で開催される事業への支援を通じ、アジアとの交流を通じたまちづくり、地方創生にも寄与した。また在外拠点でも8件の助成事業を実施した。

イ．文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業、及びネットワーク構築・強化事業

アジア・フェローシップを19件実施したほかアジア・リーダー交流及びアジア・文化人招へいを、主催及び助成により111件実施し、約9万人の参加を得た。主要な事例は以下のとおり。

（ア）アジア・フェローシップ

一定の期間、自国外のASEAN地域もしくは日本に滞在して活動を行う個人に対して、フェローシップを提供した。平成29年度は長期13名、短期6名（継続2名、新規17名）に供与し、専門・関心分野に関する調査・研究・創作活動やネットワーク・プラットフォームの構築などを目的とした活動を支援した。活動支援後、日本含む4か国でテキスタイルに関する調査を行ったタイ人アーティストたちがチェンマイでの美術展に参加した事例や、フィリピンの劇団に赴き演劇を通したコミュニティとの関わり方をリサーチした日本人演出家が演劇作品を新たに創作・発表した事例等、フェローシップ受給者の活動成果の具体化や発展も見られる。

（イ）アジア・文化人招へい

日本との文化交流の発展に貢献が期待されるASEANの有識者として、マ・ティーダ氏（ミャンマー 国際ペンクラブ理事）、リザ・ディノ＝セゲラ氏（フィリピン映画開発審議会理事長）、タン・マイケル・リム氏（フィリピン大学ディリマン校学長）、ファム・チー・チュン氏（ベトナム青年劇場館長）の計４名招へいし、それぞれの専門と関心に考慮した訪日プログラムにより、日本の専門家とのネットワークを構築した。マ・ティーダ氏については、上智大学での講演会に127名が参加（来場者の 96%が「満足」と回答）した他、NHK『こころの時代』（放映日：2018 年 1 月 28 日）に出演した。

（ウ）専門家グループによる交流事業及びネットワーク構築事業

アジア諸国の市民社会でリーダーシップを発揮している知識人（パブリック・インテレクチュアル）を日本に招へいしてグループで一定期間合宿し、地域の課題やグローバルイシューについて議論する「アジア・リーダーシップ・フェロー・プログラム」、アジアにおける中堅・若手の寛容なイスラム教徒グループによる日本訪問、視察、地域住民との対話を通して、アジアのイスラム知識人のネットワーク形成及び日本におけるイスラム理解の促進を図る「東南アジア・ムスリム青年との対話(TAMU/Talk with Muslim series)」事業など、アジアのさまざまな社会分野で指導力を発揮している有識者グループによるネットワーク形成や日本人識者たちとの交流事業を実施した。

ウ．文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業

アジアにおける文化芸術・スポーツ・知的交流分野の専門機関・専門家と連携した幅広い分野での協働事業（協働の取組を通じた文化・芸術分野の作品制作や共通課題の研究等）を、主催・助成により、240件実施し、約105万人の参加を得た。

（ア）アジア・文化創造協働事業

a．映画

アジア最大規模の国際映画祭である東京国際映画祭との連携を平成 26 年度から継続実施し、上映作品関係者、海外の映画祭関係者、ジャーナリスト、映画バイヤー・セラー等計81名を招へいし、日本の映画関係者とのネットワーク深化の機会とした。アジア映画紹介部門「CROSSCUT ASIA」においては、東南アジアの若手映画監督の13作品を特集上映し、シンポジウムなどの関連事業も含め約 2,000 人が参加した。観客アンケート結果では 93%が「非常に満足」「満足」、100%が東南アジアの文化に対する理解が「とても深まった」「深まった」と回答した。

また、強い集客力を持つ日本映画の総合プラットフォームの構築を目指す「JFF（Japanese Film Festival：日本映画祭） アジア・パシフィック ゲートウェイ構想」を平成28年度より実施しているが、平成29年度は、ASEAN 10か国・インド、オーストラリアの12か国・36都市で日本映画祭を開催し、最新の日本映画を中心に100作品をのべ771回上映し、約12万人（前年度比35%増）の観客を動員した。観客アンケート結果では 96%の「非常に満足」「満足」の回答を得たほか、各国報道件数は800件を超え、特設ウェブサイトのページビュー数は約51万件（前年度の2倍以上）を達成し、日本映画の多様性、さらには映画を通した日本の文化の魅力を伝えた。また、日本映画の市場開拓の事例として、『この世界の片隅に』をタイ日本映画祭のプレミア上映することで事前の宣伝効果を高め、一般公開に弾みをつけるなど映画コンテンツの輸出促進にも貢献した 。

b．舞台

ストリートダンスグループやダンサーのアジア域内の交流と共同制作を支援する「ダンス・ダンス・アジア～クロッシング・ザ・ムーヴメンツ～」では、平成29年度は、前年度に制作した3作品をマニラ、ハノイで巡回公演（2017年4月）したほか、新たに日本、インドネシア、フィリ

ピンの演出・振付家を起用して、2018 年 3 月に東京で公演を実施した。多国籍で構成される気鋭のダンサーたちとともに、多彩な表現力と卓越したテクニック、音楽が融合された 3 作品を披露した。マニラ、ハノイ、東京公演合わせ約 4,000 人を動員し、国内外で 245 件報道された。

また、アジアで最も歴史がある現代舞台芸術のプラットフォーム「国際舞台芸術ミーティング in 横浜 2018 (TPAM)」は、アジアセンターの主導により、日本のみならず東南アジアの作品紹介が強化されたことで、アジアの文化芸術交流のハブとして国際的な認知度が高まり、全世界から注目される事業に成長した。平成 29 年度は主催公演プログラムとして『一頭あるいは数頭のトラ』『インターンシップ』など計 9 演目、73 公演、3 展示、4 セッションに約 4,500 人を動員した。また、年々拡大するフリンジ（公募プログラム）として 56 団体、68 演目、261 公演を実施、約 18,000 人を動員した。加えて、アジア諸国を中心に約 40 名の若手舞台芸術関係者を日本に招へい、舞台芸術関係者のネットワークを拡充し、今後の協働につなげた。

平成 29 年度の成果発現の事例としては、本事業で招へいしたインドネシアのダンサー・振付家であるエコ・スプリヤントの２作品（『Cry Jailolo』（平成 26 年度）、『BALABALA』（平成 28 年度））が、TPAM が制作に参画したうえで、TPAM にて上演した結果、欧州・豪・アジアなどの国際演劇祭に計 20 回招へいされ、世界各地で上演されるという成功を収めた。

c. 美術

ASEAN 設立 50 周年を記念して、「サンシャワー：東南アジアの現代美術展 1980 年代から現在まで」を国立新美術館、森美術館との共催で実施した。日本と ASEAN のキュレーターが 2 年半におよぶ現地調査を行い、国ごとの美術作品の紹介ではなく、国や時代を横断した 9 つの視点を設けることで、ASEAN10 か国の作品約 190 点、作家数にして 86 組を紹介する国内過去最大規模の東南アジア現代美術展となった。期間中は 35.4 万人が来場し、「2017 年 美術展覧会入場者数 TOP10」（『美術手帖』調べ）で 7 位となるなど、現代美術を通じて多様でダイナミックな東南アジアの歴史と実情を紹介した。来場者アンケート結果では 75%が「よかった」「印象に残った」などと好意的に回答したほか、在京大使館からも、日本が東南アジアに特化した現代美術展を開催したことに対し高い評価を受けた。

なお、調査、企画会議、シンポジウムといった本展の実現に至るまでのプロセスを「SEA プロジェクト」としてウェブサイトで随時公開し、ASEAN の多様な視点を持つアーティストとその作品を継続的に日英両言語で紹介することで、日本のみならずアジア各国における新しい価値・文化的活動の創出に貢献した。また、本展の日本側キュレーターの一人、片岡真実氏（森美術館チーフ・キュレーター）は、アジア太平洋地域では最古の「第 21 回シドニー・ビエンナーレ」(2018 年 3 月開幕）でアジア人初の芸術監督に起用されるなど、国際的な美術シーンでの日本人のプレゼンス向上にもつながった。

東南アジア域内と日本のキュレーター協働プロジェクト「Condition Report」は、参加キュレーターによる小規模の展覧会を 7 か国 11 都市で計 12 展開催した。成果の発現例としては、フィリピンのアリス・サルミエント氏が、フィリピンで初めて開催される大型美術展「第 1 回マニラ・ビエンナーレ」のキュレーターに起用され、同じくフィリピンのパトリック・D・フローレス氏が、「シンガポール・ビエンナーレ 2019」の芸術監督に就任し、マレーシアのゴー・ヴィーイン氏が東南アジアを代表する美術館である、シンガポール国立美術館のアシスタントキュレーターに新規採用されるなど、本事業での展覧会の経験が、国境を越えてポストをつかむ後押しとなった。世界各地で、大型の国際美術展が増える潮流の中、有能な若手のキュレーターに経験を積ませることで人材を育成し、国際的な文化創造・協働の基盤整備に寄与した。

「メディアアート交流事業」は、フィリピン・マニラにおいて現地団体と協働で展覧会や音楽イベントを実施したほか、東京渋谷で「MeCA｜Media Culture in Asia：A Transnational Platform」を開催。展覧会、音楽イベント、ワークショップ、トークイベント等を通じ域内関係者の人的ネ

ットワーク及びプラットフォーム形成に寄与した。

ｄ．スポーツ

アジアにおけるサッカー及び柔道の発展を目的とした事業を平成 28 年度に引続き実施したほか、スポーツを通じた国際貢献事業 「スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）」 プログラムにもコンソーシアム運営委員会の構成団体として積極的に貢献に寄与した。

(a) サッカー

日本サッカー協会ならびに日本プロサッカーリーグ（J リーグ）と連携し、アジアにおけるサッカーの発展を目的とした事業を平成 26 年度より実施している。平成 29 年度は、年間を通してサッカー関係者 150 名を招へい、46 名を派遣し、各国サッカー協会・クラブチームと協働して、各国代表・クラブチーム、プロサッカーリーグの強化を図った。東南アジア 10 か国におけるサッカー教室には、のべ 967 名が参加し、若手の選手育成に直接貢献した。また、アジアセンターが派遣した日本人専門家は、カンボジアサッカー連盟の技術委員長や、ミャンマー及びブルネイの 18 歳以下のナショナル・ユースチームの監督を務めている。さらに、Ｊリーグの所属クラブと各国のプロチームとの協定数は 7 か国となり、東南アジアの強化選手発掘の活性化にも貢献している。

(b) 柔道

東京五輪や東南アジア競技会（SEA Games）に向けた柔道のレベル向上のニーズに応えるべく、平成 28 年度より講道館と連携し、柔道を通じた日本と東南アジアのネットワーク強化を目的とした柔道交流事業「日アセアン JITA-KYOEI（自他共栄）PROJECT」を引き続き実施した。ASEAN 10 か国の中で唯一柔道連盟が存在しなかったブルネイで、柔道レクチャー・デモンストレーション等を行った（2017 年 5 月）結果、現地で柔道連盟設立の機運が高まり、2018 年 2 月に連盟が設立された。今後は、基金、講道館、ブルネイ柔道連盟の協働を一層進め、ブルネイの国際柔道連盟加盟を目指す。他にも、ASEAN 9 か国から若手指導者を各国 2 名、計 18 名を招へいしての国際セミナーの開催、ミャンマー・タイ・ラオスへの指導者派遣、柔道用語辞典英訳などを実施した。

e. 地方の文化祭典への支援

「Sanriku-Asian Network Project」は、地方連携の促進及び災害からの復興支援の一環として平成 27 年度より「三陸国際芸術祭」と連携し、東日本大震災の被災地である三陸における伝統芸能と、アジアの伝統芸能との交流を目的とした事業であり、平成 29 年度は、インドネシア（チルボン仮面舞踊団）とマレーシア（バジャウ族）の伝統舞踊団を招へいし、8 月に大船渡市、八戸市等で開催された同芸術祭にて公演を実施した。同芸術祭全体で約 13,000 人の来場者を得た。2018 年 3 月には三陸の伝統「鹿踊り」を継承する高校生ら 8 名をインドネシア・バリ島へ派遣し、若手担い手の育成を行った。

ｆ．知的交流

日本、ASEAN、欧州各地域の有識者と政策決定者によるグローバルな政策研究プロジェクト「アジア･ユーロ　ポリシーダイアログ」の第 1 回フォーラムを 2017 年 6 月にジャカルタで開催した。ユスフ・カラ・インドネシア副大統領、ルトノ・マルスディ・インドネシア外務大臣、スリン・ピッツワン前 ASEAN 事務総長などの要人の基調講演により、訴求力の高い政策提言の機会となった。

また、日本と ASEAN のジャーナリストによる「メディア・フォーラム」の第 3 回フォーラムを 2017 年 8 月にクアラルンプールで開催し、国際報道の第一線で活躍する 25 名のジャーナリスト

が、ASEAN 地域に関する幅広い課題について討論した。参加者の一人である日本経済新聞の秋田浩之氏は、同フォーラムに参加後、「東南アジアが渇望する日本」（2017 年 9 月 15 日）と題する論説記事を執筆し、参加によって得た知見を世論に還元した。

（イ）アジア・文化創造協働助成

日本と ASEAN 諸国に活動拠点を置く団体が企画する、芸術・文化、スポーツ、知的交流分野の人材育成、ネットワーク形成、基盤強化、共同制作や共同研究などの協働事業及びその成果発信事業を支援した。複数年採用の継続事業 20 件に加え、38 件の事業を新規に採用し、アジアの人々のアイデンティティと多様性を尊重しあった、新たな文化創造に寄与した。

「東京藝術大学シルクロード特別企画展」、「山形国際ドキュメンタリー映画祭」、「JIWA ： Jakarta Biennale 2017」などのほか、インドネシアとタイの専門家を招へいした「アジア AIR CAMP 2017 in 陸前高田」、インドネシアの振付家らと協働した「神戸－アジア・コンテンポラリーダンス・フェスティバル#4 ジェコ・シオンポ プログラム」 など、地方都市で開催される事業への支援を通じ、アジアとの協働作業を通じたまちづくり、地方創生にも寄与した。また在外拠点でも 16 件の助成事業を実施した。

３－３．指摘事項への対応
＜前年度評価結果＞ （１）「日本語パートナーズ」派遣事業は、長期派遣のみならず新たに目標として設定した短期派遣や大学連携派遣を拡大するなど、2020 年度までの派遣人数の数値目標達成に向け、危機管理面にも配慮しつつ、更なる事業の強化が求められる。 （２）芸術・文化の双方向事業は、実施事業数自体は所期予定より大幅に上回っているものの、その投入資源に見合った成果が発現されているのかが不明確であるため、各事業の企画・実施にあたっては、国際交流基金及びアジアセンター事業の政策上位目標（海外の対日理解促進、国際社会における我が国のプレゼンスの維持・向上）を踏まえ、当該事業の実施により何を目指すのか及びその成果指標（アウトカム及びアウトプット）を明確に設定した上で、限られた予算内で最大の政策効果を得ることを意識して企画・実施する必要がある。この観点から各事業の実施方法、内容、事業の継続の可否につき再検討する必要があると考える。 （３）また、全体として、交流相手国及び国内における広報の不足が懸念されることから、メディアを通じた発信を心がける等広報の重点化を意識する必要があると考えられる。
＜前年度評価結果反映状況＞ （１）「日本語パートナーズ」派遣事業は、新たに目標として設定した短期派遣や大学連携派遣を拡大し、2020 年度までの派遣人数の数値目標達成に向け、着実に実績数を進展させている。 （２）芸術・文化の双方向事業は、実施件数、来場者・参加者アンケートでの「有意義」、「対日関心／理解促進」回答割合、裨益者数などの指標を設定した。また、本事業全体についてアウトプット及びアウトカムに関する成果指標を定めているが、特に、芸術・文化の双方向事業のアウトカムに関する関連指標として、文化事業裨益者数は基準値（平成 26～27 年度の実績平均値）を 2.7 倍以上上回る顕著な成果を得た。さらに個別事業例では、「サンシャワー」展では想定来場者数を設定し、限られた予算内で最大の成果発現を意識して企画・実施した結果、想定来場者数（31.5 万人）を 4 万人近く上回る来場者（35.4 万人）を得ることができた。また、柔道交流事業については、ASEAN で唯一、柔道連盟が存在しなかったことから、ブルネイを対象に重点的に事業を実施した結果、ブルネイ柔道連盟の発足に至った。 （３）交流相手国及び国内での広報については、重点化を意識し、具体的に報道件数は、5,800 件以

上件と前年より15%増えた。特に国内では、NHKニュースおはよう日本「サンシャワー」展の特集報道、文化人招へい（ミャンマー　マ・ティーダ氏）のNHK『こころの時代』の番組化、女性歌手のMay.J、城南海と、タイ・フィリピンの“日本語パートナーズ”派遣校の生徒との合唱の NHK ワールド及びBS番組『J-MELO』での放映等、日本国内の一般層への成果還元にもつながった。

３－４．自己評価

＜評定と根拠＞

評定　Ｓ

根拠：

【量的成果の根拠】

ア．定量指標のうち、【指標4-1】、【指標4-2】の2つは目標値の100%以上、【指標4-3】については目標値の120%以上を達成した。

イ．関連指標であるパートナーズ派遣裨益者数（約42万人）及び文化事業裨益者数（約141万人）は、それぞれ中期目標における平成26～27年度実績平均値を4.0倍、2.7倍以上上回り、「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト」開始以来、過去最大となる約183万人を記録するなど、顕著な成果を得た。

【質的成果の根拠】

日本語パートナーズ事業については、国内外の関係機関と連携しつつ、着実に派遣を行い、アジア諸国の日本語教育の発展を支援するとともに、パートナーズと相手国の多くの人々とのふれあい、交流を通じて、相互理解の深化を促進した。芸術・文化交流事業については、双方向交流の実施により、我が国とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク化とアジア域内の市民の相互理解を促進するとともに、協働事業によるアジアの中での新しい価値・文化的活動の創出に大きく貢献した。具体的な成果は以下のとおり。

ア．日本語パートナーズ事業を通した知日派・対日関心層の拡大

過去最大の派遣規模となる591名の日本語パートナーズの派遣（平成28年度実績364名に対し、62%増）を実施した。広報活動を強化した結果、過去最高の派遣数にも関わらず、平成29年度通年の応募倍率は5.2倍と、平成28年度の4.8倍を上回り、より意欲が高く適性のある人材の確保に至った。派遣には相手国の教育当局や学校関係者との調整・協力が不可欠であり、基金でなければ実施できない難易度の高い交渉を実施し、目標値を達成した。これにより、最終の派遣目標の達成に向けて、実績を着実に進展させた。平成29年度中に帰国した日本語パートナーズ596名が教えた現地学生の数は約14万人、課外活動や各種イベントなど日本文化紹介への参加者数は約28万人で合計約42万人と過去最大の数となり、各国の日本語教育の発展や対日理解促進に大きな貢献を果たした。インドネシア、タイ、ベトナムなどの教育当局から派遣の有益さを評価されるとともに、受入校の99%で活動が有意義であったとの評価を得た。生徒の日本語学習意欲の向上のほか、日本文化紹介を通した、日本文化・社会への関心拡大にも高い効果が認められ、将来の知日派・対日関心層の拡大に、引き続き大きな成果を挙げた。

イ．双方向の芸術・文化交流事業を通したアジアの人々との結びつきの強化

「サンシャワー展」は、日本とASEANのキュレーターが2年半におよぶ現地調査を行い、調査、企画会議、シンポジウムといった本展の実現に至るまでのプロセスは「SEAプロジェクト」としてウェブサイトで随時公開し、ASEANの多様な視点を持つアーティストとその作品を継続的に日英両言語で紹

介することで、日本のみならずアジア各国における新しい価値・文化的活動の創出に貢献した。その協働作業の成果となった本展には、35.4 万人が来場し、通常は日本及び欧米関係が観客動員数で上位を独占している日本の美術展において上位 10 傑に入り、現代美術を通じて多様でダイナミックな東南アジアの歴史と実情の紹介にも大きく貢献することとなった。

ASEAN 各国の在京大使館からも、日本主導で自国の現代美術が大規模で紹介され、多くの観客がそれを鑑賞したことに対する高い評価が寄せられるとともに、東南アジアでもテレビ・新聞をはじめとする主要メディアで取り上げられ、日本側の関心の高さが、東南アジアにおいても好意的に受け止められるなど、双方向の理解促進の基盤整備につながった。本展の日本側キュレーターの一人、片岡真実氏（森美術館チーフ・キュレーター）は、アジア太平洋地域では最古の「第 21 回シドニー・ビエンナーレ」（2018 年 3 月開幕）でアジア人初の芸術監督に起用されるなど、国際的な美術シーンでの日本人のプレゼンス向上にもつながった。

また、日本映画総合プラットフォームの構築を目指す「JFF（ Japanese Film Festival：日本映画祭） アジア・パシフィック　ゲートウェイ構想」では、平成 29 年度に、ASEAN 10 か国・インド、オーストラリアの 12 か国・36 都市で日本映画祭を開催し、最新の日本映画を中心に 100 作品をのべ 771 回上映し、約 12 万人（前年度比 35%増）の観客を動員した。観客アンケート結果では 96%の「非常に満足」「満足」の回答を得たほか、各国報道件数は 800 件を超え、特設ウェブサイトのページビュー数は約 51 万件（前年度の 2 倍以上）を達成し、日本映画を通して日本文化の魅力を幅広く伝えるとともに、日本とアジアの人々との文化を通した結びつきを強めるための基盤作りに大きく寄与した。

その他、防災教育をテーマにしたアジアの青年リーダーのワークショップやミャンマー、タイ、ベトナムに設置した「ふれあいの場」などを通した市民交流、さらには、ストリートダンスや演劇分野での交流・共同制作、サッカー交流や柔道交流などのスポーツ交流まで、多種多様な分野で、さまざまな関係機関と連携しつつ、数多くの事業を成功裏に実施した。

以上を踏まえ、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

【課題と対応】

日本語パートナーズは年間 600 人以上の適格な人材を派遣するため、引き続き広報強化や自治体・大学との連携協定を活用し、人材確保に努める。また、派遣中の安全確保のための危機管理については、これまでの実績や昨今の治安情勢を踏まえ、引き続き最優先で取り組む。

３－５．主務大臣による評価

＜評定と根拠＞

評定　Ａ

根拠：

本項目は、2013 年 12 月に日・ASEAN 特別首脳会議で打ち出された安倍政権の「対 ASEAN 外交５原則」を着実に実現するために、2020 年東京オリンピック・パラリンピックまでの７年計画で実施中のものであり、顕著な実績が認められる。国際交流基金の長年の知見をいかした一過性の事業ではない継続的実施、今までにない大規模な双方向交流事業の実施は、29 年５月の日越外相会談や 29 年 11 月の日・ASEAN 首脳会議の際など、ASEAN 諸国とのハイレベル会談において度々言及・評価されていることから、外務省が進める文化外交政策の取組にも大きく貢献している事業であると評価できる。

【量的評価の根拠】

ア．29 年度は、26 年度より開始した本事業の裨益者数としては事業開始以来最大規模となる約 183 万人を獲得できた。３つの定量評価のうち、「協働事業及びその成果発信事業の実施件数」（240 件）は目標値の 120％を達成し、「“日本語パートナーズ”派遣数」（591 人）は目標値を達成し、また「人物交流事業、ネットワーク構築促進事業の実施件数」（226 件）は 113％を達成した。29 年度は、これまで以上に広報活動に注力した結果、本事業全体の報道件数は前年比 15％増の 5,800 件に達した。日本を代表する多くの情報特集番組（NHK「おはよう日本」、NHK「こころの時代」、NHK「J-MELO」等）を通じて、効果的に事業内容が発信される等、日本と ASEAN 諸国の相互理解の促進に貢献できた点は、高く評価できる。

イ．“日本語パートナーズ”派遣事業については、12 か国・地域の 492 機関に対して 591 名を派遣し、派遣者数は 28 年度の 162％にも及ぶ顕著な増加が実現した。また、関連指標では、29 年度中に帰国した“日本語パートナーズ”は、約 14 万人の現地学生の日本語教育に従事し、また、約 28 万人に対して日本文化紹介活動を行い、裨益者数が事業開始以降最大となった点も特筆に値する。

ウ．双方向の文化芸術交流事業については、事業実施件数の年度目標値を上回る 446 件を実施し、文化事業の裨益者数は 141 万人となり、26～27 年度の平均値 51 万人の約３倍に迫る成果をあげることができた。

例えば、ASEAN50 周年事業としての現代芸術展「サンシャワー展」で 10 か国より 86 名の現代芸術家の参加を獲得し、事前及び展覧会開催中の徹底した広報等により、想定来場者数（31.5 万人）を約４万人も上回る 35.4 万人を動員することができた。日本及び欧米関係が観客動員数で上位を独占している日本の美術展において、上位 10 傑に入ったことは特筆すべき点と高く評価できる。更には、インスタグラムの投稿数が 2 万件以上等 SNS 上でも大きな反響があり、ASEAN 諸国を主対象とするアジアと日本との文化交流及び相互理解を強化することができたといえる。

【質的評価の根拠】

ア．“日本語パートナーズ”派遣事業

29 年度の“日本語パートナーズ”派遣者数は過去最大の 591 名にのぼり、応募倍率は国際交流基金による広報活動の強化の結果、派遣者数に対して 5.2 倍を達成した。28 年度の応募倍率が 4.8 倍であることから見ても、29 年度の国際交流基金による徹底した広報活動が効果的であったといえる。

また、29 年度中に帰国した“日本語パートナーズ”が行った日本語教育支援や日本文化紹介活動による裨益者数は過去最大の約 42 万人に及んだ他、派遣先国政府機関や受入れ校からも活動に対する評価は非常に高い。例えば、受入れ校を対象にしたアンケート調査の結果によれば、“日本語パートナーズ”の派遣を通じて、生徒の日本語学習意欲の向上、現地日本語教師の能力向上及び日本語履修者数の増加等の成果が具体的に確認されており、日本語ネイティブが現地での日本語教育を強力にサポートする本事業は、現地の日本語教育の発展に大きく貢献していることも評価に値する。

更に、帰国後の“日本語パートナーズ”のフォローアップも入念に実施しており、帰国後６か月以上を経過した日本語パートナーズ経験者を対象とした調査によれば、多くの“日本語パートナーズ”経験者が受入れ校との交流を継続している他、周囲に本事業に参加を奨励していること等が明らかになっており、“日本語パートナーズ”経験者が自発的に本事業を波及させ、効果的な実施に大きく貢献している点は注目に値する。

イ．双方向の芸術・文化交流事業

安倍総理大臣は第二次政権成立後初めての外国訪問で東南アジア３か国を訪問し、「対 ASEAN 外交５原則」を表明した。その表明に含まれる「アジアの多様な文化、伝統をともに守り、育てていく（第

四原則)」ことを着実に実施すべく、国際交流基金において、「融和と調和」の考えの下、一方的な発信ではなく「双方向性」を重視して、我が国とアジア諸国の専門家ネットワーク強化・人材育成を踏まえた協働等によるアジアの新しい文化の流れを生み出していくことを目的として事業を実施してきた。この「アジア文化交流強化事業」の本来の目的に照らしてみれば、平成 29 年度は、芸術・文化交流事業について、双方向交流を積極的に実施した結果、我が国とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク化とアジア域内の市民の相互理解を促進するとともに、協働事業によるアジアの中での新しい価値・文化的創出に貢献できたといえる。全体のアンケート結果としては、映画、美術、ダンス、音楽、スポーツ、市民交流、知的交流等の分野で日本とアジア諸国を繋ぐネットワークを「有意義」と回答した割合は97%に達した。

アジア市民交流事業では、アジアの市民が互いの文化に触れ合い、共同・協働で行う交流事業を計 96 件、約 27 万人の参加を得た。特に 28 年度にミャンマー、タイ、ベトナムで開設した「ふれあいの場」は最大限に有効活用されており、1.4 万人の参加者の 99%が満足と回答したことから、東南アジア諸国の市民レベルでの日本理解促進に貢献できたといえる。

専門家間の交流及びネットワーク構築・強化事業では、フェローシップ及び招へいを計 130 件実施し、約９万人の参加者を獲得し、アジアの指導的な地位にある専門家間のネットワーク形成や日本人有識者との交流を促進できた。

文化芸術・知的交流部分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業では、以下の様々な分野で計 240 件、約 105 万人の参加を得ることができた。

映画の分野では、日本映画の多様性や映画を通じた日本の魅力をアジア諸国に発信することに顕著な貢献をした。アジア最大規模の国際映画祭である東京国際映画祭と連携して、東南アジア映画の特集上映、アジア各国から関係者 91 名の招へいを行った他、アジア３か国の監督によるオムニバス映画共同製作の第２弾を開始するなど、ネットワーク形成を促進・強化できたと同時に協働事業によるアジアの中の新しい価値・文化的創出に貢献できた。招へい者が、帰国した後に SNS 等で発信した結果、例えば、ラオスでは、主要紙で複数回発信されたり、また、タイでは、約 150 万人へ発信することで約４千件のリアクションが得られたという効果を見せている。また、28 年度より開始した日本映画の総合プラットフォームの構築を目指す「JFF(Japanese Film Festival：日本映画祭)アジア・パシフィック・ゲートウェイ構想」は、12 か国・36 都市で日本映画祭を開催し日本の映画作品 100 作品をのべ 771 回上映、約 12 万人を動員することができ、本構想開始前に比べて、ASEAN 諸国では、約 76%増の動員数を達成する等確実に軌道に乗りつつある。また、観客アンケートでは 96%が満足と回答し、報道件数は 800 件を越え、ウェブサイトビュー数は 51 万件（前年比２倍以上）を達成した。例えば、タイにおいて上映された『ReLIFE』はチケット販売後７秒で完売し、映画祭のゲストとして日本から派遣したタイで一番人気とも評される同作品主演の中川大志氏が登壇するや否や会場は爆発的な熱気に包まれ、SNS 等でも非常に多く話題にのぼり、非来場者にも圧倒的なリーチを得る等、対日理解促進に大きく貢献した。

舞台の分野では、ストリートダンスの日・ASEAN 共同制作事業「ダンス・ダンス・アジア」の公演が 28 年度の東京公演に引き続き、29 年度はマニラ、ハノイ及び東京で公演が行われ、のべ 4,000 名を動員し 245 件の報道がなされた。本事業は専門家からも、長期にわたる高度な協働と対話のプロセスを経た作品作りによる高い完成度と異文化交流の非常に深いあり方として優れた事業であるとの評価を得ている。

また､アジア最大の現代舞台芸術プラットフォーム｢国際舞台芸術ミーティング in 横浜 2018(TPAM)｣は、前年比 18%増の計 22 万人を動員し全世界から注目される事業に成長しつつある。

美術の分野では ASEAN 設立 50 周年を記念した「サンシャワー展」で ASEAN10 か国の作品 190 点を紹介し、ASEAN 各国の在京大使館からも日本主導でアジアの現代美術が大規模に紹介され、多くの観客が鑑賞し高い評価が寄せられた。

スポーツの分野では、アジアにおけるサッカーの発展を目指して、日本サッカー協会及び日本プロサッカーリーグと密に連携し、29 年度は東南アジア 10 か国におけるサッカー教室にのべ 967 名が参加し、アジアの若手選手育成に大きく貢献している。また、柔道では、29 年度にブルネイで柔道レクデモを実施したことが大反響を呼び、ASEAN10 か国の中で唯一柔道連盟が存在しなかった同国における柔道連盟の設立（平成 30 年２月）に大きく貢献した。

ウ．上記事業はいずれも中長期的なスパンで国内外の共催者と信頼関係を築いた上で、数年をかけて入念な準備を行い、事業を実施した後も、一過性の事業ではなく何年も継続的に実施し、日・ASEAN の双方向の交流及び相互理解の促進を実現するものであり、一般的には一朝一夕に容易に実現できるものではないが、アジア文化交流強化事業は、長年、国際交流基金が独自に培ってきたネットワークと知見により幅広いジャンルの事業を短期間で軌道に乗せることに成功し、29 年度はその成果を開花させた年といえる。

以上により、現政権が打ち出した「対 ASEAN 外交５原則」の中の「アジアの多様な文化、伝統をともに守り、育てていく」という外交政策上重要度の高い目標が質量ともに十分に達成されていること、加えて、事業の制度設計や適切な人員配置などの基盤形成を実施し、効果的に運用し、それを中長期的に成功裏に継続することの難易度の高さを踏まえると、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、評定は「Ａ」が適当である。

【課題と改善方策】
ア．今後、“日本語パートナーズ”として適格な人材の派遣を安定的に確保するため、これまでも広報強化や自治体・大学との連携協定を活用し取り組んでいるが、一層の人材確保に向けた取組が必要である。

イ．派遣中の“日本語パートナーズ”の安全確保に向けて、危機管理対応に引き続き万全を期すことが必要である。

ウ．７年間の継続事業である「アジア文化交流強化事業」が折り返しを経過したことを踏まえ、特に双方向の芸術・文化交流事業については、引き続き高い外交的効果を追求するとともに、その成果を内外に強くアピールし、2020 年以降の事業の発展的な継続を目指すことが期待される。

【その他事項】
主な有識者意見は以下のとおり。
ア．平成 29 年度は目標達成のため、“日本語パートナーズ”派遣数 600 人以上、人的交流事業、ネットワーク構築推進事業の実勢件数 200 件以上、協働事業及びその成果発信事業の実施件数 200 件以上を計画指標としている。結果として、“日本語パートナーズ”派遣数は 591 人と計画と比べて若干下回っているが、その他は 100％を超えている。以上を踏まえ、「Ｓ」とした自己評価に対して、引き続き“日本語パートナーズ”年間 600 人以上の適格な人材の派遣を期待して、「Ａ」評価が妥当と判断する。

イ．本年度が「文化の WA プロジェクト」の実施４年目ということもあり、成果がそろそろ見えてくる段階であろう。個々の文化や伝統を尊重しつつ、相互交流を踏まえてアジアにおける新しい文化を創造するという事業は極めて有意義である。このために“日本語パートナーズ”の派遣事業は裨益者 42 万人、「文化・芸術交流」の裨益者は 141 万人といずれも相当なリーチ力を獲得している。こうし

た取組によって、知日派の拡大、さらには対日関心の増大にかなり貢献したのは疑いない。着目すべきは、観客アンケートの集票結果であり、こうした立派な数字は本事業の成功を示すものであるといえよう。

ウ．“日本語パートナーズ”派遣事業も双方向芸術文化交流事業も一定の成果を出しているが、事業をどう総括し、次につなげるために何をするか、早急に方針を決めることが望ましい。また、評価指標として派遣数や事業数の他、アンケート調査を採用しているが、これらはアウトカムとは言い難い。「アジア文化交流強化事業」の本来の目的に照らして、どのようなアウトカムが出ているのか、という視点での評価が必要と考える。

エ．事業開始から４年目となり、“日本語パートナーズ”派遣事業の 42 万人、文化事業の 141 万人という裨益者数が示すとおり、事業の成果が広がりを見せている。特に、２年半の準備を経て国立新美術館、森美術館と共催で行った東南アジアの現代美術展サンシャワーは、現代社会に向き合う各国のアーティストならではの姿勢や眼差しが感じ取れる作品が並び、同地域の文化の多様性や社会的課題を明らかにする優れた展覧会、成果であった。平成 32 年度までの着実な実施によって、その後にも成果がつながり、発展することを期待したい。

オ．“日本語パートナーズ”派遣事業は国内外での認知度が上がってきている。帰国後も赴任校との関係が継続している割合 57％は、一定の評価ができる数値であるが、SNS 等の利用等が可能な昨今、さまざまな形での関係継続を促進する工夫も必要。また、“日本語パートナーズ”派遣者は赴任前研修での現地語習得や現地での使用によってある程度の力を身につける。各国の日本語教育支援事業であると共に、多数の若者を中心とした日本におけるアジア言語への理解・普及という相互理解の基盤づくりとしての意義が認められる。

カ．アジア・文化創造協働事業では、「ダンス・ダンス・アジア」を観覧したが、長期にわたる高度な協働と対話のプロセスを経た作品作りによる高い完成度と、異文化交流の非常に深いあり方として、優れた事業である。

４．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

独立行政法人国際交流基金　平成29年度評価　項目別自己評価書
（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.5	国際文化交流への理解及び参画の促進と支援
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ　広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－１－４　国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成29年度行政事業レビューシート番号 0096（独立行政法人国際交流基金運営費交付金）

２．主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
【指標５－１】本部SNS利用者数	計画値	年間134,548件以上	平成27年度実績134,548件	134,548件				
	実績値			162,866件				
	達成度			121%				
【指標５－２】ウェブサイトアクセス数	計画値	年間5,467,101件以上	平成24～27年度の実績平均値5,467,101件	5,467,101件				
	実績値			7,093,039件				
	達成度			130%				
本部図書館利用者数	実績値		平成24～27年度の実績平均値21,251人	27,292人				
本部図書館レファレンス対応件数	実績値		平成24～27年度の実績平均	1,212件				

			値　738件					

＜目標水準の考え方＞
○SNS利用者数は前期中期目標期間における最大実績値である平成27年度の水準以上を目指す考えから、平成27年度実績値以上を目標として設定した。
○ウェブサイトアクセス数は、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、前期中期目標期間の年間平均値以上を数値目標として設定。

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
予算額（千円）	537,312				
決算額（千円）	526,958				
経常費用（千円）	567,134				
経常利益（千円）	11,722				
行政サービス実施コスト（千円）	566,219				
従事人員数	3				

３－１．各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

【中期目標】
ア　国際文化交流への理解及び参画の促進と支援
　日本国内外の国際文化交流関係者に対して、顕彰や情報提供等の支援を行うことにより、国際文化交流への更なる理解を促す。また、国際文化交流活動の意義と重要性を提示し、担い手としての民間セクターの参画を促進すべく、基金本部及び海外事務所の図書館ネットワーク、ウェブサイトやソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）、印刷物等の各種媒体を通じて、基金事業に関する情報を効果的かつ効率的に提供する。更に、我が国を巡る国際環境の変化に伴う、日本国内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、必要な調査・研究を行う。

【中期計画】
ア　国際文化交流への理解及び参画の促進と支援
　日本国内外の国際文化交流関係者を対象として、以下の取組を行う。
・国際文化交流に関する情報提供事業の実施
　国際文化交流活動の意義と重要性を提示し、国際文化交流活動の理解者を得るとともに、担い手としての民間セクターの参画を促進すべく、基金本部及び海外事務所の図書館ネットワーク、ウェブサイトやソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）、印刷物等の各種媒体を通じて、基金事業に関する情報を効果的かつ効率的に提供する。
　基金本部に設置されている図書館については、効果的かつ効率的な運営に留意し、レファレンス対応の強化等により利用者の利便性向上に取り組む。基金のSNS及びウェブサイトについては年間

アクセス件数の目標達成に向けて内容を充実させる。
・国際文化交流関係者を対象とする顕彰事業の実施
日本国内外において国際文化交流への理解を促すため、日本国内外の国際交流関係者に対して、顕彰を行う。
・国際文化交流に関する調査・研究の実施
我が国を巡る国際環境の変化に伴う、日本国内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、主要な国際文化交流機関の基礎情報の調査や、国際文化交流に係る施策についての研究を行う。

【年度計画】
ア　国際文化交流への理解及び参画の促進と支援
日本国内外の国際文化交流関係者を対象として、以下の取組を行う。
・国際文化交流に関する情報提供等の実施
基幹広報媒体としてウェブサイトを運営する。ウェブサイト年間アクセス件数が前期中期目標期間の平均値（5,467,101 件）を超えることを目標とする。また、国際文化交流に関する情報発信と事業の事後広報を行なう媒体としてウェブマガジン『をちこち Magazine』を発行する。
日本の若い世代を中心としたネットユーザーをターゲットとして、Twitter や Facebook などのソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）を通じて国際文化交流への理解促進を図る。本部 SNS 利用者数は平成 27 年度実績である 134,548 件以上の達成を目標とする。
基金の活動と成果を広く発信し、国際文化交流の意義と基金事業に対する一般への理解を促進するため、年報及び事業実績を刊行する。
基金本部に設置されている図書館を運営し、レファレンス対応の強化等により利用者の利便性向上に取り組み、効果的かつ効率的に情報提供を行なう。
・国際文化交流関係者を対象とする顕彰事業の実施
国際文化交流及び基金への理解と関心を喚起するため、国際文化交流に貢献のあった国内外の個人、団体に対する顕彰を行い、これを効果的に広報する。また、国内の地域に根ざした優れた国際文化交流を行なっている団体を顕彰するとともに、過去の受賞団体へのフォローアップを行う。
・国際文化交流に関する調査・研究の実施
我が国を巡る国際環境の変化に伴う、日本国内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、主要な国際文化交流機関の基礎情報の調査や、国際文化交流に係る施策についての研究を行う。

【主な評価指標】
【指標５－１】本部 SNS 利用者数年間 134,548 件以上（平成 27 年度実績 134,548 件）
【指標５－２】ウェブサイトアクセス数年間 5,467,101 件以上（平成 24～27 年度の実績平均値 5,467,101 件）
（関連指標）
・本部図書館利用者数（平成 24～27 年度の実績平均値 21,251 人）
・本部図書館レファレンス対応件数（平成 24～27 年度の実績平均値 738 人）

＜目標水準の考え方＞
○SNS 利用者数は前期中期目標期間における最大実績値である平成27年度の水準以上を目指す考えから、平成 27 年度実績値以上を目標として設定した。
○ウェブサイトアクセス数は、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、前期中期目標期間の年間平均値以上を数値目標として設定。

３－２．業務実績

（１）国際文化交流に関する情報提供等の実施

ア．ウェブサイトの運営

ウェブサイトについては、スライディングバナーを積極的に活用して国際交流基金事業に関する情報をタイムリーに発信することに努めた他、トップページのグリッドと呼ばれるブロック型のコンテンツ項目を定期的に入れ替えることなどにより、サイト訪問者の関心を高めるための工夫を行い、サイトへのアクセス数は7,093,039件に達した。特に、日本語教師向けに新設した「世界で日本語を教えよう」や日本語学習者向けの「世界の日本語学習者からのメッセージ～日本語っておもしろい！～」などの日本語教育関係のコーナーや、設立から4年目を迎えたアジアセンター事業、2018年にパリを中心とするフランスで多様な日本文化紹介事業を展開するジャポニスム2018などのコンテンツが多くの関心を集めた。

ウェブマガジン『をちこちMagazine』では、国際交流基金事業に関連した特集記事や有識者による国際文化交流に関わる寄稿など、日本語による記事35本とその英訳記事35本、計70本の記事を公開した。『をちこちMagazine』全体への訪問者数は、平成28年度153,884名から平成29年度167,014名へと8.53%増加した。１記事あたりの平均訪問者数も平成28年度2,052名から平成29年度2,386名へと16.28%増加した。

例年、日本語教育に関する記事は人気があるが、2017年6月号でカナダ人フィギュアスケーターのケヴィン・レイノルズ氏の日本語学習に関するインタビュー記事を掲載したところ、年間で18,000件を超える多くのアクセスがあった。また、2017年9月号では、「ASEAN50周年-アートでみる東南アジアの現在と未来－」と題し、同時期に開催したアジアセンター主催の展覧会「サンシャワー：東南アジアの現代美術展 1980 年代から現在まで」と連動して、歌手であり、NHK BS『J-MELO』（日本の音楽を全世界に向けて発信する番組）の司会者でもあるMay Ｊ.氏による事業紹介記事を掲載した。May Ｊ.氏の、サンシャワー展に関するTwitter投稿を、基金の公式アカウントでリツイートするなどSNS発信も効果的に組み合わせて行うことで、広報効果の拡大を図った。

イ.SNS

2種類のSNS（Facebook及びTwitter）を活用し、国際交流基金事業についての最新情報をはじめ、日本語教材や日本語学習事情、季節ごとの日本の年中行事等、利用者の関心動向に合わせた記事をタイムリーに発信した結果、年度末時点のSNS利用者数は162,866名に達した。特に、ジャポニスム2018事業についての発信は多くの注目を集め、ミュージカル刀剣乱舞のパリ公演に関するTwitterでの投稿は72万を超えるインプレッション数（表示回数）を獲得した。前述のケヴィン・レイノルズ氏のように、これまで必ずしも国際文化交流事業に関心を持たなかった多様な層にリーチすることのできる事業関係者等の協力を得ることにより、国際交流基金が発信した情報が広範囲に拡散され、新しい訪問者を獲得することにつながった。

ウ.年報・事業実績

国際交流基金の活動と成果を広く発信し、国際文化交流の意義と国際交流基金事業に対する一般への理解を促進するべく、年報（日本語版・英語版）及び事業実績（日本語版のみ）を作成・公開した。

エ.本部図書館

本部図書館においてはレファレンス対応の強化を図り、利用者の利便性向上に取り組むなど効果的かつ効率的に情報提供を行った。2017年7月17日から31日までの期間、ライブラリー・ホームページ閲覧者および来館者に対しアンケートを実施したところ（計82名が回答）、他にない特色があり良いライブラリーで重要だ、と回答した人は全体の 96.3%、コレクションとレファレンス等のサービスが充実していると回答した人は全体の92.7%にのぼり、内容的にも高い評価を得ていることが伺えた。

（２）国際文化交流関係者を対象とする顕彰事業の実施

国際交流基金賞、地球市民賞の2つの顕彰事業を行い、国際文化交流への理解を促した。

ア．国際交流基金賞

国際交流基金賞においては現代美術キュレーターのアレクサンドラ・モンロー氏（米国）、マンガ評論と翻訳のパイオニアである作家・翻訳家のフレデリック・L・ショット氏（米国）、日本研究者のアンドレイ・ベケシュ氏（スロベニア）の3名に授賞した。28年度に引き続き、それぞれの授賞記念講演会を東京藝術大学、上智大学などの外部団体の協力を得て実施した。講演会には各受賞者の専門分野に関心を持つ学生・一般市民が参加し、聴衆から「海外で評価される日本の芸術は古典文化ばかりではないと知って視野が広がった」（モンロー氏講演会）、「これまであまりなじみのなかったスロベニアという国と、増加する日本語学習者・教育者とをからめた講演は非常に興味深かった」（ベケシュ氏講演会）といった好意的なコメントが寄せられるなど若年層を中心とした市民層に対する国際交流への理解促進に寄与した。また、モンロー氏が国内メディアから、「日本の現代美術を米国で紹介し、美術史を書き換えるような仕事を続けてきた」（朝日新聞）と評されるなど、受賞者に対して高い評価と関心が寄せられ、国際交流基金賞及び受賞記念講演会について計124件の国内報道が行われた（前年度と比較して280%の伸び率）。

イ．地球市民賞

地球市民賞については、住民の半数を中国人が占める埼玉県川口市の芝園団地において外国人住民と日本人住民の共生をすすめてきた芝園団地自治会、外国人観光客が日本人家庭を訪問し家庭料理を囲んで交流する機会を提供してきた Nagomi Visit（東京都港区）、違法特殊飲食店街をアートの力で再生し、安全・安心の回復と賑わいを創出してきた黄金町エリアマネジメントセンター（神奈川県横浜市）の3団体に授賞した。授賞式に先立ち、それぞれの団体の活動拠点がある埼玉、東京、神奈川で受賞伝達式と記者発表を行うとともに、多文化共生に取り組む芝園団地自治会の活動を支援する試みとして、映像事業部が担当する国際交流基金主催の中国映画祭と連携した中国映画の上映会を団地内で行い、参加者から好評を博した。

芝園団地自治会については、近年の定住外国人の急増を背景に、交流イベントの開催、中国語のSNSを活用した情報発信等、日本人住民と外国人住民とで試行錯誤を積み重ねてきた同自治会の多文化共生に向けた取り組みが、これから日本全国のコミュニティーが直面する課題に対応する新たなモデルとしても意義があると高く評価され、日本経済新聞、朝日新聞、毎日新聞各紙に大きく取り上げられた他、地球市民賞全体についてもNHKの首都圏ニュースで記者発表の模様が報道されるなど、メディアから高い関心が寄せられ、計88件の国内関連報道があった（前年度と比較して140%の伸び率）。また、地球市民賞受賞団体が平成28年度に100団体に到達したことを記念し、「をちこちMagazine」2017年6月号において地球市民賞の特集を組み、受賞団体の活動を振り返るなどフォローアップにも努めた。

（3）国際文化交流に関する調査・研究の実施

海外主要国の国際文化交流に関する政策立案及び実施を担う、ブリティッシュ・カウンシルや孔子学院等8機関について、予算・海外事務所数等基礎的データを収集。政策立案のための資料作成、国会議員等からの照会対応、組織方針検討等に活用した。

海外の日本語教育の現状をできるだけ正確に把握するため、国際交流基金海外拠点、在外公館、その他関連機関の協力を得て日本語教育機関数、学習者数、日本語教育上の問題点等の情報を収集する「2018年度日本語教育機関調査」の準備を進めた。また、日本語専門家の調査や在外公館の協力を得て海外日本語教育に関する国・地域別の情報を収集・提供した。

３－３．指摘事項への対応
＜前年度評価結果＞ ●国際文化交流の重要性に対する国民の理解を促進するために、引き続き新しい発想も盛り込み、国内外において更なる工夫により周知向上をしつつ、顕彰事業、情報発信を実施していくことを期待する。 ●国際文化交流に関する海外諸国の施策等の情報収集や、海外諸国における国際文化交流に対するニーズ調査を、予算や事業へ反映させていくことを期待したい。 ●専門情報へのオンラインアクセス等の環境向上も含め、図書館の存在を周知する等の努力を継続し、効果的、効率的な情報提供を期待したい。
＜前年度評価結果反映状況＞ ●地球市民賞の受賞団体が 100 団体に達したことを機に、「地球市民賞 100」という小冊子を制作するとともにウェブサイト上でも公開し周知向上を図った。また、日本語能力試験 N2 を取得しているカナダ人フィギュアスケート選手ケヴィン・レイノルズ氏の協力を得て広報動画を作成し、認知向上に努めた。 ●国際文化交流に関する海外諸国・諸団体等の調査については、引き続き政策立案、組織方針の検討に活用する。 ●オンラインカタログへのアクセス数は前年度から微増した（293,260 件→295,401 件)。また、新宿フィールドミュージアムに参加するなど図書館の存在の周知に努めた。

３－４．自己評価
＜評定と根拠＞ 評定　Ａ 根拠： 【量的成果の根拠】 【指標５－1】と【指標５－2】の２つの定量指標のいずれも、目標値の 120%以上を達成した。 【質的成果の根拠】 ・国際文化交流活動の意義と重要性を提示し、広く国内外において基金事業の理解を得るため、新しい試みとして、平昌オリンピックシーズン年という注目度の高い時期を捉え、日本語能力試験（JLPT）の受験歴を持つカナダ人フィギュアスケート選手のインタビュー記事と動画を配信し、大きな反響を得るとともに、これまで基金事業に関心の薄かった層の認知度向上にもつながった。そのほかにも、ウェブサイトについて、新たなコンテンツの導入や、歌手 May J.氏の『をちこちMagazine』への起用など、広報効果を高めるための新たな試みを行うとともに、SNS を活用して時宜を捉えた積極的な発信を行い、国際交流基金から発信した情報が広範囲に拡散された。 ・国際交流基金賞、地球市民賞については、授賞式の実施だけではなく、事前の記者発表や講演会などの関連イベントを合わせて実施し、メディアへの働きかけも強化した結果、新聞、テレビ等での報道の件数が大幅に増え、国内外での国際文化交流に対する理解の促進に大きな貢献を果たした。特に、地球市民賞を受賞した芝園団地自治会は、近年の日本国内での定住外国人の急増を背景に、多文化共生のモデルケースとして高い関心を集めた。 　また、国際文化交流に関する調査・研究の実施についても、海外主要国の国際文化交流に関わる機関や、日本語教育の現状について、情報を適切に収集・活用・提供した。 以上のことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

【課題と対応】
ウェブサイト、SNS などの情報発信においては、ジャポニスム、アジアセンター事業など国際交流基金が力点をおいている事業と連携し、さらに話題性の高い発信に努めていく。また、メディアへの働きかけを強化し、報道露出の充実に努める。
国際文化交流関係者を対象とする顕彰事業の実施にあたっては、若い人向けの講演会やフォローアップイベントなどを通じて国際文化交流への理解と参画の促進に引き続き努める。また、メディアへの働きかけを強化し、報道露出の充実に努める。

３－５．主務大臣による評価

＜評定と根拠＞
評定　Ａ
根拠：
【量的評価の根拠】
２つの定量指標のうち、「本部SNS利用者数」(162,866件)及び「ウェブサイトアクセス数」(7,093,039件）については、いずれも目標値の 120%以上を達成した。加えて、関連指標である本部図書館利用者数及びレファレンス対応件数についても平成 24～27 年度実績の平均値をそれぞれ 128%、164%上回っており、更には、ライブラリー・ホームページ閲覧者及び来館者に対して実施したアンケートにおいても高い評価が得られたことは評価できる。

【質的評価の根拠】
（１）国際文化交流に関する情報提供等の実施
ウェブサイトを通じ、日本語教育やアジアセンター事業、ジャポニスム 2018 等の国際交流基金事業に関する情報をタイムリーに発信することで、着実かつ広く国際文化交流活動の意義及び重要性に対する理解を促した。加えて、平昌オリンピック開催のタイミングを捉えてカナダ人フィギュアスケーターのインタビュー記事・動画を配信し、若者に人気の高い May J. 氏を基金事業紹介記事へ起用するなど、国際文化交流関係者のみならず、これまで国際文化交流活動への関心が薄かった層への新たなアプローチとして様々な試みにも積極的に取り組んだ。また、ミュージカル刀剣乱舞といった一見国際文化交流との関わりが想像し難いがネットと親和性の高いコンテンツに関する情報を SNS に投稿することで、当該情報が広範囲かつコンテンツのメイン層へも着実に拡散され数多くの閲覧者を得るなど、SNS とこれらの情報発信を効果的に組み合わせることで、幅広い層が基金の実施する国際文化交流活動への理解・関心を深めるきっかけが創出された。
また、本部図書館についてもレファレンス対応の強化を図り、利用者の利便性向上に取り組んだ結果、図書館の利用者数及びレファレンス件数が増加し、利用者からも高い評価が得られていることから、着実に効果的かつ効率的な情報提供が進んでいるといえる。

（２）国際文化交流関係者を対象とする顕彰事業の実施
国際交流基金賞及び地球市民賞について、授賞式のみならず、受賞者の活動拠点での受賞伝達式・記者発表の開催や、大学等の外部団体の協力を得た受賞者の講演会の開催、また、映画の特別上映会等基金の他事業とタイアップをした事業を実施するなど、関連イベントを合わせて実施することで、本賞を通じて学生や一般市民等の国際文化交流への理解・関心を深める機会を設定したことは高く評価できる。加えて、29 年度からの新たな取組として、国際交流基金賞受賞者の発表時に、通常のプレスリリースに加え、ウェブ上に各受賞者の受賞理由や功績をまとめた動画を公開するなど、メディア

への働きかけについてもこれまで以上に強化したことで、報道件数が国際交流基金賞では前年度の約３倍、地球市民賞では前年度比 140%を記録し、報道内容についても、一般紙のみならず美術の専門誌等にも取り上げられたり、単なる受賞の報告にとどまらず受賞者個人に焦点を当てた記事が掲載されたりするなど、幅広い層への本賞の意義や受賞者の功績の周知が進んだことで、国際文化交流及び基金への理解及び関心の喚起に大きく貢献した。

また、孔子学院等海外主要国・地域の国際文化交流に関する政策立案及び実施を担う機関の基礎的データや、海外日本語教育に関する国・地域別の情報収集及び提供に取り組むことで、日本国内外の国際文化交流の動向の変化の把握及びこれらに対する的確な対応の検討に大きく寄与した。

以上により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、評定は「Ａ」が適当である。

【課題と改善方策】

ア．更なる国際文化交流への理解及び参画の促進に向け、引き続き日本語教育やアジアセンター事業、ジャポニスム等を始めとした注目度の高い情報のタイムリーな発信に努めるとともに、幅広い層にリーチ可能な新たな発想を取り入れた広報にも継続して注力することで、基金事業に関する情報が効果的かつ効率的に提供されることが期待される。

イ．顕彰事業の実施に当たっては、受賞者による学生や一般市民を対象とした講演会やフォローアップを継続して実施するとともに、メディアを通じた賞の意義や受賞者の功績の広報に関する新たな試みも含め、より一層広報努力を強化することによって、各賞の知名度の更なる向上を図り、国内外における国際文化交流への理解の促進に貢献することが期待される。

ウ．「2018 年度日本語教育機関調査」の実施により海外における日本語教育の現状の把握が進み、今後の日本語教育に係る政策の立案等に寄与することが期待される。

【その他事項】

主な有識者意見は以下のとおり。

ア．日本の若い世代を中心としたネットユーザーをターゲットとして、Twitter や Facebook などのソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）を通じて国際文化交流への理解促進を図る点については、計画指標である 134,548 件以上の 162,866 件を達成するなど評価ができる。今後、更なる SNS による発信の強化、メディアへの働きかけを期待する。

イ．SNS やウェブサイト閲覧が向上していることは喜ばしいが、これをもって評価指標としてよいか疑問が残る。双方向性や協働の重視といった国際交流基金の特長は、日本社会や日本外交の姿勢を反映したものでもあり、この点についても広報を行うべきではないか。また、学会や大学との組織的なパートナーシップ強化による理解や参加の促進も望まれる。

ウ．SNS 利用者数、ウェブサイトアクセス数、図書館利用数などが着実に増加しており、国際交流基金賞、地球市民賞とも例年どおりの成果をあげた。国際文化交流の重要性に対する理解や参画を促進することは容易ではないが、国際交流基金の存在や事業、活動の成果を、今後も積極的かつ継続的に発信、普及してもらいたい。

エ．国際文化交流活動に貢献した団体表彰として芝園団地自治会に地球市民賞を授与したことは、草

の根の国際交流活動に光を当て、その活力を増すことにつながり、また国内での国際交流基金の認知度を上げる効果も期待できるものと思われる。実際に多様なメディアでの報道もなされ、各地域で活動している日本語教育関係者間でも話題となった。日本国内における国際交流の様々な課題についても、インパクトはあるが一過性のイベント的なものだけでなく、身近な日常の中で展開する、自分自身に関わる問題としての国際交流への関心を高めることにも、貢献の可能性が大きくあるものと再認識した。

オ．本事業は主にウェブサイトやSNSを通じての活動であり、また国際交流基金賞および地球市民賞の授与も含まれる。著名人のインタビュー記事のウェブ配信や、『をちこち』における斬新な企画といった成果が挙げられるが、問題は、紙媒体が廃止されて以降『をちこち』の知名度が確実に下がっていると考えられること。予算的に『をちこち』の再発行は難しいと思われるが、ネットで情報を取得する層は限られており、また今後波及するであろう「脱ネット」（デジタル中毒に対する各社による新たな取組）に対しても事前に対処する必要があると考えられるため、日本を代表する広報文化外交の組織が紙媒体の機関誌を持たないのはやや寂しい。最後に、国際交流基金賞と地球市民賞双方の知名度は高くなく、賞のプレステージを上昇させるさらなる努力が必要である。

４．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

独立行政法人国際交流基金　平成29年度評価　項目別自己評価書
（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.6	海外事務所等の運営
業務に関連する政策・施策	
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成29年度行政事業レビューシート番号 0096（独立行政法人国際交流基金運営費交付金）

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
【指標６－１】海外事務所催しスペース稼働率	計画値	年間74%以上	平成24～27年度の実績平均値74%	74%				
	実績値			75%				
	達成度			101%				
【指標６－２】海外事務所SNS利用者数合計　※	計画値	年間408,763件以上	平成27年度実績408,763件	年間408,763件以上				
	実績値			525,068件				
	達成度			128%				
【指標６－３】京都支部におけるネットワーク形成の取組状況（京都支部が関与した共催・助成・協力件数を前期中期目標期間程度）	計画値		22件	22件				
	実績値			24件				
	達成度			109%				

海外事務所催しスペースにおける事業実施件数	実績値		平成24～27年度の実績平均値343件	329件				
海外事務所催しスペースにおける事業の来場者・参加者等数	実績値		平成24～27年度の実績平均値278,710人	158,436人				
京都支部が関与した共催・助成・協力件数	実績値		平成24～27年度の実績平均値22件	24件				

＜目標水準の考え方＞

○海外事務所催しスペース稼働率の目標値は前期中期目標期間で達成した水準以上を目指す考えから、前期中期目標期間実績の年間平均以上を数値目標として設定。

○海外事務所SNS利用者数の目標値は､SNSを主たる発信ツールとしている13海外事務所を対象とし、前期中期目標期間における最大実績値である平成27年度の水準以上を目指す考えから平成27年度実績値以上を数値目標として設定した。

※SNSを主たる発信ツールとしているクアラルンプール、ジャカルタ、ニューデリー、ハノイ、バンコク、マニラ、サンパウロ、メキシコ、ケルン、パリ、モスクワ、ロンドン、カイロ所在の13海外事務所対象

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
予算額（千円）	3,857,488				
決算額（千円）	3,899,119				
経常費用（千円）	3,996,336				
経常利益（千円）	222,745				
行政サービス実施コスト（千円）	3,980,035				
従事人員数	66				

３－１．各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 イ　海外事務所等の運営 　海外事務所は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、運営経費の効率化に努めつつ、所在国及び状況や必要性に応じてその周辺国において、関係者とのネットワーク構築、国際文化交流に関する情報収集等を通じて現地の事情及びニーズを把握し、海外事務所の施設を効果的かつ効率的に活用して事業を実施するとともに、現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との協力、連携等に努める。また、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携に努める。 京都支部は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、関西国際センターとも連携し、関係者とのネットワーク構築を図り、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。
【中期計画】 イ　海外事務所等の運営 　海外事務所においては、現地における国際文化交流への理解と参画の促進のため、以下の取組を行う。海外事務所の活動については、在外公館と緊密に連携し、広報文化センターとの役割分担に配慮しつつ、所在国及びその周辺国の関係者とのネットワークを活かして効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。 ・海外事務所の効果的な活用 　現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との緊密な協力、連携、ネットワーク構築等を図るとともに、事業に関する情報についてはSNS等を活用して効果的・効率的に発信する。更に、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携にも努める。 　海外事務所に設置されている図書館の運営については、効果的かつ効率的な運営に取り組み、必要に応じた見直しを行う。 ・京都支部の運営 　京都支部が、海外からの日本研究者支援を目的として実施している伝統文化公演、映画上映会、日本文化体験プログラムに、関西国際センターの研修生も参加させ、同センターとの連携強化及び事業効果の増大を図るほか、外部関係者との更なるネットワークを構築し、事業の共催化による経費・業務負担の軽減を図ることを通じて、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。
【年度計画】 イ　海外事務所等の運営 　海外事務所においては、現地における国際文化交流への理解と参画の促進のため、以下の取組を行う。海外事務所の活動については、在外公館と緊密に連携し、広報文化センターとの役割分担に配慮しつつ、所在国及びその周辺国の関係者とのネットワークを活かして効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。 ・海外事務所の効果的な活用 　現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との緊密な協力、連携、ネットワーク構築等を図るとともに、事業に関する情報についてはSNS等を活用して効果的・効率的に発信する。更に、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携にも努める。 　海外事務所に設置されている図書館の運営については、効果的かつ効率的な運営に取り組み、必要に応じた見直しを行う。 　海外事務所施設の活用については、海外事務所催しスペースの稼働率年間74%以上を目標とする。SNS等の活用については、海外事務所SNS利用者数合計408,763件以上（クアラルンプール、ジャ

カルタ、ニューデリー、ハノイ、バンコク、マニラ、サンパウロ、メキシコ、ケルン、パリ、モスクワ、ロンドン、カイロ所在の13海外事務所対象）を目標とする。
・京都支部の運営
　京都支部が、海外からの日本研究者支援を目的として実施している伝統文化公演、映画上映会、日本文化体験プログラムに、関西国際センターの研修生も参加させ、同センターとの連携強化及び事業効果の増大を図るほか、外部関係者との更なるネットワークを構築し、事業の共催化による経費・業務負担の軽減を図ることを通じて、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。
　京都支部が関与する共催・助成・協力事業について、22件以上の実施を目標とする。

【主な評価指標】
【指標６－１】海外事務所催しスペース稼働率　年間74%以上（平成24～27年度の実績平均値74%）
（関連指標）
・海外事務所催しスペースにおける事業実施件数（平成24～27年度の実績平均値343件）
・海外事務所催しスペースにおける事業の来場者・参加者等数（平成24～27年度の実績平均値278,710人）
【指標６－２】海外事務所SNS利用者数合計　年間408,763件以上（平成27年度実績408,763件、SNSを主たる発信ツールとしているクアラルンプール、ジャカルタ、ニューデリー、ハノイ、バンコク、マニラ、サンパウロ、メキシコ、ケルン、パリ、モスクワ、ロンドン、カイロ所在の13海外事務所対象）
【指標６－３】京都支部におけるネットワーク形成の取組状況（京都支部が関与した共催・助成・協力件数を前期中期目標期間程度）
（関連指標）
・京都支部が関与した共催・助成・協力件数（平成24～27年度の実績平均値22件）

３－２．業務実績
（１）海外事務所等の運営
　全世界24か国25か所（うち2か所はアジアセンター連絡事務所）の海外事務所において、在外公館や日本語教育機関、文化機関等の関係団体と緊密に連携をとりながら、現地の事情やニーズの把握に努めるとともに、各種の国際文化交流事業、情報提供、図書館の運営等を行った。国際文化交流事業として、具体的には、一般市民向けの講演会や映画上映会等の文化事業の実施、日本語講座や日本語教師セミナー、さらには、日本研究機関・研究者への支援等を実施した。
　なお、ジャカルタ事務所については、事務所スペースの一部を独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）に譲渡の上、借料の縮減を図った。
　また、2018年2月には、日本語学習者が急増し、アジア文化交流強化事業等の事業も増加傾向にあるミャンマーに新たに事務所を設置し、東南アジア地域においてさらに効果的かつ効率的な事業実施が可能となる体制を整備した。
　外部機関の連携の事例として、ローマ日本文化会館が所有する現代版画を活用し、イタリア国立近代美術館(GNAM)との共催で実施した展覧会がある。同展は、作品の製作年代である1960、70、80年代の日本社会の特徴から“Boom Beat Bubble”と題して実施し、GNAM専属キュレーターによる作品選定と空間構成が行われた。展覧会のオープニングには、両館館長出席のもと、多くのメディアが来場し、会期中の来場者数は6,400名以上を達成した。

ア．海外事務所施設等の効果的かつ効率的な活用については以下のとおり。
（ア）催しスペース

催しスペースを有している 11 の海外事務所における同スペースの稼働率（使用日数/使用可能日数）の平均は 75%、同スペースを利用して実施した事業は 329 件、来場者・参加者数は計 158,436 人であった。

（イ）図書館運営

20 の海外事務所で図書館を運営した。来館者数合計は 335,078 人であった。

（ウ）情報発信

海外事務所ではソーシャルメディアの活用にも引き続き取り組んでおり、平成 29 年度は 22 事務所中、11 事務所でツイッターを活用した広報を行ったほか、21 事務所で Facebook を通じた広報を実施し、SNS を主たる発信ツールとしている 13 事務所の SNS 利用者数は合計 525,068 人であった。SNS 利用に際しては、紙媒体での広報を順次 SNS に切り替えることで広報経費を節減しているほか、関連機関・在外公館の SNS で事務所の投稿を共有・拡散してもらうことで波及効果を上げたり、事業毎にターゲットとする年齢層や地域に特化した広報を実施したりするなど、SNS の特性を活かして広報効果を高める努力を行った。また、SNS への反応に対する分析を事業計画に反映することで、事業全体へのフィードバックを行った。

シドニー事務所の事例：オーストラリア地方都市での日本映画祭について、Facebook のイベント機能を活用し、都市毎に特化した情報の発信を行うことで全体の観客数が増加した。

ロサンゼルス事務所の事例：前年度に Facebook のブースト機能により日本語講座の費用対効果の高い広報に成功したことから、集客事業においても紙媒体の広告出稿は漸次廃止し、Facebook のブースト料金に広告費を振り向けた。その結果、従来より低コストで広い層へ訴求することが可能となり、さらに発信への反応を観察することで、機動的に追加策を講じることができた。事務所内イベントの集客は前年度比 63%増を達成した。

イ．海外事務所所在国における関係機関、在外公館等とのネットワーク構築、協力に関し、以下の取組を行った。

（ア）在外公館との間で定期的に連絡会議を実施するなどして連携・協力しており、次年度事業計画策定時にも在外公館と協議した上で海外事務所計画の策定及び本部事業計画への反映を行っている。

（イ）関係団体との間では、全海外事務所において、445 件の事業を現地関係団体との連携・協力により実施した。

（２）京都支部の運営

京都支部における関西国際センターとの連携や外部関係者とのネットワーク構築・協力・連携については以下の通り。

ア．京都支部では、共催事業 11 件、協力事業 13 件の 24 件の事業を計 14 団体との連携により実施した。

イ．京都支部で実施した共催事業には、計 2,238 人が参加し、来場者・参加者の満足度については、97%が高評価を示した。

ウ．関西地域の関係者との連携・協力については、事業実施面での連携のほか、平成 28 年度に引き続き、京都支部長が、関西地域の地方自治体、大学、文化機関、市民団体等からの要請を受け、これらの団体が実施する国際交流事業に関する評議委員・審査委員等計 9 件に就任し、国際文化交流事業に関するノウハウの提供、講演会の実施等を行なった。

エ．2017 年 11 月に、関西国際センターの研修生、留学生、外国人研究者等を対象とした「能と狂言の会」を同センターと共同で実施した他、2018 年 2 月に、国際交流フェスティバル「ワン・ワールド・フェスティバル」に同センターと共同でブースを出展し、事業広報活動等を実施した。

３－３．指摘事項への対応
＜前年度評価結果＞ ●事業実施に当たっては、現地メディア等と連携し、実施国の国民にも事業の周知を行うのみならず、対日理解促進に資するよう適切な広報等を引き続き行うことを期待したい。 ●限られた予算において、これまで培ってきた外部とのネットワークを十分に活用・促進し、事業全体への還元を期待したい。
＜前年度評価結果反映状況＞ ●日本スペイン外交関係樹立 150 周年を記念して、2018 年 3 月にマドリードおよびバルセロナで実施したボーカロイドオペラ「The End」公演は、マドリード日本文化センター、在外公館、現地共催機関が連携して広報活動を行い、スペイン国内発行部数最大の日刊紙(El Pais)やマドリードのテレビニュース番組等で報道された。 ●限られた予算の中で継続して効果的・効率的に事業を実施するため、海外事務所においては、全体で 445 件の連携・協力事業を実施し、SNS を主たる発信ツールとしている事務所の SNS 利用者数も 13 事務所合計で 525,068 人と、高い水準を維持した。また、SNS への反応に対する分析を事業計画に反映することで、事業全体への還元にも活用している。京都支部においては、引き続き関西地域での安定的な事業実施と人脈構築を継続するため、前年度を上回る計 24 件の連携・協力事業を実施した。

３－４．自己評価
＜評定と根拠＞ 評定　Ｂ 根拠： 　海外事務所の催しスペース稼働率について、目標値を達成した他、同スペースを活用した事業実施件数（329 件）も前年度比で 2 割弱増加するなど、効果的かつ効率的に事業を実施した。海外事務所では SNS の活用にも努め、SNS の特質を活かし着実に広報効果を高めている。北京事務所が実施したアンケートでは、長春、成都で開催した「新海誠展」の回答者の約 30%が SNS でイベントの情報を知ったと回答しているほか、パリ日本文化会館のクラブイベントでは、Facebook でライブ動画を配信したところ、再生回数が 1.2 万回に及び、非来場者にも幅広くリーチするなど、各海外事務所においても SNS を活用した広報が主流となりつつある。 　京都支部についても例年同様、関西地域の関係者とのネットワーク維持・構築に努め、関西国際センター研修生を含む関西地域の外国人研究者・留学生等を対象とした事業を同センターと連携して実施した。 　以上を踏まえ、所期の目標を達成していると自己評価する。 【課題と対応】 　限られた予算の中で効果的に海外事務所を運営するため、SNS 等を活用した広報、催しスペースの活用、外部関係団体とのネットワークを生かした連携事業の実施等により、効果的な事業実施に取り組んだ。

３－５．主務大臣による評価

＜評定と根拠＞

評定　Ｂ

根拠：

【量的評価の根拠】

３つの定量指標のうち、「海外事務所催しスペース稼働率」（75%）及び「京都支部におけるネットワーク形成の取組状況（京都支部が関与した共催・助成・協力件数を前期中期目標期間程度）」（24件）については、いずれも目標値の100%以上を達成した。また、特に定量指標「海外事務所SNS利用者数合計」（525,068件）については、SNS が主たる発信及び情報収集ツールと考えられている国に所在する海外事務所を中心に、事前の事業実施告知や事業終了後のフォローアップのみならず、事業のライブ配信を行う等工夫をしたり、ターゲットとする年齢層や地域に特化した広報を実施したりする等、SNS の特性をいかして広報を行った結果、目標値の 120％を上回る件数を達成したことは高く評価できる。

【質的評価の根拠】

海外事務所の運営に当たっては、催しスペースを効率的に活用するのみならず、基金が築いてきた外部とのネットワークを十分に活用しながら、限られた予算の中で最大限の効果が得られるよう情報発信の工夫を行った。例えば、2014 年ソチ五輪団体の銀メダリストであり、2017 年シーズン３位表彰台を飾ったカナダのフィギュアスケート選手で日本語能力試験 N2 保有者であるケヴィン・レイノルズ氏が来日した際に、基金本部に招待し、日本語を勉強している理由、目指すゴールなどに関しての独占インタビューを実施した。同インタビュー動画を、トロント日本文化センターを中心にSNSを通じて発信したことで、現地国民の高い関心を呼び、幅広い層への人々に効率的にリーチすることができた。

また、京都支部について、関西地域の関係者とのネットワーク維持・構築に努め、日本語を学習する関西国際センターの研修生を含む関西地域の外国人研究者・留学生等を対象とした事業を同センターと連携して実施することで、これまでに培ってきたネットワークを効果的に事業実施に還元させた。

以上により、中期計画における所期の目標を達成していると認められるところ、評定は「Ｂ」が適当である。

【課題と改善方策】

ア．引き続き、SNS の特性を十分にいかしてターゲットとする年齢層や地域に特化した広報を実施する等工夫を凝らして、対日理解促進に資するよう適切な広報等を行うことを期待したい。

イ．限られた予算において、これまで培ってきた外部とのネットワークを十分に活用・促進し、事業全体への還元を期待したい。

ウ．現地事情に鑑み、SNS 等を通じてこれまでになく高い関心等を呼んだものについては、その後の定期的なフォローアップを実施していくことが求められる。

【その他事項】

主な有識者意見は以下のとおり。

ア．海外事務所の効果的な活用は、現地における国際文化交流への理解と参画の促進のために重要である。この点、海外事務所催しスペースの稼働率年間 74%以上の目標及び海外事務所における SNS 利用者数合計 408,763 件以上（クアラルンプール、ジャカルタ、ニューデリー、ハノイ、バンコク、マニラ、サンパウロ、メキシコ、ケルン、パリ、モスクワ、ロンドン、カイロ所在の 13 海外事務所対象）の目標については、いずれも 100%以上の達成率となっており評価できる。SNS を発信ツールとして活用する海外事務所を今後増やしていくことや、今以上の催しスペースの活用等を期待する。

イ．海外事務所の稼働率についてはほぼ前年並みであり、可もなく不可もなくという数字であるが、来場者数については平成 24～27 年度の平均値 278,710 人から平成 29 年度は 158,436 人と大幅に落ち込んでおり、原因を把握する必要がある。

ウ．SNS 発信を海外事務所が積極的に進め、多くの利用者を得ていることは、周知の拡大および経費節減等、様々な効果につながっているといえる。

エ．海外事務所の SNS 利用者数は増加傾向にあるが、当該国、当該社会における国際交流基金の存在感確保という点で十分な数字なのかどうか、検討を要する。また、更なる充実・拡大とともに、SNS での情報提供が一方向に終わらず、文化交流活動や日本語学習などの双方向の交流活動への展開につながる可能性を、今後検討することを期待したい。

オ．海外主要国の類似機関と比較して、国際交流基金の海外事務所数は決して十分であるとは言えないだけに、それぞれの事務所での業務を確実に実施することは、基金の屋台骨を支える重要な業務である。今後も着実、堅実な運営を期待したい。

カ．東南アジアを始め、初中等教育等の日本語教育導入が広がっている中で、海外事務所のサポートの意義は大きく、日本語教育の普及や質の向上に資する支援事例も多く聞かれる。海外事務所等の施設や人材、知見等を利用している人々にとり、非常に重要なリソースセンターとなっているといえる。

キ．世界 24 か国の２か所に海外事務所が存在し、最近ではミャンマーに事務所が新設。特筆すべきは、稼動率が平均 75%、16 万人近くが来場しているという事実である。図書館の利用者はさらに多く、34 万人という数字が示されている。これらは全て素晴らしい数字であるが、日本の実力を考えればもっと多くの国に展開した方がより広範囲に発信できるとのではと考える。

４．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

独立行政法人国際交流基金　平成29年度評価　項目別自己評価書
（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.7	特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進
業務に関連する政策・施策	
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
受入金額・助成金交付事業件数	実績値		平成24～27年度の実績平均値265,060千円／17件	407,264千円／11件				
＜目標水準の考え方＞ ○特定寄附金に関しては、特定寄附金制度を利用する事業の数や寄附金の規模をあらかじめ想定することが難しいため定量的な目標を定めることはできないが、当該指標の達成水準としては前期中期目標期間と同程度の水準を維持することを目指す。								

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
予算額（千円）	274,580				
決算額（千円）	401,523				
経常費用（千円）	401,523				
経常利益（千円）	▲ 9,934				
行政サービス実施コスト（千円）	9,984				

従事人員数	0				

３－１．各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 ウ　特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進 　基金は、特定の国際文化交流事業（国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を含む）に対する寄附金を受け入れ、当該事業への助成金を交付する。寄附金の受入れ等に当たっては適正に対応することとする。
【中期計画】 ウ　特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進 　寄附金の受入れ、対象事業については基金に外部有識者からなる委員会を設け、審査を行うなど、寄附金の受入れ等に当たっては適正に対応することとする。
【年度計画】 ウ　特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進 　寄附金の受入れ、対象事業については、外部有識者からなる委員会を設け、審査を行うなど、寄附金の受入れ等に当たっては適正に対応する。
【主な評価指標】 【指標７】特定寄附金の受入による国際文化交流事業支援の取組状況 （関連指標） ・受入金額・助成金交付事業件数（平成 24～27 年度の実績平均値 265,060 千円／17 件）

３－２．業務実績

（1）外交、会計監査、租税、言論等の分野の外部有識者 7 名からなる特定寄附金審査委員会を 2 回開催し、平成 29 年度に申込のあった案件 11 件を対象として、寄附申込者、対象事業等について審議を行った。その結果、11 件全件について適当との意見が示されたため、特定寄附金の受入れを決定した。

（2）平成 29 年度における特定寄附金の受入による国際文化交流事業支援の取組状況に関しては、のべ 405 の個人・法人より総額 407,264 千円の寄附金を受入れ（平成 28 年度：494 の個人・法人、163,195 千円）、同寄附金と平成 28 年度末に預り寄附金として受入れた 12,000 千円との合計 419,264 千円のうち、391,502 千円を原資として、11 件の事業に対し助成金を交付した。（残額 27,761 千円の寄附金は、平成 30 年度に助成金として交付する予定）
助成対象事業は以下のとおり。
ア．アジア・中東地域出身の女性に高等教育を行う多国籍の女子大学における奨学金プログラム等の人物交流事業 2 件
イ．日米間の相互理解促進のための研究機関運営等の日本研究支援事業 3 件
ウ．日本国内の日本語教育機関に在籍するアジア諸国からの留学生への奨学金支給を行う日本語普及事業 1 件
エ．日米の音楽関係者による交流と対話事業等の催し事業 4 件
オ．日本庭園の造成・拡張など、教育や文化交流のための施設を整備する事業 1 件

３－３．指摘事項への対応
＜前年度評価結果＞ 特になし
＜前年度評価結果反映状況＞

３－４．自己評価
＜評定と根拠＞ 評定　B 根拠： 　【指標 7】 　特定寄附金について、平成 29 年度の受入額は、中期目標に定める関連指標（受入金額・助成金交付事業件数（平成 24～27 年度の実績平均値 265,060 千円／17 件））の実績値を上回る総額 407,264 千円となり、受入手続きも適正に行われたことから、所期の目標を達成していると自己評価する。 【課題と対応】 　特定寄附金への申込みに関し、新規案件の件数が減少傾向にある。特定寄附金については、国際交流基金以外の公益団体等が実施する国際文化交流事業に対し、民間企業や個人が資金提供を行うものであり、寄附金の受入額は予定される事業の規模や日本経済の状況などにも左右されるため、国際交流基金自身の主体的な努力により増加させることには難しい面もあるが、助成事業説明会などの機会を捉えて、周知・広報を強化するなど、新規案件数の拡大のための努力を行う。

３－５．主務大臣による評価
＜評定と根拠＞ 評定　B 根拠： 【量的評価の根拠】 　特定寄附金制度を利用する事業の数や寄附金の規模をあらかじめ想定することが難しいため、定量的な目標を定めることは困難であるが、国際交流基金第４期中期目標で設定された、前期中期目標期間と同程度の水準の受入金額・助成金交付事業件数を維持するという目標（265,060 千円／17 件）に対して、407,264 千円／11 件を達成し目標金額を上回った。 【質的評価の根拠】 　外部有識者による特定寄附金の受入審査を行った上で、11 件の事業に対し、助成金が適切に交付された。 　以上により、中期計画における所期の目標を達成していると認められるところ、評定は「B」が適当である。 【課題と改善方策】

今後も、使途が特定された寄附金の受入金額・助成金交付事業件数を維持できるよう、助成事業説明会等の機会を十分に活用し、制度の周知等の努力を積極的に行っていくことを期待したい。

【その他事項】
主な有識者意見は以下のとおり。
ア．平成 29 年度の特定寄附金の受け入れ額は、平成 24～27 年度の実績平均値 265,000 千円を上回る 407,264 千円となり評価できる。今後も、寄附金の受入れについては、外部有識者からなる委員会での審査を行うなど慎重に行いつつ、周知・広報の強化などによって新規案件数の増加を期待する。

イ．基金の収入源の多元化をはかるべく、基金の予算や収支構造の中で特定寄附金をどのように位置づけるかを明確にし、寄附というかたちでの参加を促進していくことが望ましい。

ウ．新規寄附件数の減少傾向への対応として、事業説明会等での周知広報で十分な効果が得られるか検討を要する。日本語学習支援のアプリ開発とネットでの配信など、広く国内の日本語教育関係者等に直接国際交流基金の国際交流や日本語教育活動についての役割や貢献について認知を広めていく工夫をしていくことも検討すべきである。

エ．寄附文化が根付いていない日本とあって、この項目での成果は乏しいと言わざるを得ない。他方、海外でも政府機関への寄附となればなかなか難しく、やはり寄附を受け入れやすいのは非政府の民間団体となると考えられる。今後は単純な寄附ではなく、マッチンググラントなどによる共同事業の実施というフォーマットが考えられる。この場合、寄附団体或又は企業は自らのＰＲを求めるかもしれないが、これを可能とする枠組みの設定も考えることが必要。

４．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.8	組織マネジメントの強化
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
【指標８－１】人材育成のために実施する研修への参加者数	計画値	年間419人以上	（平成24～27年度の実績平均値419人）	419人				
	実績値			1,012人				
	達成度			242%				
日本語国際センター（NC）、関西国際センター（KC）の研修施設の教室稼働率	実績値			100%（NC） 96%（KC）				

＜目標水準の考え方＞
○人材育成のために実施する研修への参加者数の目標値は、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指す考えから、前期実績の年間平均以上を数値目標として設定。

３－１．各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

【中期目標】
（１）組織マネジメントの強化
　国際環境や政策の変化などの必要に応じて、人員配置や組織編制を柔軟に見直すとともに、新たな役割に対応していくために、各種研修の実施による職員能力の強化を図る。
　また、効果的かつ効率的に事業を実施するため、事業の重複排除を含め、関係機関それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共有や調整の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関との連絡会を行うこと等を通じて協力・連携の確保・強化を図る。
　独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえて、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、引き続き事務所の共用化又は近接化を進める。また、基金が保有する研修施設の更なる利用促進

に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る。
【中期計画】 （1）組織マネジメントの強化 　国際環境や政策の変化などの必要に応じて、人員配置や組織編制を柔軟に見直す。マネジメントの強化や専門性の向上を目指し、各種研修を実施して職員能力の強化を図る。また、適正な労務管理とその効率化を目指し、勤怠システムを導入する。 　効果的かつ効率的に事業を実施するため、事業の重複排除を含め、関係機関それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共有や調整の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関との連絡会を行うこと等を通じて協力・連携の確保・強化を図る。 　独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえて、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、引き続き事務所の共用化又は近接化を進める。 　基金が保有する研修施設の稼働率向上のため、外部機関の実施する国際文化交流に関わる事業に協力して利用者拡大を図る等の取組を進める。
【年度計画】 （1）組織マネジメントの強化 　国際環境や政策の変化などの必要に応じて、人員配置や組織編制を柔軟に見直す。マネジメントの強化や専門性の向上を目指し管理職研修及び 3 年目職員研修を実施するほか、外国語研修等専門性の向上に寄与する研修機会などを提供し、年間 419 人以上の参加を目標とする。 　また、適正な労務管理とその効率化を目指し、勤怠システムの導入を進めるほか、労働者の健康維持を目的としたセルフケア研修を実施する。 　効果的かつ効率的に事業を実施するため、事業の重複排除を含め、関係機関それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共有や調整の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関との連絡会の開催や事業における連携等を通じて協力・連携の確保・強化を図る。 　独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえて、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、引き続き事務所の共用化又は近接化を進める。 　基金が保有する研修施設の稼働率向上のため、外部機関の実施する国際文化交流に関わる事業に協力して利用者拡大を図る等の取組を進める。
【主な評価指標】 【指標８－１】人材育成のために実施する研修への参加者数　年間 419 人以上（平成 24～27 年度の実績平均値 419 人） 【指標８－２】研修施設の利用促進 （関連指標） ・日本語国際センター、関西国際センターの研修施設の教室稼働率

３－２．業務実績

（１）　人員配置・人事に関する計画

ア．政策的要請に基づく事業であるアジア文化交流強化事業、放送コンテンツ海外展開支援事業及びジャポニスム事業等に的確に対応するために必要な人材の確保（11 名の定期採用）を行なった。

イ．マネジメントの強化や専門性の向上を目指し、ラインケアをテーマにした管理職研修（計 2 回）

及び３年目職員研修を実施したほか、採用２年目職員海外拠点実務経験研修（3週間）、実務担当者研修、自主外国語研修費補助等もあわせ計205件を実施し、年間1,012人の研修参加者を得た。

ウ．適正な労務管理とその効率化を目指し、勤怠システムの導入を進め、システムの構築及び２か月間にわたる試行を行ったほか、職員の健康維持を目的としたセルフケア研修を実施した。

エ．国際環境や政策の変化に対応した組織の再編・整備については、以下の取組を行った。

（ア）海外における基金職員及び基金事業関係者の安全確保のため、平成29年４月に安全管理を担う部署として総務部総務課内に「安全管理室」を設置した。

（イ）2016 年 5 月の日仏首脳会談において実施が合意された大規模な日本文化行事「ジャポニスム2018」の実施を担うジャポニスム事務局の業務量の拡大に対応し、2017年６月に２チームを３チームに改編、さらに2018年２月に３チームを４チームに改編するとともに、事務局職員も年度当初の８名から15名に人員体制を強化した。また、パリ日本文化会館の職員を３名増員した。

ミャンマーにおける業務量の増加に対応するため 2018 年 2 月にヤンゴン日本文化センターを設置した。

（２）関係省庁・機関との協力・連携の確保・強化

ア．オールジャパン施策への参画

東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成、クールジャパン戦略、インバウンド観光の促進等、オールジャパンで展開される各種施策の推進に対し、国際交流基金としては、以下のような会議体への出席等を通して、協力、連携を行った。

（ア）オリンピック・パラリンピック関連

a. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた政府の取組（「政府の取組」中の「文化プログラム（beyond2020）の推進」の実施主体の一つ）

b. SPORT FOR TOMORROW（コンソーシアム運営委員会のメンバーとして参画するとともに、基金が実施する事業を登録）

（イ）クールジャパン戦略等

a. クールジャパン関係府省連絡・連携会議、日本産酒類の輸出促進連絡会議、輸出戦略実行委員会酒類部会

（ア）　その他

スポーツ国際戦略連絡会議､科学技術外交推進会議にメンバーまたはオブザーバーとして参加し、実績や予定等の関連情報を共有した。

イ．その他の省庁等との連携

（ア）文化庁

文化芸術交流分野において、事業実施の重複を避け、効果的な連携・協力を進めるため、年度計画策定時および時宜に応じて、情報共有と意見交換を行った。また、文化庁が実施する文化交流使事業、東アジア文化交流使事業に関し、海外でのニーズ調査に協力すると共に、基金海外事務所が現地での実施協力等を行った。さらに、タイ・バンコクにおける日本美術展「日本美術のあゆみ―信仰とくらしの造形―」を文化庁他と共催し、国際交流基金はバンコク日本文化センターを中心に現地活動支援を担当するなど、それぞれの強みを生かした連携となった。

（イ）連携協定に基づく効果的な事業展開

独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）とは、連携協定に基づき対日理解と訪日旅行促進に向け、基金が海外で行う「放送コンテンツ等海外展開支援事業」での訪日プロモーション映像放映や、訪

日旅行促進のための冊子配布、基金主催「サンシャワー」展に関する同法人海外事務所による SNS 告知協力、「ジャポニスム 2018」開催準備等の各方面おいて連携を進めた。そのほか、各自治体、大学との協定に基づき、“日本語パートナーズ”派遣事業等でより効果的な事業展開を行った。

（３）独立行政法人国際協力機構（JICA）、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）及び独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）の海外事務所との共用化又は近接化

第 3 期中期目標期間中（平成 24 年度～平成 28 年度）において、バンコク、ジャカルタ、マニラ、トロント、ニューヨーク、メキシコシティー、カイロ、シドニー、ハノイ、ソウルの計 10 都市（3 法人以上の事務所が所在する 16 都市中）において各法人との共有化・近接化を実現した。平成 29 年度には、独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）とは「ジャポニスム 2018」開催準備に向けた事業連携のほか、同機構作成の訪日観光小冊子を、基金事業で配布、また、基金海外事務所が実施する訪日旅行会話講座にて同法人職員による観光 PR を実施した。一方で、独立行政法人国際協力機構（JICA）、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）とは講演会、日本映画祭、各国国際見本市のブース出展等における協力等のそれぞれの強みを生かした効果的な事業連携を図った。

（４）基金が保有する研修施設の稼働率向上

日本語国際センターの平成 29 年度の教室稼動率は 100％であった。外部の国際交流団体が実施する国際文化交流事業（世界の子ども日本語ネットワーク推進事業（主催団体：博報児童教育振興会）、JAL スカラシッププログラム（主催団体：JAL 財団）など 4 件）に協力する等、施設の効果的な活用に努めた。

関西国際センターの平成 29 年度の教室稼働率は 96％であった。大阪府の実施する研修事業を共催実施するほか、近隣地域国際交流団体の交流事業を実施する等、施設の効果的な活用に努めた。

３－３．指摘事項への対応
＜前年度評価結果＞ ●平成 29 年 1 月に実現した国際観光振興機構との本部事務所共用化の効果を事業面でも生かすべく、具体的な事業連携が期待される。
＜前年度評価結果反映状況＞ 前述の通り、平成 28 年度に引続き、対日理解およびインバウンド観光の促進に向けた独立行政法人国際観光振興機構との国内外における事業連携を進めている。特に「ジャポニスム 2018」実施に向けた事業連携のほか、テレビ番組の海外テレビ局への無償提供にあわせた訪日プロモーションＣＭの放送や、両法人の海外事務所において各種の事業で連携協力を行った。

３－４．自己評価
＜評定と根拠＞ 評定　Ｂ 根拠： 【量的成果の根拠】 【指標 8－1】については、計 205 件の職員研修を実施し、研修参加者 1,012 人を得たため、目標の 242％を達成した。 【質的成果の根拠】

人員配置・人事に関する計画については、政策要請に基づく大型事業の着実な実施のために、機動的な人員配置・増員を行った。特に「ジャポニスム 2018」の業務量拡大に対応するため、人員体制を重点的に強化するとともに、組織改編にあたった。また、オールジャパンの取組に関しては、特にオリンピック・パラリンピック、クールジャパン戦略推進において、スポーツ事業の認証登録、放送コンテンツ等の海外放送展開事業等、政府の取組に積極的に関与した。

また、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化については、観光フェア、講演会、日本祭、各国国際見本市のブース出展等の各事業面における連携を進め、各法人の強みを生かした取組を図った。

そのほか、日本語国際センターおよび関西国際センターについては、外部の国際交流団体、自治体が実施する国際文化交流事業、研修事業に協力する等、施設の効果的な活用に努めた。(【指標 8－2】)

上記により、所期の目標を達成していると自己評価する。

【課題と対応】

ジャポニスム事業の円滑な実施のために、更なる人員体制の強化を進める。マネジメントの強化のためには、管理職への研修だけでは十分な成果を上げられないため、管理職に至る過程において職員のマネジメント意識を涵養するため、研修制度の構築に着手する。

３－５．主務大臣による評価

＜評定と根拠＞

評定　B

根拠：

定量的指標（【指標 8－1】）に関しては、指標の 120％以上（242％）を達成した点、評価できる。

人的配置や組織編成に関しては、限られた人的リソースの範囲内で大型事業（「ジャポニスム 2018」）や海外職員・関係者の安全確保等新たな要請に応えるべく、機動的な人員配置・組織再編を行い、同時に既存の人材の能力強化のために各種研修を実施した点、評価できる。なお、今後の計画においては、本年度の実績を踏まえた計画値とすることも検討すべきである。

関係省庁・機関との協力・連携の確保・強化に関しては、東京オリンピック・パラリンピック等オールジャパンで展開される各種施策に積極的に関与するとともに、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化、近接化については、10 都市で各法人との共有化、近接化を実現（３法人以上の事務所が所在する都市は 16 都市）し、その成果として各地での観光フェア、国際見本市のブース出展等で場面において、各法人間で連携しつつ取り組み、効果的な事業が実現できた点、評価できる。また、今後はジャパン・ハウス所在国においては、これとの連携も積極的に進めていくことが期待される。

保有研修施設の利用促進（【指標 8－2】）については、基金の事業以外にも外部の国際交流団体等の事業実施に協力するなどして、日本語国際センターの教室稼働率 100％、関西国際センターの教室稼働率 96％と、両センターとも高い稼働率を維持した。

以上により、評定はＢ「中期計画における所期の目標を達成していると認められる」が適当である。

【課題と改善方策】

時限事業であるアジア文化交流強化事業やジャポニスム 2018 等の大型事業で培われた成果や経験等の財産を基金の本来業務である文化芸術交流事業、日本語教育事業、日本研究・知的交流事業にも

還元できるよう、今後人員配置、組織編成の面での工夫が必要。
　また、限られた人的リソースの中で政策的要請に基づく大型事業等、拡大する業務に対応するために、機動的な人材配置、組織再編に取り組んでいる一方で、ワークライフ・バランスに関する取組の強化や環境整備の面が後回しとなりがちである点が懸念される。

【その他事項】
有識者の主な意見は以下のとおり。
ア．　国際環境や政策の変化などの必要に応じて、人員配置や組織編制を柔軟に見直すというものであり、具体的にはマネジメントの強化や専門性の向上を目指し管理職研修及び3 年目職員研修を実施するほか、外国語研修等専門性の向上に寄与する研修機会などを提供し、研修への参加者について数年間 419 人以上を目標としている。この点、1,012 人（242%）の参加があり評価できる。なお、平成 30 年度の年度計画においては、目標を平成 29 年度の目標と同様 419 人としているが、本来、平成 29 年度の実績 1,012 人を考慮して新たな目標設定をするべきではないか。

イ．　JETRO や JNTO、JICA 等との関係についても重複を排除するデマケの発想でなく、各組織の強みをむすびつけてシナジーを生み出す発想で、日本の対外発信、対外関与を強化していくことが望ましい。今後本格運用される Japan House との連携や相互補完についても積極的に進めることを期待する。

ウ．　アジア文化交流強化事業やジャポニスム事業など、期間限定の業務に対応するための人材確保が、アートマネジメント分野の人材育成につながることを期待したい。

４．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.９	業務運営の効率化、適正化
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
【指標９】一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の対前年度比削減率	計画値	▲1.35％以上		▲1.35％以上				
	実績値			▲7.67%				
	達成度			568%				
国家公務員給与と比較したラスパイレス指数	実績値 下段カッコ内は地域・学歴補正後			117.1 (99.8)				
総人件費（百万円）	実績値			2,328百万円				
パリ日本文化会館の催しスペース稼働率	実績値			77%				
競争性のない随意契約比率（件数ベース/金額ベース）	実績値			59.0%/59.1%				
一者以下応札の件数（うち、一者応札件数※）	実績値			47件 (46件)				

※「調達等合理化計画」の様式に合わせ「一者以下応札の件数」とし、「0者（入札不調）」を含めた。下段カッコ内は「一者応札」のみの件数。

３－１．各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

【中期目標】

（２）業務運営の効率化、適正化

ア　経費の効率化

中期目標期間中、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.35%以上の効率化を達成する。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.35%以上の効率化経費に加える。

イ　人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ　保有資産の必要性の見直し

基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、基金の資産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

エ　調達方法の合理化

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。

また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。

【中期計画】

（２）業務運営の効率化、適正化

ア　経費の効率化

中期目標期間中、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.35%以上の効率化を達成する。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.35%以上の効率化経費に加える。

イ　人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当（職員の在勤手当、海外運営専門員、日本語専門家等の職員以外の在勤手当を含む。）を含め役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ　保有資産の必要性の見直し

基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、基金の資産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

エ　調達方法の合理化・適正化

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に

基づき、基金の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検を通じて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。

【年度計画】
（２）業務運営の効率化、適正化
ア　経費の効率化
　以下のような方法により、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.35%以上の効率化を達成する。
・事業の実施規模・内容の効率化により経費の削減を図る。
・契約の競争性、調達の合理化の推進により経費の削減を図る。
・事業参加者による適切な負担確保、共催機関との経費分担などにより基金負担経費の削減に努める。
　この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.35%以上の効率化経費に加える。
イ　人件費管理の適正化
　給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当（職員の在勤手当、海外運営専門員、日本語専門家等の職員以外の在勤手当を含む。）を含め役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。
ウ　保有資産の必要性の見直し
　基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行う。その上で、基金の資産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。
エ　調達方法の合理化・適正化
　独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき、基金の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検を通じて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。新たに競争性の無い随意契約を締結することとなる案件については、全て経理部コンプライアンス強化ユニットの点検を受ける。
　平成 29 年度においては、平成 29 年度独立行政法人国際交流基金調達等合理化計画を策定の上、引き続き、事前事後における自己点検の着実な実施、契約監視委員会による点検、一者応札・応募案件におけるアンケートの実施、調達にかかる手続きの標準化や実務指導を行う体制の整備等の諸方策を通じ、随意契約を「真にやむを得ないもの」に限定する。また、連続して一者応札になった案件に対する点検を強化し、一者応札・応募の縮減を図ることで、業務運営の一層の効率化を図る。

【主な評価指標】
【指標９】一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の対前年度比削減率　1.35%以上
【指標 10】給与水準の適正化の取組状況
（関連指標）
・国家公務員給与と比較したラスパイレス指数
・総人件費
【指標 11】保有資産の効率的な活用状況の定期的な検証・見直し

（関連指標）
・パリ日本文化会館の催しスペース稼働率
【指標 12】新たに競争性の無い随意契約を締結することとなる全ての案件について経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検を受ける。
（関連指標）
・競争性のない随意契約比率
・一者以下応札の件数（うち、一者応札件数）

３－２．業務実績
（１）経費の効率化
一般管理費については、平成 28 年度に実施した独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）との本部事務所共用化などの特殊要因にかかる経費の減、運営費交付金を充当する業務経費については、事業の規模・内容の見直しや固定的経費の効率化を進めたこと等の理由により、合計で前年度に比べて 7.67%の減となった。

（単位:千円）

区分	平成 28 年度（基準額）	平成 29 年度計画額	平成 29 年度決算額
一般管理費（※１）	926,640	697,591	875,102
対平成 28 年度増減額	―	▲229,049	▲51,538
対平成 28 年度増減率	―	▲24.72%	▲5.56%
運営費交付金を充当する業務経費（※２）	9,814,698	9,326,491	9,042,006
対平成 28 年度増減額	―	▲488,207	▲772,692
対平成 28 年度増減率	―	▲4.97%	▲7.87%
合計	10,741,338	10,024,082	9,917,108
対平成 28 年度増減額	―	▲717,256	▲824,230
対平成 28 年度増減率	―	▲6.68%	▲7.67%

※１　第４期中期目標期間において効率化の対象外とされた国内人件費を除く。
※２　第４期中期目標期間において効率化の対象外とされた国内人件費・在外人件費・平成 29 年度補正予算による新規政策増経費を除く。

（２）人件費管理の適正化
給与制度の適切な運用による抑制努力を継続し、ラスパイレス指数は 117.1（地域・学歴換算補正後 99.8）となり前年度に比べて 2.3 ポイント（地域・学歴換算補正後では 1.6 ポイント）下降した。ラスパイレス指数下降の原因は、個別の人事異動に伴うもの。
また、総人件費は 2,328 百万円となり、前年度に比べて 103 百万円増加したが、アジア文化交流強化事業、放送コンテンツ海外展開支援事業及びジャポニスム事業に的確に対応するために人員を強化したこと、また国家公務員の給与増に準拠し給与を改定したことが主な要因である。
上記給与水準と総人件費については、総務省、人事院から示されるガイドライン等に即して情報を公表しており、平成 29 年度分も平成 30 年 6 月 29 日にホームページにおいて公表予定である。
職員、海外運営専門員・日本語専門家等の在勤手当については、民間との比較調査や国家公務員の在勤手当の動向も踏まえて検証を行った結果、現行の国家公務員準拠方式に合理性があると判断され

たため、今後も現行方式により在勤手当の水準を管理することとした。

（3）保有資産の必要性の見直し

国際交流基金の保有する資産については、財務諸表において詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について見直しを行った。

（4）調達方法の合理化・適正化

ア．国際交流基金の「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく調達等の合理化の取組状況については、以下のとおりである。

（ア）平成 29 年度の国際交流基金の契約状況

国際交流基金における平成 29 年度の契約状況は、表 1 のとおりであり、「競争性のない随意契約」の大半は、下記に述べる基金事業の特性から、国際交流基金会計規程上の「真に随意契約によらざるを得ない」ものに該当する契約である。

表 1　平成 29 年度の国際交流基金の契約状況　（単位：件、億円）

	平成 28 年度		平成 29 年度		比較増▲減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	216 (34.0%)	20.38 (21.5%)	168 (34.6%)	16.02 (31.5%)	▲48 (0.6%)	▲4.36 (10.0%)
企画競争・公募	36 (5.7%)	5.16 (5.4%)	31 (6.4%)	4.80 (9.4%)	▲5 (0.7%)	▲0.36 (4.0%)
競争性のある契約（小計）	252 (39.7%)	25.54 (26.9%)	199 (41.0%)	20.82 (40.9%)	▲53 (1.3%)	▲4.72 (14.0%)
競争性のない随意契約	383 (60.3%)	69.56 (73.1%)	286 (59.0%)	30.04 (59.1%)	▲97 (▲1.3%)	▲39.52 (▲14.0%)
合　計	635 (100.0%)	95.10 (100.0%)	485 (100.0%)	50.86 (100.0%)	▲150	▲44.24

※1　計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2　「比較増▲減」欄のカッコ内は、平成 29 年度の対平成 28 年度伸率である。

国際交流基金においては、平成 23 年度の業務実績評価において、外務省独立行政法人評価委員会より、「映像・公演事業や他団体との共催事業等の「真に随意契約によらざるを得ないもの」を今以上に明確に区分し、その上で契約全体に占める競争入札等の目標比率を見直すことも必要である」との指摘を受けたことを踏まえ、随意契約のうち、基金事業の特性により随意契約によらざるを得ないもの（以下、「基金事業の特性による随意契約」）と、それ以外の理由により随意契約となったものを明確に区分して整理を行ってきたが（当該分類は平成 24 年度に契約監視委員会の了承を得ている）、平成 27 年度においては、さらに、基金会計規程において、基金事業の特性による随意契約をより明確に区分するため、その類型化を図り、以下のとおり、基金会計規程の一部改正を行い、同年度中に同規程を施行した。

随意契約の小分類（国際交流基金会計規程第25条第1項第1号（契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき）に当たる契約の類型）

類型	小分類
基金の事業特性から「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型	ア．著作権保持者からの映画・テレビ素材購入、上映権・放映権購入
	イ．展示事業企画制作・美術品の購入
	ウ．外国に派遣する公演団との派遣契約
	エ．共同で事業を実施する共催契約
	オ．基金拠点がない外国での契約
それ以外の「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型	カ．事務所の賃貸借及びこれに関連する契約
	キ．公共料金（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）
	ク．その他

基金事業の特性による随意契約の類型は上記のとおりであるが、これに該当する随意契約を除いた「競争性のない随意契約」と「競争性のある契約」との対比表は、以下の表２のとおりであり、「競争性のある契約」の割合が、全体の約7割を占める。平成28年度と比較して、「競争性のない随意契約」の割合が、件数、金額ともに増加しているが（件数は7.4%の増、金額は5.5%の増）、主に日本能力試験関連の業務委託や展示事業関連の業務委託などのように、取扱業者が限定される調達が増加したことによるものである。

表２　基金事業の特性による随意契約を除外した対比表　（単位：件、億円）

	平成28年度		平成29年度		比較増▲減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性のある契約	252 (79.5%)	25.54 (79.1%)	199 (72.1%)	20.82 (73.6%)	▲53 (▲7.4%)	▲4.72 (▲5.5%)
競争性のない随意契約	65 (20.5%)	6.76 (20.9%)	77 (27.9%)	7.47 (26.4%)	12 (7.4%)	0.71 (5.5%)
合　計	317 (100.0%)	32.30 (100.0%)	276 (100.0%)	28.29 (100.0%)	▲41	▲4.01

※1　計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
※2　「比較増▲減」欄のカッコ内は、平成29年度の対28年度伸率である。

（イ）平成29年度の国際交流基金の一者応札・応募状況

国際交流基金における平成29年度の一者応札・応募の状況は、表3のとおりであり、平成28年度と比較して、一者応札・応募による契約は、件数、金額ともに増加している（件数は9.7%の増、金額は9.7%の増）。主な要因は、取扱業者の少ない日本語教育関連の業務委託や開発業者以外の参入意欲が低い既存システムの運用・保守の業務委託など、業務内容等により受注可能な業者が限定される調達が増加したことによるものである。

なお、平成29年度の一者応札・応募47件のうち19件は、平成28年度から平成29年度にまたがる継続契約であり、平成29年度に新規に発生した一者応札・応募は28件（全体の14.1%）である。

表3　平成29年度の国際交流基金の一者応札・応募状況　　　　　　　（単位：件、億円）

		平成28年度	平成29年度	比較増▲減
2者以上	件数	217（86.1%）	152（76.4%）	▲65（▲9.7%）
	金額	21.78（85.3%）	15.74（75.6%）	▲6.04（▲9.7%）
1者以下	件数	35（13.9%）	47（23.6%）	12（9.7%）
	金額	3.76（14.7%）	5.07（24.4%）	1.31（9.7%）
合　計	件数	252（100.0%）	199（100.0%）	▲53
	金額	25.54（100.0%）	20.82（100.0%）	▲4.73

※1　計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
※2　合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。
※3　「比較増▲減」欄のカッコ内は、平成29年度の対平成28年度伸率である。
※4　「1者以下」には「0者（入札不調）」を含む（平成28年度：件数2件、金額0.20億円、平成29年度：件数1件、金額0.02億円）。

イ．平成29年度において重点的に取り組んだ分野

（ア）「平成29年度独立行政法人国際交流基金調達等合理化計画」においては、重点的に取り組む分野を以下の5点とした。（【　】は評価指標）

①　平成26年10月1日付け「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（総務省行政管理局長）を受け、平成27年度において基金会計規程の一部改正を行い、基金事業の特性による随意契約の類型を基金会計規程に明記し、基金の事業の特性により生じる随意契約と、それ以外の理由による随意契約とを明確に区分する整理を行った。平成29年度においては、改正後の規程に基づき運用を行い、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとする。【契約監視委員会における評価】

②　平成29年1月に独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）との本部事務所共用化が行われたところ、物品及び役務の調達に関し、共同調達に努め、経費の削減及び事務処理の効率化を目指す。【検討・実施結果】

③　一者応札・応募に関しては、年間調達予定案件概要の前広な周知の徹底、一者応札・応募案件発生時のアンケート実施と要因分析などにより、予防と再発防止に向けた取組を実施するとともに、契約監視委員会において報告する。平成29年度においては、一者応札・応募になった案件について、事業者に対して、事業内容に応じた電話等によるヒアリング又は任意のアンケート調査を実施し、その結果を参考とするとともに、参入拡大のための点検事項を活用し、一者応札・応募となった要因を分析し、改善策を自律的に検討する取組を強化する。【検討・実施結果】

④　契約監視委員会の提言を踏まえ、平成27年度に随意契約の契約相手方の選定基準、選定プロセス、選定理由等をより明確化したが、平成29年度はこれを確実に実行し、契約の適正性についてより一層の可視化を図る。【検討・実施結果】

⑤　障害者就労施設等からの物品等の優先調達については、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定）」に基づいて定めた調達方針に基づき、積極的に推進する。【障害者就労施設等からの物品等の調達件数、金額】

（イ）上記重点的に取り組む分野に関し、以下のとおり、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めた。

①　前記の（ア）①に記載のとおり、基金事業の特性から「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型を基金会計規程において明確化するために、基金会計規程の一部改正を平成27年

度中に実施し、平成28年3月30日から施行済み。平成29年度においては、改正後の規程に基づき運用を行い、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を着実に実施した。同取組については、契約監視委員会において、契約手続きの透明性・公正性の向上につながるとの評価を受けている。

② 本部事務所共用化に関し、独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）と共同調達を 1 件実施した。今後もJNTOと協議しながら、共同調達の実施に努め、経費の削減及び事務処理の効率化を図ることとしている。

③ 一者応札・応募になった案件について、事業者に対して、事業内容に応じた電話等によるヒアリング又は任意のアンケート調査を実施し、その結果を参考とするとともに、参入拡大のための点検事項を活用し、一者応札・応募となった要因を分析し、改善策を自律的に検討する取組を強化した。今後も、継続的にこの取組を強化することとしている。

④ 契約監視委員会の提言を踏まえ、平成27年度に随意契約の契約相手方の選定基準、選定プロセス、選定理由等をより明確化したが、平成29年度はこれを確実に実行し、契約の適正性についてより一層の可視化を行った。今後も、同様の取組に努めることとしている。

⑤ 平成29年度における障害者就労施設等からの物品等の調達状況は、表4のとおりであり、平成28年度と比較して、件数、金額ともに減少している。

表4　平成29年度の国際交流基金の障害者就労施設等からの物品等の調達状況

（単位：件、千円）

	平成28年度	平成29年度	比較増▲減
契約件数	39	35	▲4
契約金額	6,903	5,254	▲1,649

ウ．調達に関するガバナンスの徹底

（ア）「平成29年度独立行政法人国際交流基金調達等合理化計画」においては、調達に関するガバナンスの徹底として以下の3点を計画した（【　】は評価指標）。

① 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に基金内に設置された「経理部コンプライアンス強化ユニット（総括責任者は経理担当理事）」に報告し、基金会計規程における「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急の必要により競争に付することができない場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行い、その適否を点検することとする。【経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検件数等】

② 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

a．当基金では、これまで調達に関する「会計実務マニュアル」を作成するとともに、職員を対象とした定期的な研修（会計実務研修）を行っている。研修については、「会計実務マニュアル」の職員間での定着状態をチェックするとともに、改善のためのアンケートを実施し、それらの結果を踏まえた研修計画の見直しを行う。【検討・実施結果、アンケート結果】

また、マニュアルの内容について逸脱が無いか、情報が古くないか等の観点からチェックをし、マニュアルの改訂を毎年1回行う。【検討・実施結果】

b.「政府関係法人会計事務職員研修」や「政府出資法人等内部監査業務講習会」などの外部研修に経理部及び監査室の職員を参加させる。また外部講師を招いての研修・講義を行うことにより契約・会計実務の知識習得や専門性向上に努める。【検討・実施結果】

(イ) 上記調達に関するガバナンスの徹底に関し、随意契約の適正な締結及び迅速かつ効果的な調達の両立を図る観点から、以下のとおり、体制の整備や取組を行った。

① 随意契約に関する内部統制の確立

平成 29 年度においても、新たに随意契約を締結することとなる案件については、「経理部コンプライアンス強化ユニット」で点検を行った。平成 29 年度における経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検件数は 453 件である。

② 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

a.「会計実務マニュアル」の更新作業、2 回の会計実務研修、併せて研修改善のためのアンケートを、それぞれ実施した。アンケートの結果を踏まえ、財務会計システムへの入力に関する研修時間を増やすなど、次年度の研修計画の見直しを行った。

b.「政府関係法人会計事務職員研修」に経理部職員 2 名を参加させ、また「政府出資法人等内部監査業務講習会」に経理部職員 1 名を参加させ、職員のスキルアップに役立てると共に、研修内容を基金内で共有した。

エ. 平成 29 年度中に契約監視委員会を 3 回開催し、議事概要をホームページ上で公開した。主な点検内容は以下のとおりである。

(ア) 全契約を対象として 5 つの類型（前回競争性のない随意契約であった契約、前回一者応札・応募であった契約、随意契約、一般競争・指名競争入札、企画競争・公募）に分類し、各分類から抽出した計 13 件を対象に、一般競争・指名競争入札については参加資格の設定及び指名の理由、並びに入札の経緯等について、また随意契約については随意契約理由の妥当性、並びに契約価格の適正性等について点検した。

(イ) 平成 29 年度に新たに発生した一者応札・応募案件について点検した（前回入札から連続して一者応札・応募となった 6 件については重点的に点検を行った）。

(ウ) 9 件の再委託案件について、業務上の必要性、契約相手方並びに再委託先との間に人的交流、資本出資等の長期継続的関係等を点検した（再委託率が 50%以上の高率となっている案件については、特に再委託を行う業務範囲と必要性についても点検を行った）。

(エ)「平成 28 年度国際交流基金調達等合理化計画」の自己評価、「平成 29 年度国際交流基金調達等合理化計画」の策定について点検した。

オ. 契約監視委員会の主たる指摘事項への対応

(ア) 平成 27 年度の契約監視委員会において、共催事業の相手方との契約に関し、特に契約金額が高額となるものについて随意契約を締結する場合には、透明性や公平性の観点において、一般市民の目から見て理解が得られるかどうかを常に意識しておくことが肝要であり、選定基準・選考経緯について記録を残しておくことが望ましいとのコメントが委員会からあった。これを踏まえ、共催事業における共催相手方選定プロセスや選定理由の考え方を整理し、また随意契約の契約相手方選定プロセスや選定理由についても、平成 28 年度から委員会審議資料に記載することにより、契約の適正性についてより一層の可視化を図った。

(イ) 契約監視委員会のこれまでの意見に基づく取組、または意見を着実に契約業務に反映させるための取組を、以下の通り継続実施した。

a. 入札時の適正な公告期間の確保

b．仕様書の更なる明確化とこれに基づくより現実的な予定価格の作成
c．内部職員向け「会計実務マニュアル」の改訂
d．会計実務研修プログラム

３－３．指摘事項への対応
＜前年度評価結果＞ ●本法人の事業の特性上、随意契約の割合が高いことが直ちに不適切とは言えないが、随意契約とする基準や理由等について引き続き透明化を図っていくとともに、競争性のある契約に変更が可能なものについては移行する等、引き続き取組を進めることが必要。 ●内部統制のための取組については、必要な規定の整備が完了し、内部統制委員会の新設等運用の段階に至っているところであり､引き続きその運用状況をチェックしながら、改善を図っていくことが必要。
＜前年度評価結果反映状況＞ ●基金事業の特性から「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型を基金会計規程において明確化するために、基金会計規程の一部を平成 27 年度に改正し、施行済み。平成 29 年度においては、改正後の規程に基づき運用を行い、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を着実に実施した。 ●（内部統制のための取組については、「No. 12 内部統制の充実・強化」p. 126 に記載）

３－４．自己評価
＜評定と根拠＞ 評定　Ｂ 根拠： 【量的成果の根拠】 【指標 9】にかかる経費の効率化については、数値目標（毎事業年度 1.35%以上の効率化）を達成している。 【質的成果の根拠】 （１）人件費管理の適正化【指標 10】 　総人件費はアジア文化交流強化事業、放送コンテンツ海外展開支援事業及びジャポニスム事業に的確に対応するために人員を強化したことと国家公務員の給与増に準拠し給与を改定したことにより増加したが、給与水準は地域・学歴を換算補正して国家公務員と同水準であり、適正といえる。 （２）保有資産の必要性の見直し【指標 11】 　保有資産についても適切に公表し、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について適切に見直しを行った。 （３）調達方法の合理化・適正化【指標 12】 　契約監視委員会の提言を踏まえ、平成 27 年度に随意契約の契約相手方の選定基準、選定プロセス、選定理由等をより明確化したが、平成 29 年度はこれを確実に実行し、契約の適正性についてより一層の可視化を行った。また、【指標 12】については、経理部コンプライアンス強化ユニットで 453 件の点検を行った。

上記により、所期の目標を達成していると自己評価する。

３－５．主務大臣による評価

＜評定と根拠＞

評定　Ｂ

根拠：

定量的指標である業務経費の対前年度比削減率（【指標９】）に関しては、目標値である 1.35%以上の効率化を大幅に上回る 7.67%の効率化を実現した点評価できる。

人件費管理の適正化（【指標 10】）に関しては、総人件費はジャポニスム 2018 等、大型事業対応のための人員強化等が要因となり若干増額したものの、国家公務員給与と比較したラスパイレス指数は前年度に比べて 2.3 ポイント下降の 117.1%、また地域・学歴を換算補正した指数は 1.6 ポイント下降の 99.8%と適正。

保有資産の必要性の見直し（【指標 11】）に関しては、保有の必要性を見直しつつ、適切に対応している。

調達方法の合理化に関しては、平成 27 年度に行った基金事業の特性による随意契約の類型化を踏まえた基金会計規程の一部改正に基づき確実な運用を行い、契約監視委員会においても、取組は評価されており問題ない。また、昨年度に比べて競争性のない随意契約の割合は、件数（▲1.3%）、金額（▲14.0%）ともに減少している。また前述の類型化に基づく「真に随意契約によらざるを得ない」契約を除外した場合の競争性のない随意契約の割合は、件数（7.4%）、金額（5.5%）ともに増加しているものの、3 割以下の水準を維持しているが、引き続きこれらの関連指標の改善には取り組む必要がある。

以上により、評定はＢ「中期計画における所期の目標を達成していると認められる」が適当である。

【課題と改善方策】

随意契約の類型化を進め、基金事業の特性により随意契約とならざるを得ないものとそれ以外の理由による随意契約を明確に区分して、競争性のない随意契約を削減すべく努力している点は評価できるものの、まだ「真に随意契約によらざるを得ない」契約を排除した場合の競争性のない随意契約が全体の３割近くあるところ、引き続き公正性・透明性を確保した調達を行うべく努力する必要がある。

【その他事項】

有識者の主な意見は以下のとおり。

ア．　調達方法の適正化については、「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型を規程で明確化するなどの取組を行ったが、結果的に、随意契約の割合が前年度比で増加し、また一者応札・応募の割合も前年度比で増加するなど、今後も一層の改善が必要である。

イ．　人件費の総額管理は必要であるが、教育や人事政策により、基金の使命を達成するために人材の質を上げていくことが不可欠である。学会や大学等との組織的なパートナーシップにより、同じ費用でより大きなパフォーマンスを上げる努力も求めたい。

４．その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.10	財務内容の改善
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度

３－１．各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 ５．財務内容の改善に関する事項 （１）財務運営の適正化 運営費交付金を充当して行う業務については、「４．業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高等の発生要因を分析した上で、厳格に行うものとする。 （２）安全性を最優先した資金運用 運用資金の運用については、安全性を確保した上でその収入の確保及び向上に努める。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、必要に応じて外貨建債券による運用も行い、事業収入の確保を図る。資金の運用に当たっては、法人財政を毀損しないような資産構成となるよう基金内に設置されている資金運用諮問委員会に意見を求めるとともに、同委員会の定期的な点検等を踏まえて運用を実施し、法人財政の健全性確保に努める。
【中期計画】 ３．財務内容の改善に関する事項 （１）財務運営の適正化 運営費交付金を充当して行う業務については、「２．業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高等の発生要因を分析した上で、厳格に行うものとする。 （２）一般寄附金の受入れ 事業活動一般に対する寄附金のみならず、個別の事業活動についても民間からの寄附金受入れを引き続き推進していく。また、運用資金に充てることを目的とした民間出えん金としての寄附金についても、受入れを行う。 （３）安全性を最優先した資金運用 運用資金の運用については、安全性を確保した上でその収入の確保及び向上に努める。なお、日米

センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、必要に応じて外貨建債券による運用も行い、事業収入の確保を図る。資金の運用に当たっては、法人財政を毀損しないような資産構成となるよう基金内に設置されている資金運用諮問委員会に意見を求めるとともに、同委員会の定期的な点検等を踏まえて運用を実施し、法人財政の健全性確保に努める。

４．予算、収支計画及び資金計画
（１）予算
　別紙のとおり
（２）収支計画
　別紙のとおり
（３）資金計画
　別紙のとおり

５．短期借入金の限度額
　短期借入金の計画なし

６．不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
　なし

７．前項の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
　なし

８．剰余金の使途
　決算において剰余金が発生したときは、文化芸術交流事業の推進及び支援、海外における日本語教育・学習基盤の整備、海外日本研究・知的交流の推進及び支援、国際文化交流への理解及び参画の促進と支援等のために必要な事業経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。

【年度計画】
３．財務内容の改善に関する事項
（１）財務運営の適正化
　運営費交付金を充当して行う業務については、「２．業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した年度計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。運営費交付金債務残高等の発生要因についても分析を行う。
（２）一般寄附金の受入れ
　事業活動一般に対する寄附金のみならず、個別の事業活動についても民間からの寄附金受入れを引き続き推進していく。また、運用資金に充てることを目的とした民間出えん金としての寄附金についても、受入れを行う。
（３）安全性を最優先した資金運用
　運用資金の運用については、安全性を確保した上でその収入の確保及び向上に努める。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、必要に応じて外貨建債券による運用も行い、事業収入の確保を図る。資金の運用に当たっては、法人財政を毀損しないような資産構成となるよう基金内に設置されている資金運用諮問委員会に意見を求めるとともに、同委員会の定期的な点検

等を踏まえて運用を実施し、法人財政の健全性確保に努める。

４．予算、収支計画及び資金計画
（１）予算
　別紙１のとおり
（２）収支計画
　別紙１のとおり
（３）資金計画
　別紙１のとおり

５．短期借入金の限度額
　短期借入金の計画なし

６．不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
　なし

７．前項の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
　なし

８．剰余金の使途
　決算において剰余金が発生したときは、文化芸術交流事業の推進及び支援、海外における日本語教育・学習基盤の整備、海外日本研究・知的交流の推進及び支援、国際文化交流への理解及び参画の促進と支援等のために必要な事業経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。

【主な評価指標】

３－２．業務実績
（1）財務運営の適正化
　運営費交付金を充当して行う業務について、平成 28 年度より適用を開始した業務達成基準に基づき、適切な予算配分と執行管理に努めた。
　平成 29 年度の運営費交付金予算は、当年度予算 12,735,354 千円と、平成 29 年度補正予算で措置された「グラスルーツからの日米関係強化事業」及び「放送コンテンツ海外展開支援事業」の予算 2,348,428 千円の合計 15,083,782 千円を財源として、12,635,001 千円を執行した。運営費交付金の執行率は 83.77%であった（ただし、上記補正予算分を除いた当初予算のみの執行率は 97.18%）。

【参考情報】「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメント強化について」（平成 30 年 3 月 30 日付。総管査第 10 号）に基づく「目的積立金等の状況」について。

（単位：百万円、%）

	平成 29 年度末（初年度）	平成 30 年度末	平成 31 年度末	平成 32 年度末	平成 33 年度末（最終年度）
前期中期目標期間繰越積立金	3,413				
目的積立金	0				
積立金	0				
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0				
運営費交付金債務	2,120				
当期の運営費交付金交付額（a）	15,084				
うち年度末残高（b）	2,449				
当期運営費交付金残存率（b÷a）	16.23%				

（２）一般寄附金の受入れ

ア．一般寄附金の受入れについては、前年度実績額 82,400 千円及び当年度計画額 31,022 千円（平成 24～27 年度の実績額の平均）を大きく上回る 175,684 千円を受け入れた。大幅な増額となった主な要因は、平成 30 年度に開催される「ジャポニスム 2018」の開催に対して、民間企業３社より計 100,000 千円の寄付金を受領したこと等による。

それ以外には、「東南アジアにおける日本語教育支援」に対して民間企業から 40,000 千円、「ロシアでの日本研究支援」に民間企業から 24,000 千円などの一般寄附金を受入れた。

（３）安全性を最優先した資金運用

ア．資金の運用については、中長期的収入の安定と各事業年度の必要収入の確保という両面に考慮した、安全性の高い中長期債券を基本とした運用を行なっている。資金の運用は、「資金運用方針・計画」（毎年度決定）について資金運用諮問委員会（外部の専門家からなる理事長の諮問機関）に諮ったうえで、法令等により指定された債券のうち規定の取得基準を満たす格付の高いもののみ対象にしている。

平成 29 年度は償還された債券等の再投資として、額面 600 百万円分（うち 10 年債：600 百万円）の円貨債券、1,000 百万円分の円貨預金（15 年定期預金 500 百万円、20 年定期預金 500 百万円）及び、額面 5,400 万米ドル分（すべて 10 年の米国債）の外貨債券購入を行った。運用は国際交流基金自身が実施し、運用委託は行っていない。平成 29 年度運用収入実績額は 790 百万円（計画額：801 百万円）であった。

なお、前年度来、関係省と協議していた外貨建債券の運用枠の拡大（米国債について運用枠を従前の運用資金（609 億円）の 15%から 45%への引き上げ）が 9 月に外務大臣通知により認められた。これを受けて、下期において資金運用諮問委員会にも諮ったうえで、円資産からの振替えにより額面 4,600 万米ドルの外貨債（10 年の米国債）を購入した（前述の額面 5,400 万米ドル分の米国債の内数）。

イ．平成 30 年 3 月、平成 29 年度の資金運用に関し、国際交流基金法第 16 条第１項が準用する独立行政法人通則法（以下、「通則法」という）第 47 条に定める要件を具備しない運用先（主務大臣の指定を受けていない金融機関）に対し、譲渡性預金の預入を行っていたことが判明した。本件の発生原因は、譲渡性預金の預入に際し、運用先金融機関の信用度（格付け）について確認を行ったものの、法令が定める主務大臣による指定の有無の確認が不注意によりなされていなかったことによる

ものであった。
　国際交流基金では、事案の判明後、遅滞なく主務大臣に報告するとともに、平成 30 年度に入って、関係者へのコンプライアンス遵守に関する指導、内部監査の強化等の再発防止策を行い、関与した役職員に対し人事上の処分を実施した。また、本件によって生じた 279,397 円の利子収入については、今後、所定の手続きに沿って国庫返納を行う予定である。

（4）予算、収支計画及び資金計画
当年度の予算、収支計画及び資金計画を作成し、それらに基づき、適正な予算執行管理を行った。

(以下（5）～（7）は計画無し)
（5）短期借入金の限度額

（6）不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

（7）前項の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

（8）剰余金の使途
該当なし(独立行政法人通則法第 44 条第 3 項により中期計画で定める使途に充てることができる剰余金（目的積立金）はない。)

３－３．指摘事項への対応
＜前年度評価結果＞ 業務達成基準の適用を受けた精密な投入費用の監理と適切な予算配分のため、他法人の取組なども参考に十分な検討・対応が必要である。寄附金・協賛金などの受入れについて、今後も拡大するための工夫・努力を継続する必要がある。
＜前年度評価結果反映状況＞ 業務達成基準に基づく精密な予算管理を行うため、7 月末及び 10 月末時点での予算の執行状況を確認したほか、必要に応じて随時各部署からヒアリングを行い、正確な予算の執行管理に努めた。第 3 四半期末時点において、年度当初の予算に対して収入見込み額や予算の執行状況の変動状況に基づいて、業務の効率化・政策効果の最大化の観点から予算配分の見直しを行っている。年度末に措置された平成 29 年度の補正予算を除く、運営費交付金の執行率は 97.18%となった。 寄附金・協賛金については、特に「ジャポニスム 2018」の開催に向けて一般からの寄附・協賛の獲得に努めた結果、年度当初の計画額の大きく上回る一般寄付金を受け入れた。

３－４．自己評価
＜評定と根拠＞ 評定　B 根拠： 運営費交付金については、補正予算分を除き 97.18%を執行し、着実に業務を実行した。 一般寄附金に関しては、計画額 31,022 千円を大きく上回る 175,684 千円を受け入れた。 資金運用については、運用方針を諮問委員会にも諮ったうえで、安全性の高い運用を行っている。

譲渡性預金の預入先に関し、法令に定めた要件に合致しない（主務大臣の指定のない）運用先金融機関に対する預け入れが行われたことについては、確実な再発防止のため、法令遵守に関する個々の職員の意識づけとチェックの強化に努めていく。
資金運用において譲渡性預金の預入先に関する問題はあったが、運営費交付金の執行、寄附金収入の拡大、法人財政を毀損しない資産の運用について、所期の目標を達成していると自己評価する。

【課題と対応】
運営費交付金の執行については、97.18％と着実に執行しているといえるが、業務達成基準に基づいて、さらに精密な投入費用の配分と適切な予算配分に努めていく。
資金運用については、譲渡性預金の預入において法令違反の事案が発生したことを重く受け止め、チェック体制の強化など再発防止と、個々の職員のコンプライアンス意識の涵養に努める。また、外貨建債権の運用枠の拡大を受けて、円貨建支出と米貨建支出の必要額を見極めながら、効率的な資金運用による運用収入の拡大を図る。

３－５．主務大臣による評価

＜評定と根拠＞
評定　Ｃ
根拠：
業務運営の適正化については、運営費交付金に関し、業務達成基準（平成 28 年度より適用開始）に基づき、適切な予算配分と執行管理に努めた結果、補正予算分を除いた当初予算のみの執行率が97.18％と、高い水準を確保している。
一般寄付金の受入れについては、「ジャポニスム 2018」に対する寄付という特殊事情があるものの、計画額を大きく上回る寄付金を受け入れたことは評価できる。
安全性を最優先した資金運用については、運用方針・計画を資金運用諮問委員会に諮った上で、安全性の高い中長期債券を基本とした運用を行っている。他方、法令に定める要件を具備しない運用先に対し、譲渡性預金の預入を行っていたことは遺憾であり、この点において、法人財政の健全性確保が十分なされていたとはいえず、目標の水準を満たしているとは言いがたい。

以上により、評定はＣ「中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する」が妥当と判断する。

【課題及び改善方策】
運営費交付金については、さらなる執行率の向上のため、執行管理体制の一層の強化を図る等の取組を進めるべきである。
一般寄付金については、引き続き、受入額の確保・拡大に努めるべきである。
資金運用については、外貨建債券の運用枠の拡大に伴う円資産からの振替について、為替変動リスクにも十分考慮しつつ、効率的な資金運用を行うべきである。また、譲渡性預金の預入先については、上述のとおり、チェック体制の強化や法令遵守に関する個々の職員の意識向上に努めるなど、再発防止に向けた取組を徹底すべきである。

【その他事項】
有識者の主な意見は以下のとおり。
ア．譲渡性預金預入に関する法令違反について、再発防止を徹底していただきたい。

イ．譲渡性預金の運用に関し、法令に反する取引が行われた点については、再発防止に向けて、まずは運用フローを見直した上で、内部監査や資金運用諮問委員会などのチェック体制の強化を検討する必要がある。

ウ．ジャポニスム開催に向けた民間資金拡充の努力が一定程度の成果を上げており、今後とも国家予算の制約を超えた事業が展開できるよう、特定プロジェクトに対する寄付や協賛を獲得していくことが望ましい。

エ．寄付金、協賛金等の自己収入の確保については重要な課題であり、今後も継続的な取組みが必要である。

オ．外貨建債券から生じる資金は、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業にのみ活用することが前提なので実際の損失として実現する可能性は低いが、運用については、今後も円貨建てとのバランスを考慮する必要がある。

４．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

変更前

1 予算

平成29～33年度予算

（単位：百万円）

区別	文化芸術交流事業費	海外日本語事業費	海外日本研究・知的交流事業費	アジア文化交流強化事業費	調査研究・情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等協力事業費	法人共通	合計
収入									
運営費交付金	9,157	20,810	6,119		2,620	18,474		5,476	62,657
運用収入	522		2,611					47	3,181
寄附金収入	4	22	32			38	1,373	11	1,480
受託収入	43	111							154
アジア文化交流強化基金取崩収入				11,768					11,768
その他収入	133	5,358	334		10	485		109	6,428
計	9,859	26,301	9,096	11,768	2,630	18,997	1,373	5,643	85,668
支出									
業務経費	9,859	26,301	9,096	11,768	2,630	18,997	1,373		80,024
一般管理費								5,643	5,643
計	9,859	26,301	9,096	11,768	2,630	18,997	1,373	5,643	85,668

(注)四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

〔人件費の見積り〕 期間中、総額11,460百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。
〔運営費交付金の算定ルール〕 別紙のとおり。

変更後

（平成29年度補正予算による変更）

1 予算

平成29～33年度予算

（単位：百万円）

区別	文化芸術交流事業費	海外日本語事業費	海外日本研究・知的交流事業費	アジア文化交流強化事業費	調査研究・情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等協力事業費	法人共通	合計
収入									
運営費交付金	10,656	21,191	6,588		2,620	18,474		5,476	65,005
運用収入	522		2,611					47	3,181
寄附金収入	4	22	32			38	1,373	11	1,480
受託収入	43	111							154
アジア文化交流強化基金取崩収入				11,768					11,768
その他収入	133	5,358	334		10	485		109	6,428
計	11,358	26,682	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373	5,643	88,016
支出									
業務経費	11,358	26,682	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373		82,373
一般管理費								5,643	5,643
計	11,358	26,682	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373	5,643	88,016

(注)四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

〔人件費の見積り〕 期間中、総額11,460百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。
〔運営費交付金の算定ルール〕 別紙のとおり。

変更前

2 収支計画
平成29～33年度予算

(単位:百万円)

区別	文化芸術交流事業費	海外日本語事業費	海外日本研究・知的交流事業費	アジア文化交流強化事業費	調査研究・情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等協力事業費	法人共通	合計
費用の部	9,883	26,346	9,104	11,775	2,638	19,051	1,373	5,655	85,825
経常費用	9,883	26,345	9,104	11,775	2,636	19,051	1,373	5,655	85,821
業務経費	9,761	25,866	8,923	11,760	2,606	18,845	1,373		79,135
一般管理費								5,603	5,603
減価償却費	121	478	180	15	30	207		52	1,083
財務費用		1			2			0	4
臨時損失									
収益の部	9,885	26,372	9,116	11,775	2,638	19,051	1,373	5,656	85,866
運営費交付金収益	9,084	20,613	6,063		2,599	18,322		5,441	62,122
運用収益	522		2,611					47	3,181
寄附金収益	4	22	32			38	1,373	11	1,480
受託収入	43	111							154
補助金等収益				11,760					11,760
その他収益	133	5,358	334		10	485		105	6,424
資産見返運営費交付金戻入	99	268	76		30	207		48	727
資産見返補助金戻入				15					15
財務収益								4	4
臨時利益									
純利益又は純損失(△)	3	26	13		0			1	42
総利益又は総損失(△)	3	26	13		0			1	42

(注)四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

変更後

(平成29年度補正予算による変更)

2 収支計画
平成29～33年度予算

(単位:百万円)

区別	文化芸術交流事業費	海外日本語事業費	海外日本研究・知的交流事業費	アジア文化交流強化事業費	調査研究・情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等協力事業費	法人共通	合計
費用の部	11,381	26,727	9,572	11,775	2,638	19,051	1,373	5,655	88,173
経常費用	11,381	26,726	9,572	11,775	2,636	19,051	1,373	5,655	88,169
業務経費	11,260	26,247	9,392	11,760	2,606	18,845	1,373		81,483
一般管理費								5,603	5,603
減価償却費	121	478	180	15	30	207		52	1,083
財務費用		1			2			0	4
臨時損失									
収益の部	11,384	26,753	9,585	11,775	2,638	19,051	1,373	5,656	88,215
運営費交付金収益	10,583	20,994	6,531		2,599	18,322		5,441	64,470
運用収益	522		2,611					47	3,181
寄附金収益	4	22	32			38	1,373	11	1,480
受託収入	43	111							154
補助金等収益				11,760					11,760
その他収益	133	5,358	334		10	485		105	6,424
資産見返運営費交付金戻入	99	268	76		30	207		48	727
資産見返補助金戻入				15					15
財務収益								4	4
臨時利益									
純利益又は純損失(△)	3	26	13		0			1	42
総利益又は総損失(△)	3	26	13		0			1	42

(注)四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

変更前

3 資金計画
平成29～33年度予算

（単位：百万円）

区別	文化芸術交流事業費	海外日本語事業費	海外日本研究・知的交流事業費	アジア文化交流強化事業費	調査研究・情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等協力事業費	法人共通	合計
資金支出									
業務活動による支出	9,761	25,839	8,923	11,760	2,572	18,845	1,373	5,741	84,815
運営費交付金事業	9,084	20,584	6,063		2,562	18,322			56,616
補助金事業				11,760					11,760
運用益等事業	677	5,254	2,861		9	523	1,373		10,697
一般管理費								5,602	5,602
国庫納付金の支払額								139	139
投資活動による支出	98	433	173	8	22	152		32,057	32,943
有価証券の取得								32,016	32,016
有形固定資産の取得	98	433	173	8	22	152		40	926
財務活動による支出		29			36			1	66
リース債務の返済		29			36			1	66
次期への繰越金								3,384	3,384
計	9,859	26,301	9,096	11,768	2,630	18,997	1,373	41,183	121,207
資金収入									
業務活動による収入	9,859	26,301	9,096	72	2,630	18,997	1,373	5,643	73,972
運営費交付金収入	9,157	20,810	6,119		2,620	18,474		5,476	62,657
運用収入	522		2,611					47	3,181
寄附金収入	4	22	32			38	1,373	11	1,480
受託収入	43	111							154
その他収入	133	5,358	334	72	10	485		109	6,501
投資活動による収入				11,200				32,016	43,216
有価証券の償還								31,316	31,316
定期預金の払戻				11,200				700	11,900
財務活動による収入									
前期からの繰越金				496				3,523	4,019
計	9,859	26,301	9,096	11,768	2,630	18,997	1,373	41,183	121,207

（注）四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

変更後

（平成29年度補正予算による変更）

3 資金計画
平成29～33年度予算

（単位：百万円）

区別	文化芸術交流事業費	海外日本語事業費	海外日本研究・知的交流事業費	アジア文化交流強化事業費	調査研究・情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等協力事業費	法人共通	合計
資金支出									
業務活動による支出	11,260	26,220	9,392	11,760	2,572	18,845	1,373	5,741	87,163
運営費交付金事業	10,583	20,966	6,531		2,562	18,322			58,965
補助金事業				11,760					11,760
運用益等事業	677	5,254	2,861		9	523	1,373		10,697
一般管理費								5,602	5,602
国庫納付金の支払額								139	139
投資活動による支出	98	433	173	8	22	152		32,057	32,943
有価証券の取得								32,016	32,016
有形固定資産の取得	98	433	173	8	22	152		40	926
財務活動による支出		29			36			1	66
リース債務の返済		29			36			1	66
次期への繰越金								3,384	3,384
計	11,358	26,682	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373	41,183	123,556
資金収入									
業務活動による収入	11,358	26,682	9,565	72	2,630	18,997	1,373	5,643	76,320
運営費交付金収入	10,656	21,191	6,588		2,620	18,474		5,476	65,005
運用収入	522		2,611					47	3,181
寄附金収入	4	22	32			38	1,373	11	1,480
受託収入	43	111							154
その他収入	133	5,358	334	72	10	485		109	6,501
投資活動による収入				11,200				32,016	43,216
有価証券の償還								31,316	31,316
定期預金の払戻				11,200				700	11,900
財務活動による収入									
前期からの繰越金				496				3,523	4,019
計	11,358	26,682	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373	41,183	123,556

（注）四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

1 予算
平成29年度予算

（単位：百万円）

区別	文化芸術交流事業費	海外日本語事業費	海外日本研究・知的交流事業費	アジア文化交流強化事業費	調査研究・情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等協力事業費	法人共通	合計
収入									
運営費交付金	3,369	4,648	1,722		535	3,753		1,056	15,084
運用収入	131		657					12	801
寄附金収入	1	6	6			8	275	0	296
受託収入	9	22							31
アジア文化交流強化基金取崩収入				3,984					3,984
その他収入	27	1,072	67		2	97		22	1,286
計	3,537	5,748	2,452	3,984	537	3,857	275	1,091	21,481
支出									
業務経費	3,537	5,748	2,452	3,984	537	3,857	275		20,390
一般管理費								1,091	1,091
計	3,537	5,748	2,452	3,984	537	3,857	275	1,091	21,481

（注）四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

〔人件費の見積り〕 期間中、総額2,272百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

2 収支計画

平成29年度収支計画

（単位：百万円）

区別	文化芸術交流事業費	海外日本語事業費	海外日本研究・知的交流事業費	アジア文化交流強化事業費	調査研究・情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等協力事業費	法人共通	合計
費用の部	3,542	5,758	2,452	3,983	539	3,872	275	1,094	21,515
経常費用	3,542	5,757	2,452	3,983	539	3,872	275	1,094	21,515
業務経費	3,516	5,665	2,415	3,980	533	3,827	275		20,210
一般管理費								1,083	1,083
減価償却費	26	93	38	3	7	45		11	223
財務費用		0			0			0	1
臨時損失									
収益の部	3,544	5,767	2,458	3,983	539	3,872	275	1,094	21,531
運営費交付金収益	3,355	4,608	1,711		531	3,723		1,049	14,977
運用収益	131		657					12	801
寄附金収益	1	6	6			8	275	0	296
受託収入	9	22							31
補助金等収益				3,980					3,980
その他収益	27	1,072	67		2	97		21	1,285
資産見返運営費交付金戻入	22	58	17		6	45		10	158
資産見返補助金戻入				3					3
財務収益								1	1
臨時利益									
純利益又は純損失(△)	1	9	6		△ 0			0	16
総利益又は総損失(△)	1	9	6		△ 0			0	16

（注）四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

3 資金計画

平成29年度資金計画

（単位：百万円）

区別	文化芸術交流事業費	海外日本語事業費	海外日本研究・知的交流事業費	アジア文化交流強化事業費	調査研究・情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等協力事業費	法人共通	合計
資金支出									
業務活動による支出	3,516	5,659	2,415	3,980	526	3,827	275	1,222	21,419
運営費交付金事業	3,355	4,603	1,711		524	3,723			13,914
補助金事業				3,980					3,980
運用益等事業	162	1,057	704		2	105	275		2,303
一般管理費								1,082	1,082
国庫納付金の支払額								139	139
投資活動による支出	20	83	38	4	4	30		5,025	5,205
有価証券の取得								5,017	5,017
有形固定資産の取得	20	83	38	4	4	30		8	188
財務活動による支出		6			7			0	13
リース債務の返済		6			7			0	13
次期への繰越金				2,131				3,384	5,515
計	3,537	5,748	2,452	6,115	537	3,857	275	9,631	32,152
資金収入									
業務活動による収入	3,537	5,748	2,452	19	537	3,857	275	1,091	17,516
運営費交付金収入	3,369	4,648	1,722		535	3,753		1,056	15,084
運用収入	131		657					12	801
寄附金収入	1	6	6			8	275	0	296
受託収入	9	22							31
その他収入	27	1,072	67	19	2	97		22	1,305
投資活動による収入				5,600				5,017	10,617
有価証券の償還								4,317	4,317
定期預金の払戻				5,600				700	6,300
財務活動による収入									
前期からの繰越金				496				3,523	4,019
計	3,537	5,748	2,452	6,115	537	3,857	275	9,631	32,152

（注）四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.11	外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施
業務に関連する政策・施策	
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 文化外交の実施機関として、中長期的に計画された事業に加え、国際情勢の変化に応じて機を捉えた事業を行うことが相手国との相互理解の増進等の文化交流の効果をより高めることとなるとともに、その事業の効果が外交上の成果に影響するため。 【難易度：高】 機動的な対応を行うに当たっては、外交日程等に配慮した調整を行いながら事業を実施する必要があるため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
本項目に関わる報道件数	実績値			3,384件				

３－１．各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 （１）外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施 国際情勢の変化及び各事業実施地の国内事情に対応しつつ、外交と連動した機動的な事業を展開するとともに、基金が各年度当初に計画する地域・国別事業方針に基づき、戦略的に事業を実施する。 外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合には、速やかに対応するとともに、やむを得ない事情による事業の中断等及び海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。 更に、海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延又は中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所を通じた情報収集を含め、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。
【中期計画】 ア　外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施 国際情勢の変化及び各事業実施地の国内事情に対応しつつ、中長期的に計画された事業に加えて、国際情勢の急変、二国間関係の変化、首脳外交等、新たに生じた外交ニーズに対応し、外交と連動し

た機動的な事業を展開する。事業の報道や反響を通じて、事業の実施が相手国との相互理解の増進等効果をより高めることにつながったか、更には事業成果が外交上の成果に影響したかどうかに留意する。また、各年度当初に計画する地域・国別事業方針に基づき、事業の重点化を含め、効果的・戦略的に事業を実施する。

外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合には、外交日程等に配慮して速やかに対応するとともに、やむを得ない事情による事業の中断等及び海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。

更に、海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延又は中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所を通じた情報収集を含め、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。

なお､平成 29 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、生産性革命の実現を図るために措置されたことを踏まえ、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース行動計画」（平成 29 年 7 月 13 日）の一環として実施する米国における日本語教育支援事業及び日本理解促進事業のために活用する。

【年度計画】

ア　外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施

国際情勢の変化及び各事業実施地の国内事情に対応しつつ、中長期的に計画された事業に加えて、国際情勢の急変、二国間関係の変化、首脳外交等、新たに生じた外交ニーズに対応し、外交と連動した機動的な事業を展開する。事業の報道や反響を通じて、事業の実施が相手国との相互理解の増進等効果をより高めることにつながったか、更には事業成果が外交上の成果に影響したかどうかに留意する。また、基金が定める平成 29 年度地域別事業方針に基づき、事業の重点化を含め、効果的・戦略的に事業を実施する。

具体的には、日米関係の強化に資する事業や、中国や ASEAN 地域の周年等の機会を活用した事業、「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」、総理往訪をふまえた中央アジアへのミッションの派遣等を行う。なお､平成 29 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、生産性革命の実現を図るために措置されたことを踏まえ、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース行動計画」（平成 29 年 7 月 13 日）の一環として実施する米国における日本語教育支援事業及び日本理解促進事業のために活用する。

外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合には、外交日程等に配慮して速やかに対応するとともに、やむを得ない事情により事業を中断等する場合、また海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。

更に、海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延又は中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所を通じた情報収集を含め、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。

（平成 29 年度地域別事業方針：別紙）

【主な評価指標】

【指標 13－1】国際情勢の急変、二国間関係の変化、首脳外交等、新たに生じた外交ニーズに対応し、機動的に実施する事業への取組

（関連指標）

・上記事業に対する報道件数

【指標 13－2】基金が年度当初に計画した地域・国別事業方針に基づき、事業の重点化を含め、効果的に事業を実施。

３－２．業務実績

平成29年度も引き続き、国際交流基金海外事務所や外務省、在外公館等を通じた情報収集と的確な情勢把握に努め、外交上重要な情勢の展開等を踏まえて地域別事業方針を策定し、またその方針に基づいて機動的かつ効果的な事業の企画・実施を図った。

（1）米国

米国において、中西部・南部諸州の選挙民から強い支持を受けたトランプ新大統領が誕生したことも踏まえ、平成29年度の国・地域別方針において、「草の根層や中西部・南部等地方向けの効果的な事業の実施」を重点事項として掲げ、文化芸術や知的交流等の事業実施を通じて、効果的・効率的な日本への理解・関心の向上に努めた。

文化芸術分野では、日米の友好親善の象徴ともいえる「全米桜祭り」に、矢野顕子、T.M.Revolutionなどの著名アーティストを派遣して開会式で公演を実施。詰めかけた多数の現地ファンにより会場は熱気に包まれ、祭りのハイライトを飾るイベントの一つとなった。また、全米30都市でツアーを行った和太鼓グループ　倭-YAMATOをはじめ、「海外派遣助成プログラム」により、計12組の芸術家や専門家の米国における公演、レクチャーデモンストレーション事業を支援。日本の伝統芸能からクラシック音楽まで多彩な公演が全米各地で繰り広げられ、多くの観客を魅了した。「海外展助成プログラム」で支援したシカゴ現代美術館における「村上隆」展は、同美術館の入場者数最多記録を更新する20万人以上が訪れる人気ぶりを示した。さらに、東北の風土をモチーフにした写真展を米国南部で実施した他、ミネアポリス美術館で開催された写真家、畠山直哉の30年間の軌跡を振り返る個展の支援、中西部・北東部の9大学を巡回する日本映画上映会の実施など中西部、南部地域において重点的な事業展開を行った。これら文化芸術分野の事業の総来場者数は43.5万人に及ぶ。

知的交流分野では、ブルッキングス研究所及びカーネギー国際平和財団に加え、保守系有力シンクタンクとしてトランプ政権の運営に大きな影響力を持つハドソン研究所への助成を開始したことに加え、トランプ政権の発足後、影響力を増している保守系の思想家・知識人と日本の政策コミュニティ・アカデミズムとのネットワーク構築を促進するため、ウォルター・ラッセル・ミード氏（バード大学教授兼『アメリカン・インタレスト』誌編集主幹）やジュリウス・クレイン氏（『アメリカン・アフェアーズ』編集長）といった保守系有力者を日本に招へいして日本の研究者、実務家との意見交換会や公開セミナーを開催し、日本国内でも大きな注目を集めた。さらに、日米センターと米国の非営利団体ローラシアン協会の共催で中西部・南部の教育機関等に日本文化コーディネーターを派遣する「JOIプログラム（日米草の根交流コーディネーター派遣）」では、のべ13名が地域に根ざした交流活動を行い、平成29年度の事業の裨益者は約4万人に上った。

他方、トランプ大統領就任以降の米国の政治的、社会的な変動を受け、州・地方レベルにおいて日米関係の重要性に関する認識を深めることの必要性が、官邸でも改めて強く意識されるに至り、2017年4月、萩生田官房副長官（当時）を議長とする「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」が設置され、当基金安藤理事長もメンバーに加わった。本タスクフォースが2017年7月に取りまとめた「行動計画」に基づき、米国における新たな日本語教育支援及び日本理解促進事業「「GEN-J (Grassroots Exchange Network -Japan)」の立ち上げが決まり、平成29年度補正予算により予算措置がなされ、本格実施に向けて必要な準備作業を取り進めた。

（2）中国

2017年は日中国交正常化45周年にあたり、首脳会談が3回行われるなどハイレベル対話の活発化により日中関係の改善が進んだ。この機運を捉え、周年記念事業として、中国各地において、以下のとおり日本映画の上映会を集中的に実施するとともに、中国側機関と協力して日本国内3都市(東京、

大阪、名古屋）において中国映画の上映も合わせて行い、若者層を中心に計2万人以上の集客を得た。上映会においては、両国の監督や俳優がオープニングセレモニーに出席したり、アフタートークを行ったりすることにより、日中の映画界の交流拡大や映画を通じた文化の相互理解の深化につながる機会を多く設け、その盛況ぶりが国内外メディアにて多数報じられた。

・日本映画回顧展（瀋陽）
・2017中国・日本新作上映会（上海／深圳／昆明）
・第1回日本映画広州上映ウィーク（広州）
・日本秋祭in香港-日本映画祭2017（香港）
・ふれあいの場での映画上映会（延辺、成都）

舞台芸術分野では、「海外派遣助成プログラム」により、世界的にも著名な演出家・鈴木忠志氏率いる劇団SCOT『トロイアの女』『ディオニソス』北京公演や大野慶人『花と鳥』（舞踏）中国公演（北京・成都・南京・上海・徳陽）など、周年の年にふさわしい質の高い芸術事業の支援を行い、中国各地で大きな反響を得た。また、日本の生の情報に接する機会が少ない中国の地方都市において、青少年層を主な対象に、対日理解と交流を促進することを目的としている「ふれあいの場」は、これまで、成都、長春、延辺、ハルビン、西寧など13か所に設置されていたが、平成29年度に西安と貴陽の2か所に新規に開設し、計15か所となった（移設のため一時閉鎖中の南京を含む）。各「ふれあいの場」では最新の日本のコンテンツを来館者の閲覧に供した他、平成29年度には、6件の大学生交流事業を行い、沖縄や長崎から大学生グループが「ふれあいの場」に赴き、体験型のイベントを現地の大学生と共に創り上げ、日本各地の魅力を紹介した。

さらに、「日中知的交流強化事業（中国知識人招へい）」により、日本の司法制度から高齢者介護、農業問題まで日本のさまざまな側面に関心を持つ研究者、実務家を個人10名、グループ2件（計8名）を招へいし、日本各地の視察や各界有識者等との意見交換の機会を提供した。招へい者のうち、中国政法大学法学院副院長の何兵教授は、100万人のフォロワー数を擁する自身のミニブログに、日本の司法制度や日本各地での見聞について頻繁に投稿し、計800万件のアクセスを獲得するなど、ソーシャルメディアを通した情報発信を行い、大きな波及効果をもたらした。

当基金安藤理事長もメンバーとして参画した日本政府の映画産業の海外展開に関する検討会議において、日中合作映画の製作を後押しする「日中映画共同製作協定」の締結が課題として提起され、平成29年度中に中国側との交渉が続けられてきたが、最終的に2018年5月の日中首脳会談の際に同協定の署名に至った。協定に基づく合作映画は、中国の国内映画と同じ扱いになり、外国映画の制限の対象から外れることになるため、共同製作という方式を通じ、今後、日本の映画がより積極的に中国市場に参入することが期待される。

（3）東南アジア

ASEANは2017年、設立から50年の節目を迎えた。2013年末の日・ASEAN首脳会議にて、安倍総理が発表した「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」への取組は4年目に入り、これを着実に継続推進した。

“日本語パートナーズ”派遣事業では、平成29年度に約600名を派遣し、479校の教育機関において約14万人の現地学生の日本語教育に従事し、また約28万人に対し課外活動や各種イベントなどで日本文化紹介を行い、各国の日本語教育の発展や対日理解促進に大きな貢献を果たした。文化芸術分野では、ASEAN設立50周年を記念して、東南アジアの現代アートを紹介する国内過去最大規模の展覧会「サンシャワー：東南アジアの現代美術展 1980年代から現在まで」を国立新美術館及び森美術館と共催で開催し、来場者数は35.4万人、国内外メディアでの報道実績は1,100件を超えるなど、日本とアジアの文化協働を強く印象付ける事業となった。このほか、防災教育を進める「HANDs!」、ミャンマー国際ペンクラブ理事はじめ4名が訪日したアジア文化人招へい、ASEAN10か国にインド、オーストラリアを加えた12か国36都市で日本映画祭を開催し約12万人の観客を動員した「JFF（Japanese

Film Festival：日本映画祭）アジア・パシフィック・ゲートウェイ構想」（報道件数 814 件）など、多様な事業で双方向交流や協働作業を進めた。また、ASEAN 地域における事業基盤強化と、民主化以降特に人的・経済交流が加速しているミャンマーでの業務量増加に対応するため、2018 年 2 月にヤンゴン日本文化センターを開設した。

その他、日タイ修好 130 周年については、縄文から江戸まで総合的に紹介する初の展覧会「日本美術のあゆみ－信仰とくらしの造形－」展（報道件数 271 件）や日タイ現代演劇共同制作 『バンコクノート』公演、日マレーシア外交関係樹立 60 周年については「日本祭り開催支援」を実施するなど、個別の周年にも着実に対応した。

（4）フランス

2016 年 5 月の安倍総理大臣と仏オランド大統領（当時）の合意により、日仏友好 160 周年にあたる 2018 年に大規模な日本文化行事「ジャポニスム 2018」を開催することが決定し、2016 年 9 月から国際交流基金内に事務局を設置して準備を進めた。平成 29 年度には、展覧会・舞台公演・映像・生活文化等様々な分野において、50 を超える事務局主催の「公式企画」の準備に本格的に取り組むとともに、2017 年 11 月に日仏双方で「記者発表会」を実施し、「ジャポニスム 2018」の趣旨・企画内容を内外に広く紹介した。準備にあたっては、仏外務省次官、駐仏日本大使などの出席のもと、日仏両政府の関係機関による「日仏合同委員会」が年度中 4 回開催され、ルーブル美術館館長、ベルサイユ宮殿総裁、イルドフランス州議会議長なども含め日仏の関係府省庁・関係機関・関係者が緊密に連携、協力を行った。その他、仏ジャーナリストの日本での取材ツアー準備、元仏文化大臣・国民教育大臣で文化政策に影響力を持つジャック・ラング氏の日本招へい交渉・準備など、日仏交流の新たな転機となる同事業実施に向け着実に準備を進めた（報道件数 642 件）。

（5）中央アジア

2015 年 10 月の安倍総理大臣の中央アジア諸国訪問のフォローアップとして、平成 28 年度の第 1 弾（ウズベキスタン）に引き続き、2017 年 4 月に第 2 弾（トルクメニスタン）、11 月に第 3 弾（タジキスタン、キルギス、カザフスタン）として、有識者・文化人等から構成される文化交流ミッションを派遣した（報道件数 39 件）。ミッションメンバーと面会したカザフスタンテレビ総裁は、国際交流基金からのテレビ番組提供に謝意を示すとともに、日本のドラマは、文化的共通点が多く、教育的な効果も高いので、今後も日本のコンテンツ導入を進めたい旨発言するなど、日本との交流に対する熱い期待が寄せられた。

第 2、3 弾の派遣にあわせ、以下の関連事業を実施するとともに、ミッションの成果も踏まえて、テレビ番組提供、文化芸術事業、日本語教育支援等の事業を複合的に組み合わせて、中央アジアとの交流深化に資する事業を実施した。さらに、2017 年 12 月には、ミッションメンバーから安倍総理大臣に対し、知的・学術交流と草の根・市民交流の強化を柱とする提言を提出した。

- 日・トルクメニスタン外交関係樹立 25 周年を記念した、コシノジュンコ氏のファッションイベント（トルクメニスタン）
- 和太鼓パフォーマンス・グループ DRUM TAO 公演（カザフスタン）
- コシノジュンコ氏と現地人デザイナーらによるミニファッションショー（タジキスタン）
- ミッションメンバーによる現地大学等での講義、セミナー（トルクメニスタン、タジキスタン、キルギス、カザフスタン）

なお、2017 年 5 月 1 日にアシガバット（トルクメニスタン）で開催された「中央アジア＋日本」対話・第 6 回外相会合の共同声明において、「各国外務大臣は（中略）国際交流基金による中央アジア・シンポジウムの開催（2016 年 6 月 22 日、於東京)、文化ミッション派遣事業（第 1 回事業：2016 年 8 月、於ウズベキスタン）（中略）を高く評価した」と言及された。

（6）その他
以下のとおり、周年や外交上の契機を捉え、日本文化紹介を通じた対日関心の拡大に努めた。
ア．中南米
2017 年 3 月に外務大臣の下に設置された「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」の第 3 回会合（平成 29 年 4 月）において、安藤国際交流基金理事長よりプレゼンテーションを行った。計 4 回の会合における議論に基づき、5 月に外務大臣に提出された報告書において、安藤理事長の発言を踏まえ「日本語・日本文化発信事業における連携のための施策」が盛り込まれた。
イ．スペイン
2018 年の日本スペイン外交関係樹立 150 周年を記念し、3 月に「日本祭り開催支援」として「渋谷慶一郎＋初音ミク ボーカロイド・オペラ『THE END』」公演をマドリードとバルセロナにて実施し、5 回の公演全てが満席となった他、多様なメディアにて多数報じられ（79 件）、対日関心の喚起や理解の増進に大きく貢献した。
ウ．インド
2017 年 6 月、第 23 回国際交流会議「アジアの未来」における安倍総理スピーチ、および同年 9 月の日印共同声明中の「両国間の産業協力の緊密化のため、インドにおける日本語教育の拡大に向けた取り組みを行う」の実現に向け、同国の関係機関と協議を重ね、平成 30 年度より現地日本語教師の技能向上と日本語教師数増を図る「日本語教師育成特別強化事業」を開始すべく準備を進めた。

３－３．指摘事項への対応
＜前年度評価結果＞ （1）日本語パートナーズ事業は、語学習得という長期的視点からの成果を目指すものであることを踏まえ、基金に対しては引き続き着実かつ効果的な事業継続を促し、さらなる派遣の拡大及び加速化を通じ、日本語学習の定着に繋げるとともに、2020 年までに 3,000 人という目標の達成を実現することが期待される。 （2）「文化の WA プロジェクト」に基づく双方向の文化芸術交流については、今後は双方向交流という特色をさらに活かし、より分かりやすい政策成果を国内外に発信することが期待される。
＜前年度評価結果反映状況＞ （1）日本語パートナーズ事業については、歌手 May J.や城南海（きずきみなみ）の派遣、SNS の活用等、広報にも重点を置いて幅広い層からの候補者確保に努め、派遣者数を大幅に増加させている（平成 28 年度 364 名⇒平成 29 年度約 600 名）。平成 29 年度と同等の派遣者数を継続することにより、2020 年までに 3,000 人の目標を達成する見込みである。 （2）「文化の WA プロジェクト」については、上述の「サンシャワー」展や舞台芸術としてのストリートダンス文化を創造する「ダンス・ダンス・アジア」、アジア・パシフィック市場と日本映画の包括的架け橋となる「JFF」をはじめとする文化創造協働事業は各国メディアへの露出が増加しており、新しい価値・文化的活動の創出や未来に向けた問題提起・提言を生み出していくことを目的としたこれらのプロジェクトがアジア地域で広く紹介されることを通じて、同地域と日本との相互理解の深化・拡大が期待できる。

３－４．自己評価
＜評定と根拠＞ 評定　Ａ 根拠

【指標 13－1】【指標 13－2】

基金が年度当初に計画した地域・国別事業方針に基づき、以下の通り、日米関係の強化に資する事業や、中国、ASEAN 地域の周年等の機会を活用した事業、さらには、「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」、中央アジアへのミッションの派遣など、外交上の重要な地域・国において機動的、戦略的な事業を着実に実施した。

米国では、全米桜祭りへのアーティスト派遣の他、舞台公演、展覧会、映画上映など多彩な文化事業を米国南部・中西部を中心として展開したことに加え、保守系シンクタンクや保守系有力知識人とのネットワーク強化や地域に根ざした草の根の交流活動などを複合的に実施。2017 年 4 月に官邸に設置された「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」にも積極的に協力し、同タスクフォースの策定した「行動計画」を踏まえて新規事業を機動的に立ち上げた。

中国では、日中国交正常化 45 周年のモメンタムを捉え、映画事業を中国各地で集中的に実施し、2 万人を超す観客を動員した他、良質な舞台公演への助成、「ふれあいの場」での草の根交流、中国の有力知識人の日本への招へい等を通し、中国との交流の深化、拡大に貢献した。

東南アジアについては、4 年目に入った「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」において、平成 29 年度に約 600 名の“日本語パートナーズ”を派遣。479 校の教育機関において約 14 万人の現地学生を対象に日本語教育に従事し、また約 28 万人に対し課外活動や各種イベントなどで日本文化紹介を行った。文化芸術分野では、ASEAN 設立 50 周年を記念して、東南アジアの現代アートを紹介する国内過去最大規模の展覧会「サンシャワー：東南アジアの現代美術展 1980 年代から現在まで」を国立新美術館及び森美術館と共催で開催し、35.4 万人の来場者数を得た他、ASEAN10 か国にインド、オーストラリアを加えた 12 か国 36 都市で日本映画祭を開催し約 12 万人の観客を動員した「JFF（Japanese Film Festival：日本映画祭）アジア・パシフィック　ゲートウェイ構想」（報道件数 814 件）など、多様な事業で双方向交流や協働作業を進めた。

2018 年にフランスで開催する「ジャポニスム 2018」については、展覧会・舞台公演・映像・生活文化等様々な分野における 50 を超える事務局主催の「公式企画」の準備に本格的に取り組むとともに、2017 年 11 月に日仏双方で「記者発表会」を実施し、「ジャポニスム 2018」の趣旨・企画内容を内外に広く紹介した。

2015 年 10 月の安倍総理大臣の中央アジア諸国訪問のフォローアップとして、2017 年 4 月にトルクメニスタン、11 月にタジキスタン、キルギス、カザフスタンに有識者・文化人等から構成される文化交流ミッションを派遣。ミッションの成果も踏まえて、テレビ番組提供、文化芸術事業、日本語教育支援等の事業を複合的に組み合わせて、中央アジアとの交流深化に資する事業を実施するとともに、2017 年 12 月には、ミッションメンバーから安倍総理大臣に対し、知的・学術交流と草の根・市民交流の強化を柱とする提言を提出した。

そのほか、スペイン、中南米、インド等において、周年や外交上の契機を捉え、日本文化紹介を通じた対日関心の拡大に努めた。

【課題と対応】

第 4 期中期計画期間には、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、フランスでの「ジャポニスム 2018」に引き続き、米国及び ASEAN での「ジャポニスム 2019（仮称）」など、大型事業が続くことから、より一層 PDCA サイクルを意識した効果的・効率的な事業実施と評価を行っていく必要がある。

３－５．主務大臣による評価

＜評定と根拠＞

評定　Ａ

根拠：

【指標１３－１】【指標１３－２】に関しては、基金が年度当初に計画した地域・国別事業方針に基づき、外務省とも緊密に情報共有・連携しつつ、現地ニーズや外交ニーズを適時・適切に踏まえた上で、基金ならではの高い専門性やネットワークをいかし、米国、中国、ASEAN 諸国等外交上重要な国・地域において、機動的かつ戦略的な事業を効果的に実施した。

米国では、中西部・南部諸州の選挙民から強い支持を受けたトランプ新大統領が誕生したことを踏まえ、平成 29 年度の国・地域別方針において重点事項として掲げた「草の根層や中西部・南部等地方向けの効果的な事業」を集中的に実施。特に文化芸術分野では、「日米友好の象徴」として定着している「全米桜祭り」の開会式に合わせ、現地でも人気の高い日本人歌手によるコンサートや書道パフォーマンス等、訴求力の高いハイレベルな公演事業を組み合わせて実施することにより、草の根層の対日関心を大きく喚起した。また、各種助成事業や基金巡回展、日本映画上映会等を有機的に組み合わせ、中西部及び南部地域で集中的に事業を展開することにより、同地域における親日感の醸成及び日本のプレゼンス向上に大きく貢献した他、中西部・南部の教育機関等に日本文化コーディネーターを派遣する「JOI プログラム」の実施や、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」行動計画に基づく新たな日本語教育支援及び日本理解促進事業（GEN-J）の立ち上げ等を通じて、草の根層の対日理解を大きく促進した。この他、知的交流分野では、トランプ政権の運営に大きな影響力を持つ保守系有力シンクタンク（ハドソン研究所）への助成を開始した他、トランプ政権の下で影響力を増している保守系有力知識人を日本に招へいすることを通じて有識者レベルのネットワークを強化し、円滑な日米関係の発展を後押しした。

中国では、日中国交正常化 45 周年の外交的モメンタムを捉え、日中計 7 都市において映画上映会を開催した他、芸術性の高い舞台の中国各都市における巡回公演を支援。いずれも国内外のメディアで多数報じられるなど、大きな反響を得て、日中関係の改善を後押しするとともに、広く一般の中国国民の親日感醸成にもつながり、対中文化外交の根幹である日中間の相互理解促進に大きく貢献した。また、中国高校生長期招へい事業や日本に触れる機会が限られている中国の地方都市における「ふれあいの場」事業、日中の大学生が企業訪問やディスカッションを通じて相互理解を深める合宿型交流事業「リードアジア」等のプログラムを有機的に組み合わせることにより、未来を担う日中の若者世代の相互理解を効果的に促進した。この他、日本政府による「映画産業の海外展開に関する検討会議」にも積極的に関与することにより、日中映画交流において、両国における映画上映会と両輪の取組であった「日中映画共同製作協定」の早期締結にも貢献した。

東南アジアでは、平成 25 年に開催された日・ASEAN 特別首脳会議で安倍総理大臣が発表した「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を着実かつ効果的に推進。外交上重要な情勢の展開等を踏まえた機動的な事業の実施として、①ASEAN 設立 50 周年という外交上重要な機会を捉え 2 年半の準備期間を経て実施した東南アジアの現代アートを紹介する史上最大規模の展覧会「サンシャワー展」、②日タイ修好 130 周年の機会を捉え縄文から江戸までを紹介した展覧会「日本美術のあゆみ」、③日マレーシア外交関係樹立 60 周年の機会を捉えた「日本祭り開催支援」がある。これら「文化の WA」事業全体を着実かつ効果的に実施した結果、平成 29 年 5 月の日越外相会談や平成 29 年 11 月の日・ASEAN 首脳会議等でその成果が言及されたことは外交上の成果といえる。特に「日本語パートナーズ」派遣事業では、対前年度比 62%増となる約 600 人を派遣し、479 校において約 14 万人の日本語教育に従事するとともに、約 28 万人に対して日本文化を紹介する等、各国における日本語教育の発展や対日理解の促進に大きく貢献。2020 年までに 3,000 人の日本語パートナーズを派遣すると

の目標に向けて、飛躍的な成果を上げた。文化芸術分野では、ASEAN 設立 50 周年の節目を捉えて開催した展覧会「サンシャワー：東南アジアの現代美術展 1980 年代から現在まで」において、来場者数 35.4 万人、報道件数 1,100 件超という記録的な成果を達成。また「JFF（Japanese Film Festival：日本映画祭）アジア・パシフィック・ゲートウェイ構想」においても、ASEAN10 か国において、観客動員数 12 万人、報道件数 800 件を達成する等、様々な事業を通じて ASEAN 諸国における我が国のプレゼンスを大きく示すとともに、「文化の WA プロジェクト」の柱である双方向交流及び文化協働を促進した。

フランスについては、2018 年 7 月からフランスで開催される「ジャポニスム 2018」の事務局として、50 を超える「公式企画」（事務局主催事業）の準備や「参加企画」（外部企画の認定）の申請受付・認定、2018 年 7 月にフランスで開催される「ジャポニスム 2018」開会式の準備等に着実かつ精力的に取り組んだ。また、日仏両政府の関係機関による「日仏合同委員会」を年度内に 4 回開催し、日仏関係者間のネットワーク強化や円滑な事業運営のための環境整備に大きく尽力した。また、日仏双方による「記者発表会」やウェブサイト・SNS 等による広報を強化することにより、内外のメディアにおいて本事業が広く取り上げられた結果、「ジャポニスム 2018」の広報にとどまらず、日仏友好 160 周年をプレイアップし、日仏関係の強化・促進にも大きく貢献した。

中央アジアでは、平成 27 年の安倍総理の中央アジア諸国訪問のフォローアップとして、平成 28 年度の第１弾（ウズベキスタン）に引き続き、平成 29 年度は第２弾（トルクメニスタン）及び第３弾（タジキスタン、キルギス、カザフスタン）の文化交流ミッションを派遣。この派遣に合わせ、和太鼓公演やファッションショー、ミッションメンバーによる講義・セミナー等を機動的かつ効果的に展開した他、ミッションメンバーから安倍総理に対し、知的・学術交流と草の根・市民交流の強化を柱とする提言が提出される等、中央アジア各国との関係強化の促進に貢献した。また、「中央アジア＋日本」対話・第６回外相会合の共同声明において、国際交流基金による取組が高く評価されたことにより、中央アジアにおける我が国のプレゼンスやイニシアティブを大きく示すことにつながった。

以上により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、評定は「A」が適当である。

【課題と改善方策】

ア．外務省との情報共有・連携をより一層に緊密に行い、首脳外交や国際会議等、外交日程等に配慮した機動的・戦略的な事業実施が期待される。

イ．「ジャポニスム 2018」を着実かつ成功裏に実施し、米国及び ASEAN 諸国での「ジャポニズム 2019」（仮称）に円滑につなげるとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピックへの機運醸成に寄与することが期待される。

【その他事項】

主な有識者意見は以下のとおり。

ア．外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業を実施するものであり、具体的には、日米関係の強化に資する事業や、中国や ASEAN 地域の周年等の機会を活用した事業、「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」、総理往訪をふまえた中央アジアへのミッションの派遣等を行っている。今後も「ジャポニスム 2018」に続く事業等、積極的な事業展開を期待する。

イ．地域別の事業方針を策定し、外交上のインパクトを考えながら事業を企画実施していることは適切である。米国の新政権誕生を受けて中西部や南部等の地域向けの事業や保守系オピニオンリーダー

との交流を機動的に展開したことも評価できる。他方で、自由主義的国際秩序が岐路にある時代状況の中では、欧州や豪州、カナダなど米国以外の成熟した自由民主国家と秩序認識や価値観のすりあわせを行うことが不可欠であり、フランスのみに重点がおかれているのは若干違和感がある。特に欧州の中心的存在であり、対権威主義国家関係でも重要なドイツとの交流強化に留意するべきと考える。

ウ．外交的なニーズを踏まえた重点領域における地域別の事業展開として、アメリカ、中国、東南アジア、そしてフランスが挙げられている。こちらの最大の目玉は「ジャポニスム 2018」だと思われるが、成果がまだ把握できないなかでの評価は難しい。東南アジアについて地域で一まとめにするのではなく、国別データが示されるとよい。中央アジア地域との交流拡大は大変有意義な試みであり、継続されることを願う。最後に他地域での「ジャポニスム活動」の大型事業の実施は大変素晴らしいことだと思う。

４．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

別紙
平成 29 年度地域別事業方針

東アジア
各国内政や対日関係を注視しつつ、日中国交正常化 45 周年などの機会をとらえ、パートナーシップ拡充を通じた協働を進め、以下を推進する。 1　友好親善や対日観の改善に資する事業を実施 2　映画上映等により、地方の若年層などにも魅力ある日本の文化を紹介 3　日本語パートナーズ派遣やインターネット教材を通じた日本語教育支援

東南アジア
ASEAN 創立 50 周年の機に日本のプレゼンスを高め、また東京オリンピック・パラリンピックが開催される 2020 年に向けて、双方向の交流を促進し、以下を推進する。 1　引き続き「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」 を着実に展開 2　日本語パートナーズ事業の実施 3　アジア共通課題に関する対話

大洋州
日本との姉妹都市・市民交流は盛んなるも、対日観の変化や相対的な対日関心の低下に対応し、以下を推進する。 1　現地専門家や対日関心層の活動支援等により、効率的に対日関心層を拡大 2　日本研究・知的交流拠点機関に対し、集中的に支援を強化

南アジア
概して日本文化との接触機会が限定的で、文化交流の基盤が脆弱な状況を踏まえ、以下を推進する。 1　巡回展等を活用し、対日関心層を拡大 2　人材育成・ネットワーク構築事業により、文化交流の基盤を整備

北米
新政権下での日米関係強化に資する国際交流基金ならではの事業を推進する。 1　米国においては、有力シンクタンクとの協力のほか、日米協会との連携等による草の根層や中西部・南部等地方向けの効果的な事業を実施 2　国際イベントやジャパン・ハウス・ロサンゼルスを含むオールジャパンでの取り組みとの連携を通じた日本のプレゼンスのアピール 3　アドボカシー活動や青少年交流事業との連携等により、日本語教育の拡大を支援 4　日米文化教育交流会議（カルコン）の勧告・提言を踏まえた、交流のさらなる強化

別紙
平成 29 年度地域別事業方針

中南米
親日土壌を維持・強化するために、日系社会とも連携し、社会全体に訴求することを目指し、以下を推進する。 1 キューバにおいて初めてとなる、大型の現代美術展、公演事業を実施 2 ジャパン・ハウス・サンパウロを含むオールジャパンの取り組みとの連携を通じた日本のプレゼンスのアピール 3 日本語学習者の増加のモメンタムを活用し、各国事情に応じた日本語教育基盤強化等を通じ、次世代の親日派・知日派を育成

西欧
各国内政や対日関係を注視しつつ、必要な施策を実施するとともに、民間による文化活動が活発で市民参画頻度が高い国も少なくない状況を活用して、以下を推進する。 1 大型フェスティバルや外交周年等、特に訴求力の高い機会の活用や、ジャパン・ハウス・ロンドンや現地機関との連携を通じ、日本のプレゼンスを高めるとともに、日本のイメージを更に向上 2 フランスにおいて、「ジャポニスム 2018」に向けた準備・機運を形成 3 日本研究・知的交流拠点機関に対する集中支援、初中等レベルにおける日本語教育の導入等により、専門家や学生等の対日理解を促進 4 日欧共通の価値観や交流の歴史に留意

東欧・ロシア・中央アジア
日本のプレゼンス確保と対日関心・理解促進を目指し、以下を推進する。 1 国際フェスティバルや現地機関、専門家との連携を通じ、効果的に事業を実施 2 東欧においては、一般に良好な親日感情を生かし、日本語教育を実施 3 中央アジアにおいては、中央アジアミッションを派遣するとともに、トルクメニスタンにおける日本語教育への支援を強化

中東・アフリカ
対日イメージは概して良好ながら、日本に関する情報は限定的である状況を踏まえ、以下を推進する。 1 インターネットや SNS 等のわかりやすい手法を用いた一般大衆向け文化発信の効率的な実施 2 社会的影響力のある若手リーダー層の招へいなどを通じ、対日理解の底上げや、次世代知日派人材の発掘・育成、ネットワーク構築に繋げる

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.12	内部統制の充実・強化
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ							
指標等	達成目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
【指標 14】中期目標期間中に全ての海外事務所及び国内附属機関・支部が、１回以上内部監査又は会計監査人の実地監査を受ける。	海外事務所25か所	8か所				
	国内附属機関2か所	2か所				
	国内支部1か所	1か所				

３－１．各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 （２）内部統制の充実・強化 独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、必要に応じ、内部統制を強化する取組の実施及び各種規定の見直しを行う。 また、事業の成果について引き続き客観的かつ定量的な指標に基づく評価の実施に努めるとともに、その結果を踏まえ事業の改善又は廃止を含む見直しについて検討を行う。
【中期計画】 イ　内部統制の充実・強化 独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、定期的にモニタリングを行い、必要に応じ、各種規定の見直しや運用の改善を行い、統制環境の整備を進める。 また、リスク管理委員会を定期的に開催し、業務上のリスクの識別、リスクの重大性の評価を行い、適切にリスクに対応する。 そうした内部統制に関する指示や命令、必要な情報が組織内で適時かつ適切に把握、処理されるように周知を徹底するとともに、適正な業務を確保するため内部監査を行う。また個々の職員の意識の涵養を目的として、内部統制に関する研修を実施する。 また、事業の成果について引き続き客観的かつ定量的な指標に基づく評価の実施に努めるとともに、その結果を踏まえ事業の改善又は廃止を含む見直しについて検討を行う。
【年度計画】 イ　内部統制の充実・強化

独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、定期的にモニタリングを行い、必要に応じ、各種規定の見直しや運用の改善を行い、統制環境の整備を進める。

また、リスク管理委員会を定期的に開催し、業務上のリスクの識別、リスクの重大性の評価を行い、適切にリスクに対応する。

そうした内部統制に関する指示や命令、必要な情報が組織内で適時かつ適切に把握、処理されるように周知を徹底するとともに、適正な業務を確保するため内部監査を行う。中期目標期間中に全ての海外事務所および国内附属機関・支部が、１回以上内部監査又は会計監査人の実地監査を受けることとなるよう、海外事務所の実地監査を着実に進める。また個々の職員の意識の涵養を目的として、内部統制に関する研修を実施する。

また、事業の成果について引き続き客観的かつ定量的な指標に基づく評価の実施に努めるとともに、その結果を踏まえ事業の改善又は廃止を含む見直しについて検討を行う。

【主な評価指標】

【指標 14】中期目標期間中に全ての海外事務所及び国内附属機関・支部が、１回以上内部監査又は会計監査人の実地監査を受ける。

３－２．業務実績

（1）統制環境の整備

業務方法書に基づき整備した関連規定等を含む各種内部統制の内規に従った業務遂行に加え、理事会をはじめ、内部統制委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会、契約監視委員会、情報セキュリティ委員会、情報システム委員会等での課題の共有や方針の審議活動を通じて、各種の内部統制活動を行った。これに加え、事業継続計画の見直しに向けた訓練等も実施した。

また、以下の例のような規定の見直しや運用改善を行ったほか、内部統制委員会を年度末に開催し、平成 29 年度中の内部統制に関する取り組み全体に関する点検を行なうとともに、年度終了後の監査においてもチェックを行った。

ア．事業継続計画の見直し及び訓練等の実施

イ．「独立行政法人国際交流基金海外安全対策規程」及び「海外安全緊急対策本部等設置要領」の制定

ウ．職員の懲戒に関し「独立行政法人国際交流基金職員懲戒規程」「独立行政法人国際交流基金職員懲戒処分の指針」を制定しより明確な運用が可能となるよう改善

さらに、全ての役員と部長等が出席する内部定期会議（運営検討委員会）、リスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会等で、理事長や役員から職員に対し、職務の基本姿勢、職員の心構え等についても指導を行う等、内部統制の基礎となる適切な統制環境の醸成にも努めるとともに、不注意にもとづく資金運用上の法令違反の事案が発生したことを受け、再発防止策を講じるとともに、改めてコンプライアンス意識の徹底を図った。

（2）リスク対応

平成 29 年度にはリスク管理委員会を 2 回開催し、平成 29 年度の重点事項の実施状況を確認するとともに、業務上のリスクを見直し、平成 30 年度に向けた重点事項を策定した。具体的には、平成 29 年度の重点事項を踏まえ、海外における基金職員及び基金事業関係者の安全確保の観点から「安全管理室」を設置したほか、「独立行政法人国際交流基金海外安全対策規程」及び「海外安全緊急対策本部等設置要領」を新たに制定した。また、「海外安全対策マニュアル」を制定し、海外事務所長及び国内部署向けの研修等を実施した。

（３）周知の徹底と内部監査

内部統制に関する指示や命令・情報は、リスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会、情報セキュリティ委員会や運営検討会議、部長会等の内部会議を通して管理職が把握するほか、グループウエアを通して随時共有・周知をしている。一方、監査室では、法令・内規、意思決定ルールの運用・遵守状況、契約・支出の適正等、業務の適正性をチェックする内部監査を行っている。

（４）海外事務所、国内附属機関・支部に対する内部監査・会計監査人の実地監査

海外事務所及び国内附属機関・支部に対する内部監査及び会計監査人（監査法人）監査については、平成 29 年度は以下の実地監査が行われた。

ア．海外事務所に対する監査室の実地監査　　　　6 か所
イ．海外事務所に対する会計監査人の実地監査　　2 か所
ウ．国内附属機関に対する監査室の実地監査　　　2 か所
エ．国内附属機関に対する会計監査人の実地監査　1 か所（監査室と対象は重複）
オ．国内支部に対する会計監査人の実地監査　　　1 か所

（５）内部統制に関する研修

内部統制の向上のための職員の知識及び意識の涵養のために、以下のような職員対象研修を実施した。

ア．総務・システム・会計等実務研修（決裁・文書実務、情報公開・個人情報保護、安全管理、情報セキュリティ、会計事務等の指導）
イ．新入職員や海外赴任予定者対象のコンプライアンス研修・指導
ウ．ハラスメント防止や労働安全衛生管理の研修
エ．情報セキュリティ研修

（６）事業評価

事業評価については、独立行政法人通則法に基づき、平成 28 年度および第 3 期中期目標期間業務実績等報告書（自己評価書）を作成し、外務大臣の評価を受けた。また、第 4 期中期目標・計画に新たに盛り込まれた定量的な指標については、PDCA サイクルに基づく事業実施の基盤と位置付け、平成 29 年度上半期終了時に達成状況に関する中間レビューを実施し、平成 29 年度業務実績評価の準備作業を行った。また、主要な事業（主催・助成事業）について、事業の目的意識の明確化と目的に沿った事業成果と改善点の確認の徹底に取り組んだ。

３－３．指摘事項への対応
＜前年度評価結果＞ ●内部統制のための取組については、必要な規定の整備が完了し、内部統制委員会の新設等運用の段階に至っているところであり、引き続きその運用状況をチェックしながら、改善を図っていくことが必要。
＜前年度評価結果反映状況＞ リスク管理委員会を含めた各種委員会にて、課題や対策についての議論を深め、また内部統制委員会等にて取り組み全体に関する点検を行うなど運用を進めた。そのような議論も踏まえて、具体的には、リスク評価と対応の観点から「独立行政法人国際交流基金海外安全対策規程」及び「海外安全緊急対策本部等設置要領」を制定し海外における基金職員及び基金事業関係者の安全確保の体制を強化

したほか、職員の懲戒に関し「独立行政法人国際交流基金職員懲戒規程」「独立行政法人国際交流基金職員懲戒処分の指針」を制定するなど、内部統制の取組の改善を行った。
また、内部統制の制度運用状況は、年度終了後の監査においてもチェックを行った。

３－４．自己評価

＜評定と根拠＞

評定　Ｂ

根拠：

内部統制の取組については、業務方法書にもとづき、リスク管理委員会を含めた各種委員会にて課題の共有や対応方針についての議論を進めた。それらの議論も踏まえて、具体的には「独立行政法人国際交流基金海外安全対策規程」及び「海外安全緊急対策本部等設置要領」を制定し海外における基金職員及び基金事業関係者の安全確保の体制を強化したほか、職員の懲戒に関し「独立行政法人国際交流基金職員懲戒規程」「独立行政法人国際交流基金職員懲戒処分の指針」を制定するなど、規定の見直しや運用の改善を行い、統制環境の整備を進めるとともに、不注意に基づく資金運用上の法令違反の事案発生を受け、直ちに再発防止策を講じるとともに、コンプライアンス意識の徹底を図った。

監査室は、業務の適正性をチェックする内部監査を行い、中期目標達成指標（指標 14）の海外事務所及び国内附属機関・支部に対する実地監査については、海外事務所 6 か所及び国内附属機関 2 か所で実施した。別途会計監査人（監査法人）が行った海外事務所及び国内附属機関・支部の実地監査とあわせ、中期目標の指標達成のための平成 29 年度の進捗状況は良好である。

事業評価についても、平成 28 年度および第 3 期中期目標期間の業務実績報告書を適正に作成するとともに、平成 29 年度業務実績評価に向けた準備作業を取りすすめた。

上記により、所期の目標を達成していると自己評価する。

３－５．主務大臣による評価

＜評定と根拠＞

評定　Ｃ

根拠：

本項目の評価指標【指標 14】（中期目標期間中に全ての海外事務所及び国内附属機関・支部が、1 回以上内部監査又は会計監査人の実地監査を受ける）に関して、平成 29 年度に海外事務所８か所（全２５か所）、国内附属機関２か所（全２か所）、国内支部１か所（全１か所）について内部監査又は会計監査人の実地監査を実施しており、今中期目標期間における指標達成に向けて着実な取組がなされている。

また、内部統制環境の整備及び強化に関しては、独立行政法人の業務の適性を確保するための体制等の整備（総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた各種規程等の整備・制定を行うとともに、適切な統制環境の醸成及び個々の職員の意識向上のために、リスク管理委員会等各種委員会の場面を活用して理事長・役員等から職員について職務の基本姿勢等について指導を行い、職員に対しては内部統制に関する各種研修を行う等、重層的な対応を行っている点評価できる。

他方で、平成 29 年度には内部統制の問題に起因すると考えられる事案が２件（不注意に基づく資金運用上の法令違反事例及びヴェネチア・ヴィエンナーレ国際建築展における日本展示館キュレーターの選考における社会通念上不適切なプロセス）発生している。これらの事案は、発生原因及び内容は異なるものの、基金の内部統制に関わる問題であり、本評価においても勘案すべき事項である。

これらの事案については、その原因を究明し、再発防止に向けた対応を迅速に行っているものの、コンプライアンスに関する職員の意識や、規程の整備の面で継続的な見直し及び改善とその着実な実行が今後とも必要である。

以上により、評定はC「中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する」が妥当と判断する。

【課題と改善方策】
特になし。

【その他事項】
有識者の主な意見は以下のとおり。
ア．様々な内部統制の枠組みや研修・マニュアル類が整備され、運用されていることを評価するが、往々にして内部統制は形式化しがちであり、また不必要に書類作成が増えることも多い。第三者の視点を入れて緊張感を維持しつつも、業務の効率を毀損せず、実効性のある内部統制を実施することを求めたい。

イ．業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、定期的にモニタリングを行い、必要に応じ、各種規定の見直しや運用の改善を行い、統制環境の整備を進める必要がある。平成 30 年度については、内部統制に関する各種委員会が開催され、内部統制に関する研修も開催された点は評価できる。但し、「10」で記載した譲渡性預金の運用に関する不備は、ある意味内部統制の不備が原因であるとも言えることから、今後ますます内部統制の充実を図る必要がある。

４．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

独立行政法人国際交流基金　平成 29 年度評価　項目別自己評価書
（業務運営の効率化に関する事項/財務内容の改善に関する事項/その他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.13	事業関係者の安全確保
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度

３－１．各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 （３）事業関係者の安全確保 天災や突発的な事件・事故等の非常事態に備えるため、国際協力事業安全対策会議最終報告（平成28 年８月 30 日　外務省及び独立行政法人国際協力機構）も踏まえながら、海外治安情報の収集及び共有の体制整備、緊急時における行動規範の整備及び遵守徹底、危機発生時の体制整備及び事前の研修・訓練の徹底等を図り、海外における基金職員及び基金事業関係者の安全を確保する。
【中期計画】 ウ　事業関係者の安全確保 海外における基金職員及び基金事業関係者の安全確保のため、国際協力事業安全対策会議最終報告（平成 28 年８月 30 日　外務省及び独立行政法人国際協力機構）に示された内容も踏まえながら、安全管理に係る組織体制の整備、リスク情報配信サービスの利用等による脅威情報の収集と共有の体制強化、外部の専門家やコンサルタントの活用による安全対策の点検やマニュアルの整備、日本国内外における外務省・在外公館や関係団体との連携・情報交換の強化、基金職員及び基金事業関係者に対する研修・訓練の実施等の取組を進める。
【年度計画】 ウ　事業関係者の安全確保 国際協力事業安全対策会議最終報告（平成 28 年８月 30 日　外務省及び独立行政法人国際協力機構）に示された内容も踏まえながら、海外における基金職員及び基金事業関係者の安全確保のための取り組みを進める。 具体的には、安全管理を担う部署として「安全管理室」の設置と関連規程類の制定により組織体制を整備し、同管理室を中心として、リスク情報配信サービスの利用等による脅威情報の収集と基金内での共有、外部コンサルタントの活用によるマニュアル類の点検・整備・見直し等を行なうとともに、基金職員及び基金事業関係者に対する研修・訓練の実施や「たびレジ」登録の徹底などの措置を進める。また日本国内外において、外務省・在外公館や関係機関との連携・情報交換の強化に努める。
【主な評価指標】 【指標 15－１】安全対策に関わる体制の整備・強化の取組状況（安全対策に特化した部署の設置、情報収集と共有の体制整備、オンライン研修の導入等）

【指標 15－２】職員や派遣専門家等の「たびレジ」登録の徹底（「たびレジ」登録を、規程・契約書等に明記してルール化）

３－２．業務実績

海外における基金職員及び基金事業関係者の安全確保のため、平成 29 年 4 月に安全管理を担う部署として「安全管理室」を設置し、同室を中心として、リスク情報配信サービスや「たびレジ」等による脅威情報を収集、また実際に基金関係者が直面したリスクについても、グループウェアや会議にて共有を進めたほか、外部コンサルタントを活用し、基金本部用の「海外安全対策マニュアル」を制定し、それにもとづき派遣専門家等のための「安全対策の手引き」の見直しを行った。新たに制定した「海外安全対策マニュアル」をもとに国内各部署を対象とした机上訓練を実施し、また東京で開催した海外事務所長会議にて海外事務所長を対象とした研修も行った。「独立行政法人国際交流基金海外安全対策規程」「海外安全緊急対策本部等設置要領」の制定及び「独立行政法人国際交流基金旅費規程」等の改正により、「たびレジ」登録についてルール化し、旅行命令書の書式を改正することで実効性を担保することとしたほか、出張先等の危険レベルが高い場合の決裁権者を総務担当理事に改正した。また、上述のマニュアルを外務省と共有したほか、「国際協力事業安全対策会議」や「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」の会合に参加するなど外務省や関係機関との情報交換を行った。

３－３．指摘事項への対応
＜前年度評価結果＞ （なし）
＜前年度評価結果反映状況＞

３－４．自己評価
＜評定と根拠＞ 評定　B 根拠： 【指標 15－1】【指標 15－2】 海外における基金職員及び基金事業関係者の安全確保のため、「安全管理室」を設置し、関連規程規制の整備を行い、基金本部用の「海外安全対策マニュアル」を制定するなど、安全管理に関わる基本的な体制の整備がなされた。リスク情報配信サービスや「たびレジ」、各部署から脅威情報を収集し、グループウェアでは即時に、また定期的に会議にて共有するなど、情報収集と共有が強化され、また研修及び机上訓練により、安全管理に関する体制強化につながった。また「独立行政法人国際交流基金海外安全対策規程」の制定、「独立行政法人国際交流基金旅費規程」等の改正により、「たびレジ」登録について明確化した。また、「国際協力事業安全対策会議」や「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」の会合への参加など、外務省や関係機関との連携・情報交換の強化をはかった。 上記のとおり、海外における基金職員及び基金事業関係者の安全確保のために着実に取り組んでいることから、所期の目標を達成していると自己評価する。 【課題と対応】 引き続き脅威情報の収集・共有を行い、また研修を実施することで、安全管理に関する体制の整備・

強化につとめる。また基金本部用に制定された「海外安全対策マニュアル」や「安全対策の手引き」をもとに、各部署で作成している個別の専門家等派遣マニュアルや各国の実情に合わせて海外事務所毎に作成している安全対策のマニュアルの点検・整備を進める。

３－５．主務大臣による評価

＜評定と根拠＞

評定　B

根拠：

海外でのテロ事件等発生の増加を受けて、海外における基金職員及び基金関係者の安全確保を一層強化すべきとの考えの下、「安全管理室」を平成 29 年度に開設し、「海外安全対策マニュアル」等各種規程等の整備を行い、安全管理に関する基本的な体制の整備が進展した点高く評価できる。平成 29 年度はこの新たな体制の下、リスク情報配信サービス等を活用した脅威情報の収集と共有の強化、国内各部署における机上訓練等の実施を行うなど、常に安全管理にアンテナを張った対応が整いつつある【指標 15－1】。今後は、構築された体制を踏まえて、トップマネジメントの訓練参加や事前通告なしの抜き打ち訓練等の実施を進めていくことを検討すべきである。

また、各種規程の制定・改正により、職員や派遣専門家等の「たびレジ」登録をルール化し、各種提出書式の改正（「たびレジ」登録事項を要記載とする等）、その実効性を担保した点評価できる（【指標 15－2】）。

以上により、評定はB「中期計画における所期の目標を達成していると認められる」が適当である。

【課題と改善方策】

平成 29 年度に整った安全管理に関する新たな体制の一層の整備・強化が求められる。また、今後は海外事務所での安全確保に関する訓練、シミュレーション等の取組が必要。

【その他事項】

有識者からの主な意見は以下のとおり。

ア．安全管理室の設置や机上訓練の実施、外部コンサルタントの活用など、事業関係者の安全確保のための措置が強化されてきている。各部署を対象とした机上訓練の中身は承知していないが、手順確認訓練にとどまらないブラインドでの訓練であることが望ましい。また、トップマネジメントの机上訓練参加も不可欠である。

４．その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.14	情報セキュリティ対策
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度

３－１．各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 （4）情報セキュリティ対策 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（サイバーセキュリティ戦略本部決定）等を参考にしながら、関係規程及びマニュアルを整備し、情勢の変化に応じた不断の見直しを図るとともに、その適用状況のチェックを継続的に行う。また、定期的にセキュリティ体制の有効性を確認するとともに、更なる対策強化・改善に向けた検討を行い、常に最新の脅威に対応できる体制を整備する。
【中期計画】 エ　情報セキュリティ対策 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成28年度版）（平成28年８月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等を参考にしながら、情報システム委員会及び情報セキュリティ委員会を活用し、関係規程及びマニュアルを整備し、情勢の変化に応じた不断の見直しを図るとともに、その適用状況のチェックを継続的に行う。また、定期的にセキュリティ体制の有効性を確認するとともに、更なる対策強化・改善に向けた検討を行い、常に最新の脅威に対応できる体制を整備する。その一環として、職員に対し、情報セキュリティを脅かしうる事象への対処方法・手順を含めた情報セキュリティに関する教育等を実施し、組織的対応能力の強化を図る。
【年度計画】 エ　情報セキュリティ対策 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成28年度版）（平成28年８月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等を参考にしながら、情報システム委員会及び情報セキュリティ委員会を活用し、関係規程及びマニュアルを整備し、情勢の変化に応じた不断の見直しを図るとともに、その適用状況のチェックを継続的に行う。また、定期的にセキュリティ体制の有効性を確認するとともに、更なる対策強化・改善に向けた検討を行い、常に最新の脅威に対応できる体制を整備する。その一環として、職員に対し、情報セキュリティを脅かしうる事象への対処方法・手順を含めた情報セキュリティに関する教育等を実施し、組織的対応能力の強化を図る。
【主な評価指標】

３－２．業務実績

（１）システム上の情報セキュリティ対策については、情報システム委員会を通じて、現状の対策状況の報告及び今後の対策強化及び改善に向けた検討を行い、最新の脅威（高度サイバー攻撃等）に対応できるシステム上の対策導入計画（平成30年度～平成33年度）を策定した。

（２）新たに発見されたソフトウェアの脆弱性に係る対策は、外務省、NISC及びコンピューター技術会社等から情報が届き次第、速やかに関係部署に通知し、必要な措置を講じてきた。

（３）関係規程及びマニュアルの整備については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成28年度版）等を踏まえて、現行の情報セキュリティ規程等の改定作業に着手した。また、グループウェア管理規程を制定した。

（４）職員に対する情報セキュリティに関する教育については、新入職員向けには、主として情報セキュリティ対策基準利用者向けマニュアルの説明及び標的型攻撃メールについての研修、情報セキュリティ担当者向けには、情報セキュリティを脅かしうる事象への対処方法・手順についての研修、及び全役職員を対象とした標的型攻撃メール訓練を実施した。

３－３．指摘事項への対応
＜前年度評価結果＞ （なし）
＜前年度評価結果反映状況＞

３－４．自己評価
＜評定と根拠＞ 評定　B 根拠： 　システム上の情報セキュリティ対策については、情報システム委員会を通じて最新の脅威（高度サイバー攻撃等）に対応できるシステム上の対策導入計画（平成30年度～平成33年度）を策定し、常に最新の脅威に対応できる体制の整備が進んだ。 　新たに発見されたソフトウェアの脆弱性に係る対策は、順次実施することができたため、大きな情報セキュリティ・インシデントの発生を防ぐことが出来た。 　関係規程及びマニュアルの整備については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成28年度版）等を参考にしながら現行の情報セキュリティ規程の改定、情報セキュリティ細則の制定、情報セキュリティ対策基準の見直し作業に着手した。 　職員に対する情報セキュリティに関する教育については、新たな脅威については即時に周知するほか、新入職員、情報セキュリティ担当者及び全役職員を対象に、それぞれに必要な研修を行い、組織的対応能力の強化につながった。 　上記により、所期の目標を達成していると自己評価する。 【課題と対応】 　政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成28年度版）（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等を参考にしながら、平成30年度中に情報セキュリティ規程の改定、細則の制定、情報セキュリティ対策基準の見直しを完了する。また、引き続き、定期的にセキュリティ体制の有効性を確認するとともに、更なる対策強化・改善に向けた検討を行い、常に最新の脅威に

対応できる体制を整備する。その一環として、職員に対し、情報セキュリティを脅かしうる事象への対処方法・手順を含めた情報セキュリティに関する教育等を実施し、組織的対応能力の強化を図る。

３－５．主務大臣による評価

<評定と根拠>

評定　Ｂ

根拠：

情報システム委員会を通じて最新の脅威に対応できるシステム上の対策導入計画を策定し、最新の脅威に対応できる体制を整備した点、また職員に対する情報セキュリティ研修を実施し、個々の職員の意識を高めるべく取組を行った点評価できる。

他方で、関係規程、マニュアルの整備については、平成 28 年度に決定された政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に対応させる形にすべく見直し作業に着手したとのことであるが、情報セキュリティ対策の基礎とも言える部分であるところ、対応の早期完了が望まれる。

【課題と改善方策】

情報セキュリティに関する事案が政府全体でも頻発しているところであり、基金としても、海外事務所を含めて、統一基準への対応はもとより、実効性のあるセキュリティ体制を構築することが望まれる。

【その他事項】

有識者の主な意見は以下のとおり。

ア．近年サイバー攻撃やサイバー犯罪が横行し、その手口も巧妙になっている。情報セキュリティ対策は国際交流基金にとっても重要な課題といえ、標準的な措置がとられていると認識しているが、国内外の類似組織とも情報共有しながら、引き続きしかるべき対応を実施することを期待する。

４．その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）